

MON03199203790

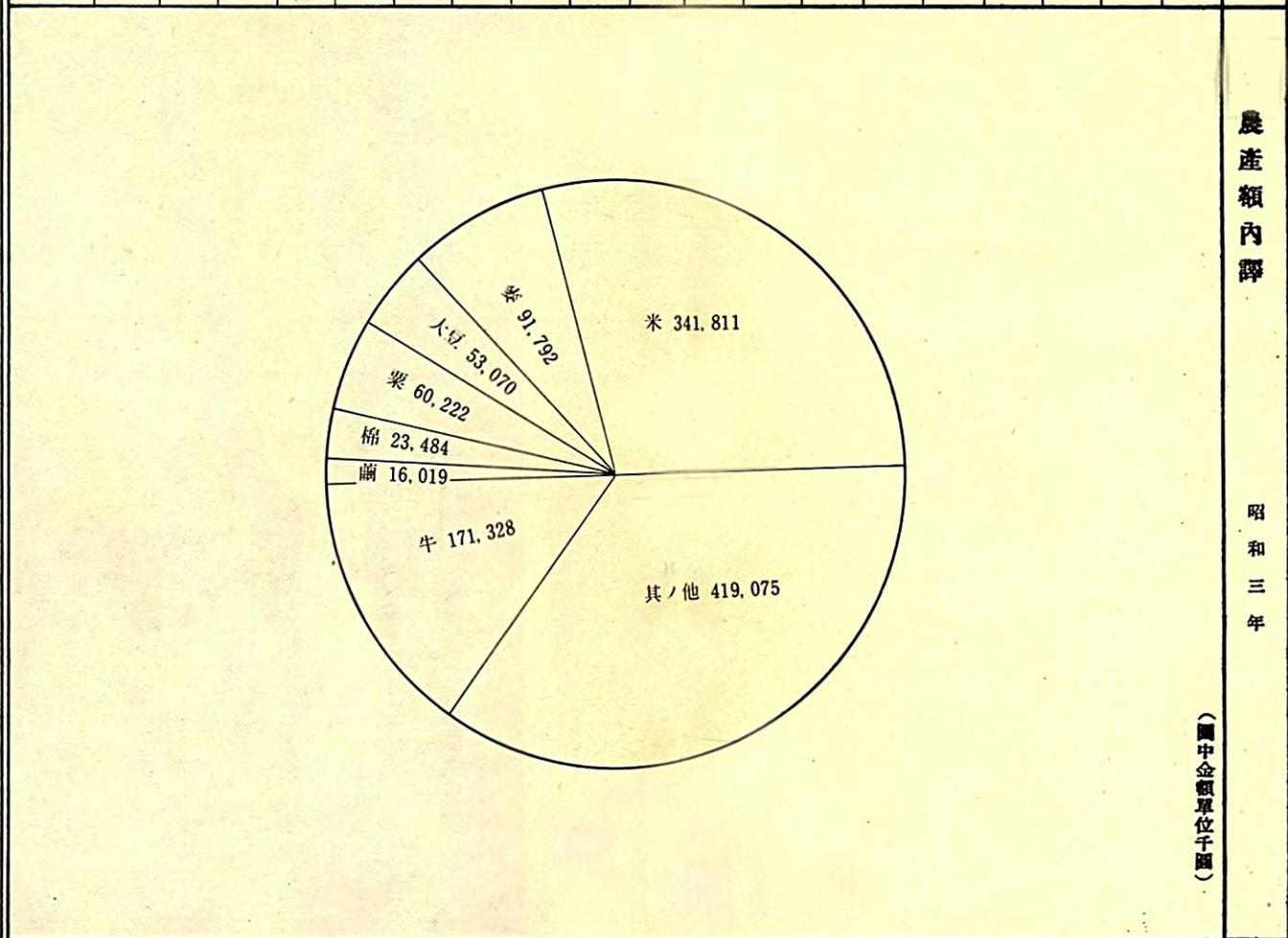
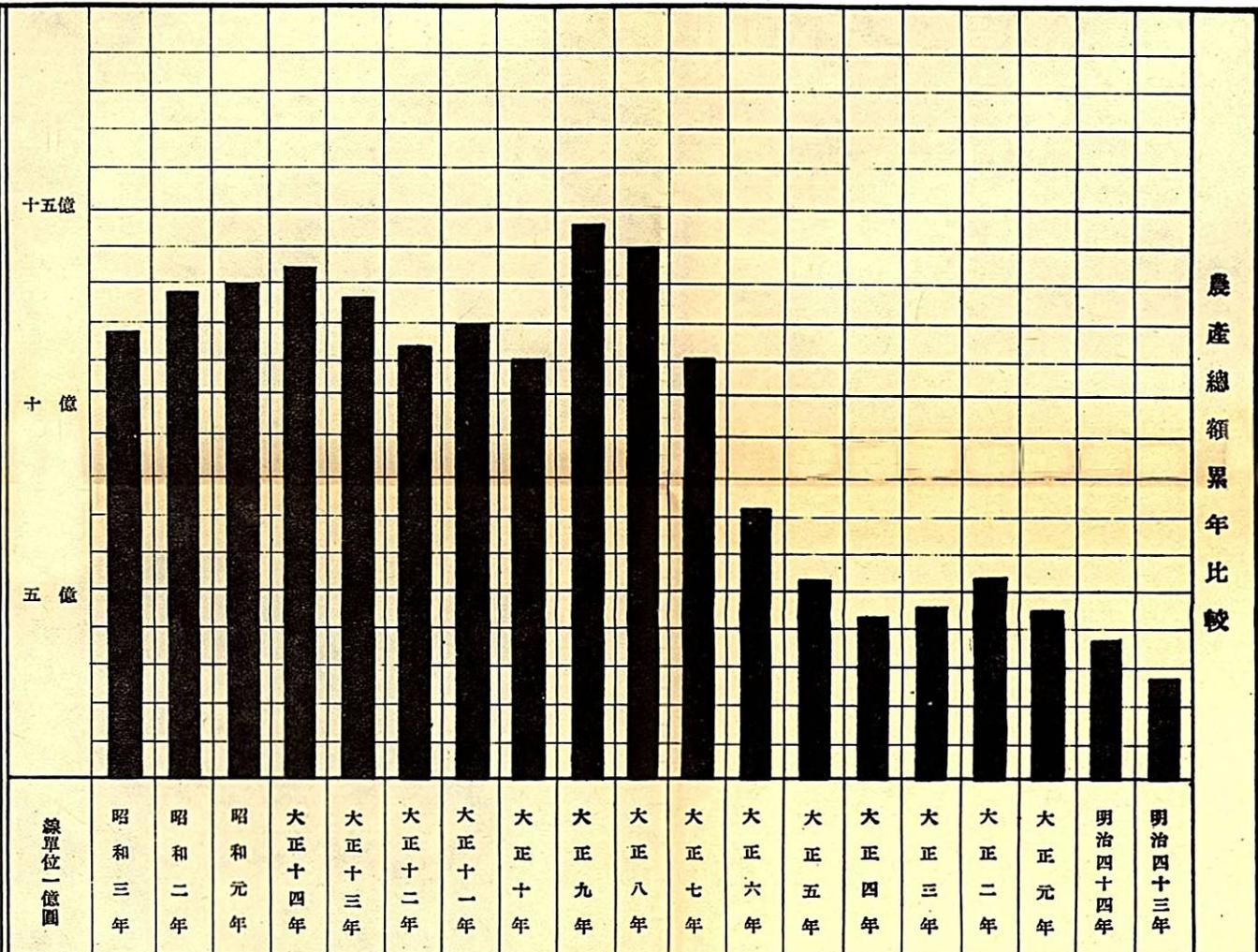
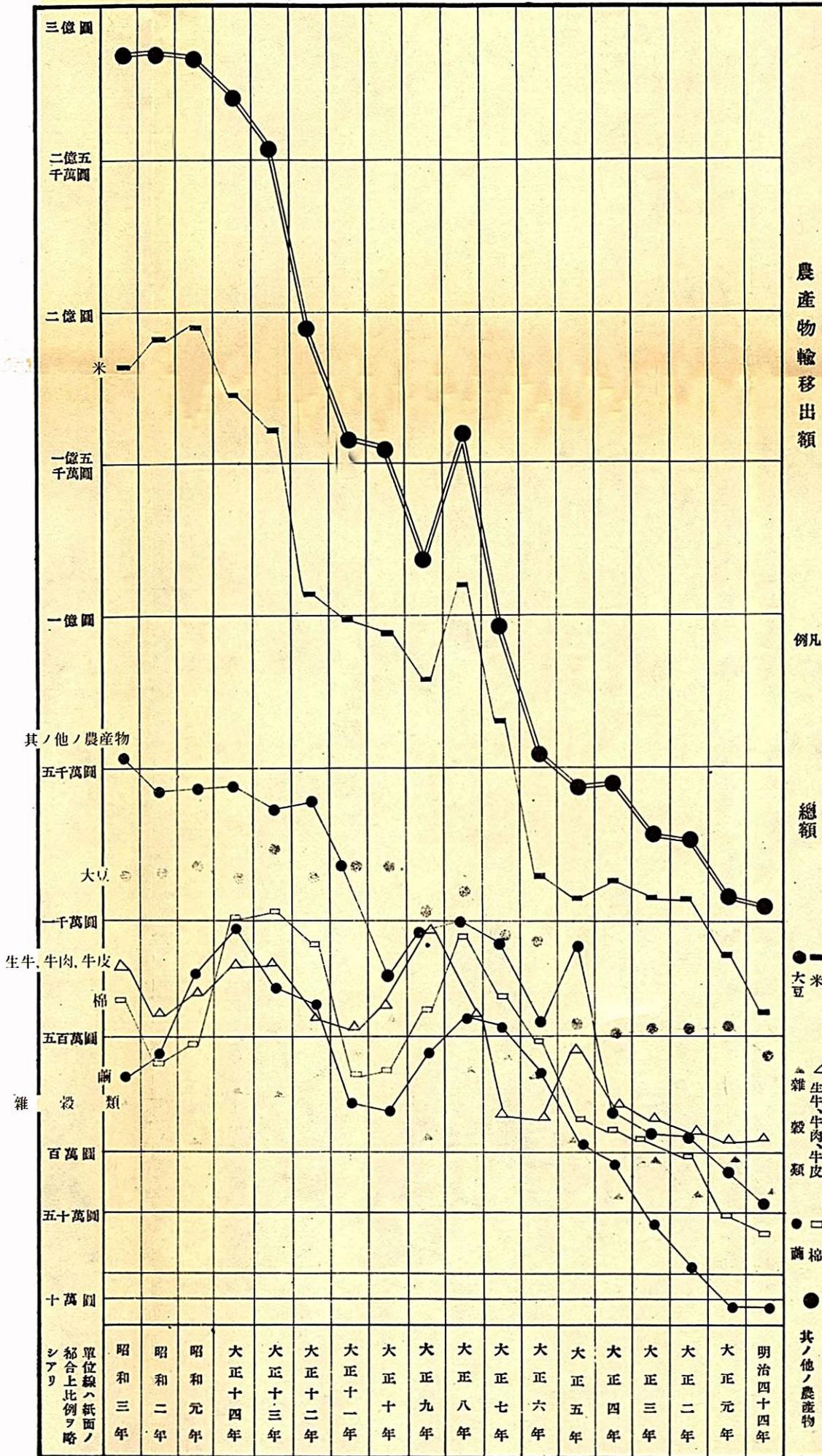
一
九
二
八
年

朝鮮の農業

朝鮮總督府殖産局

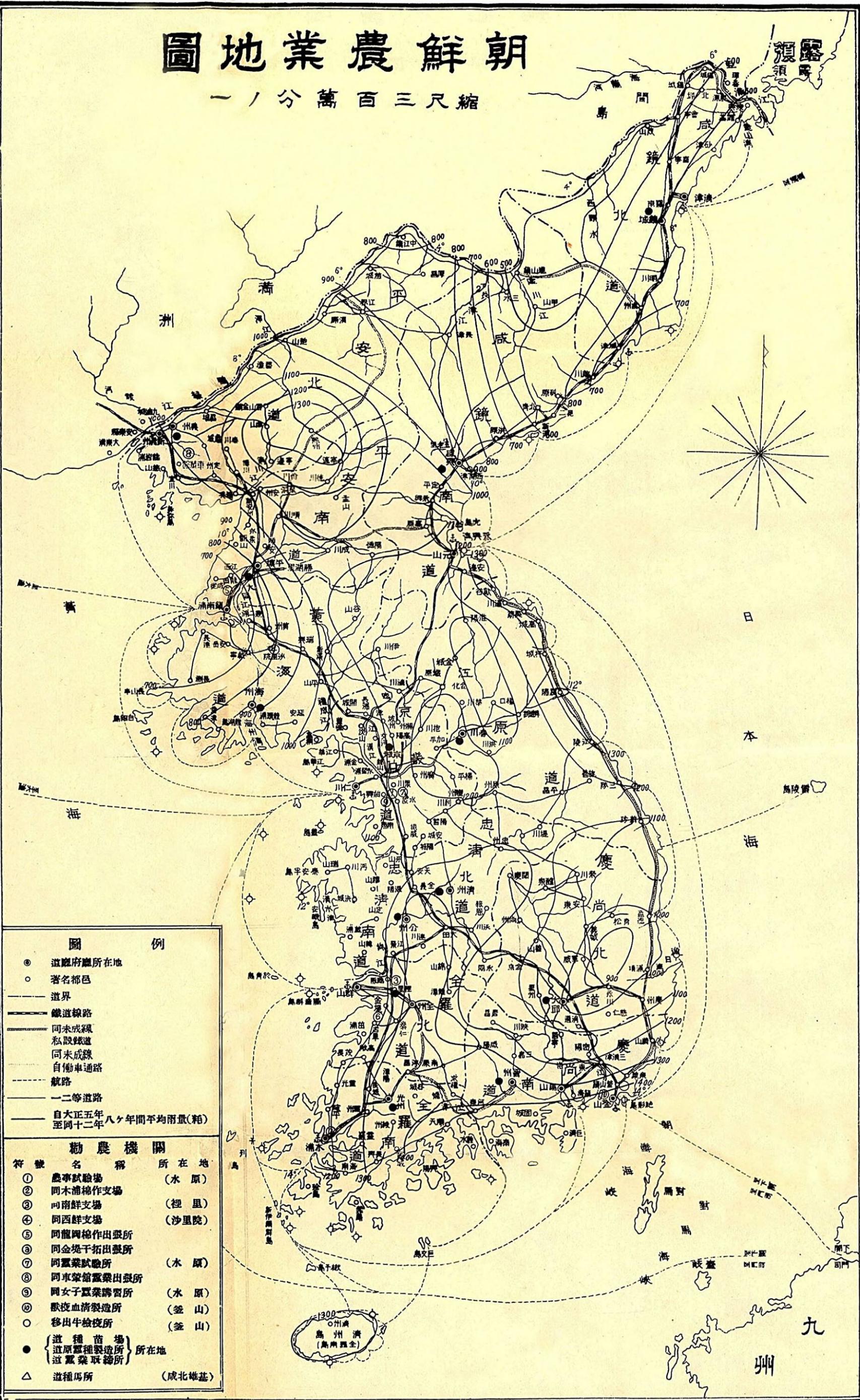


圖 達 發 業 農 鮮 朝



朝鮮農業地圖

縮尺三萬分一



圖例	
●	道廳府廳所在地
○	著名郡邑
—	道界
—	鐵道線路
—	同未成線
—	私設鐵道
—	同未成線
—	自動車通路
—	航路
—	一、二等道路
—	自大正五年八月年間平均雨量(箱)至同十二年

勸農機關		
符號	名稱	所在地
①	農事試驗場	(水原)
②	同木浦棉作支場	
③	同南鮮支場	(裡里)
④	同西鮮支場	(沙里院)
⑤	同龍岡棉作出製所	
⑥	同金堤干拓出製所	
⑦	同蠶業試驗所	(水原)
⑧	同車榮蠶業出製所	
⑨	同女子蠶業講習所	(水原)
⑩	獸疫血清製造所	(釜山)
○	移出牛檢疫所	(釜山)
●	{道種苗場}	所在地
●	{道蠶業製造所}	
△	道種馬所	(咸北雄基)

朝鮮の農業

目次

第一章	總說	一
第二章	耕地	七
第三章	氣象	三四
第四章	作物	三八
第一節	米	三八
第二節	麥類	五一
第三節	大豆	五四
第四節	穀物検査	五七
第五節	雜穀	六二
第六節	甘藷及馬鈴薯	六七
第七節	棉	六八

第八節 麻類及甜菜.....七六

第九節 果樹.....七八

第十節 農具.....八七

第五章 蠶業.....八九

第一節 栽桑.....八九

第二節 養蠶.....九二

第三節 製絲.....九八

第六章 畜産.....一〇二

第一節 牛.....一〇二

第二節 馬.....一〇九

第三節 綿羊.....一一一

第四節 豚鶏.....一一二

第五節 牛皮其の他の畜産物.....一一六

第六節 獸疫豫防.....一一九

第七章 肥料.....一二三

第一節 概論.....一二三

第二節	自給肥料	一三三
第三節	販賣肥料	一二四
第四節	肥料取締	一二五
第八章	副業	一三五
第九章	勸農機關	一三八
第一節	農事試驗場	一三八
第二節	道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所	一四五
第三節	農業技術員の配置	一四七
第四節	農業團體	一四八
第五節	勸農に關する經費	一五〇
第十章	農業經濟及農業制度	一五四
第一節	農業金融	一五四
第二節	租稅公課	一五八
第三節	中小農民保護	一六〇
第四節	小作制度	一六二

第五節 內地人農事經營及移民..... 一六七

第六節 農業教育..... 二〇〇

附表

第一表 農產物生產價額累年表

第二表 農產物及同加工品輸移出入額累年表

第三表 農產物及同加工品輸移入額累年表

第四表 耕地面積表

第五表 農家戶數表

第六表 米生產統計表

第七表 麥生產統計表

第八表 豆類生產統計表

第九表 粟及甘藷、馬鈴薯生產統計表

第十表 棉及麻類生產統計表

第十一表 農用器具機械普及狀況表

第十二表 繭生產統計表

第十三表 家畜家禽現在高表

第十四表 主要畜產物生產統計表

朝鮮の農業

第一章 總說

農業は古來朝鮮の國本にして現時に於ても朝鮮産業の樞軸たり。總人口の八割之に従事し農産品の生産額は産業總生産額の約八割に當り、農産物及同加工品の輸移出額は總輸移出額の約八割を占む。故に農業の改良發達を圖るは直ちに以て朝鮮の富力を増進し多數民衆の幸福を進むる所以なるを以て農業に關しては他の産業に比し特に多額の經費を支出し之が振作に力を致せり。

始政當初に於て農業振作の目標としたる所は先以て窮乏せる鮮内の食糧を充實し併せて貧弱なる農家の經濟を向上せむが爲(一)食糧品の生産を増殖すること(二)輸移入農産物に對しては出來得る限り之が自給を圖ること(三)内地及隣接國に對し輸移出の見込ある産物は勉めて生産の改良増殖を圖り一面鮮内の消費を節約し輸移出額を増加することに重きを置きたり。

之を要するに始政當初農業振興の大眼目は先以て生産物の改良増殖を圖るに在りたり。而して此の目的を達成すべき手段は概ね左記の事項に其の基礎を置きたり。

一、氣候土質の適否に鑑み適所に適應作物を分布すること。

- 二、在來作物の品種を改良すること
- 三、有利なる新作物を輸入し栽培の普及を圖ること
- 四、肥料の増施を圖ること
- 五、水利灌漑の設備を改善すること
- 六、未墾地の利用を増進すること
- 七、家畜家禽並其の製品の改良増殖を行ふこと
- 八、養蠶其の他の副業の奨励を行ふこと

然れども之が實行に當りては當時農民の知識程度低く農法頗る幼稚にして農家經濟亦貧弱なりし等の實情に鑑み四大要綱を根本方針と爲したり。

- 一、奨励事項の多岐に涉らざること
- 二、其の實行簡易にして費用の支出は皆無又は少額なるべきこと
- 三、其の効果の的確なること
- 四、實地に就き具體的に指導を爲すこと

上述の方針の下に勸業機關として中央に農事試驗場、地方に道種苗場、道原蠶種製造所等を設け一面本府並地方廳に技術員を配置して農民の指導啓發に勉めしが叙上の方針は能く當時の事情に適合し過去十

餘年間に於ける進歩の實績寔に顯著なるものあり。特に歐州大戰に伴ふ時局の影響は農産物價格の騰貴を誘致したるを以て當時に於ける農産物改良増殖の成績は一層顯著なるに至れり。茲に朝鮮農業の現勢に就き略述せむとす。

朝鮮に於ける耕地の總面積は畝(内地の田に該當す以下倣之)約百六十一萬町歩、田(内地の畑に該當す以下倣之)約二百八十四萬町歩、火田約十五萬町歩合計四百六十萬町歩に達し之を陸地全面積に對する開拓の割合よりするも農家一戸當の面積より見るも内地に比し決して狹少なるに非ず。然れども韓國時代多年稅政打續きたる結果土地荒蕪し地力減耗し生産力の僅少なるは到底内地と同日の論にあらざるなり。故に今後地方の培養、資金勞力の投下を厚うするに於ては今日の頽勢を挽回し現在の生産を倍加する亦必ずしも難きにあらず、又農家の戸數は約二百八十萬戸にして決して農業勞力の不足を感するにあらずと雖中世以來土地の兼併行はれ農家の大部は地主と小作農とに兩斷せられ自作農寡少なる爲小作制度の缺陷と相俟て農民は一般に懶惰無爲を事とし農業の改良を企劃せむとする意氣に乏しきを缺點とす。總督府設置以來此の點に留意し努めて勤儉力行を奨勵し農民の覺醒を促しつゝあり時勢の推移と相俟て將來農家の面目を一新するの時機到るべきを疑はず。

營農方法は大體内地と其の軌を一にし氣候土質亦内地と大差なきを以て内地に於て生産し得べき作物にして朝鮮に於て生産し得ざるもの殆んど罕なり。作物の分布は食糧作物を主とし衣料其他の工業原料用

作物之に亞ぐ。食糧作物中最主要なるものは米にして麥、粟、大豆之に亞ぐ其の年産額は大約米千五六百萬石、麥類九百萬石、大豆四百萬石、小豆其の他豆類百二十萬石、粟五百萬石、諸雜穀三百四五十萬石にして果實、蔬菜も相當産額あり。特用作物に在りては棉一億七千萬斤、麻類五百六十萬貫を主とし楮、莞草、甜菜等亦栽培せらる。即ち内地に比較して畑地の分布多きを以て豆、雜穀、棉等畑作物の比較的多量に生産せらるゝを見るべし。

蠶業は古來多少の素地ありと雖萎微振はざりしを以て現時の蠶業は寧ろ始政以後の創始に係るものと謂ふべし。氣候、風土、農閑の餘剩等各種の要素具備せるを以て養蠶は朝鮮に最も好適せる新産業にして昭和三年の産繭額は未だ三十八萬石に過ぎずと雖既往の實績年々累加の趨勢に徴し今後相當の年數を経過するに於ては繭の年産額を一百萬石以上に達せしむるは蓋し難事に非ざるを以て大正十四年以降の十五箇年を期し之が實現を期せんとする計畫を樹て實行中に在り。

畜産業は從來素地を有し一般農民は愛畜の念に富み牧畜事業に經驗を有せり。現在家畜頭數を調査するに牛百六十萬頭、馬六萬頭、豚百三十萬頭、鶏六百萬羽にして牛を以て最重要とす而も其の品種の頗る優良にして朝鮮牛の名廣く内外に宣傳せらる。豚、鶏は農家の副業的飼養に依るを以て今後需要の増加に従ひ發達の見込充分なり。

前述の如く普通農作、養蠶、畜産の各業に互り諸種の産物何れも相當の産額を有するを以て朝鮮内の需

要を充たして餘りあるものは之を内地及外國に供給せり。其の主なるもの、年輸移出額は大約米七百萬石、大豆百四五十萬石、繰綿一千萬斤、果實二百萬圓、人蔘二百萬圓、煙草四十萬圓、繭百八十萬斤生絲一千六百三十萬圓、生牛五萬頭、牛皮六百萬斤等なり。又農用物若は其の加工品にして輸移入を仰ぐものは粟二百萬石、米五十萬石、小麥粉六千萬斤、柑橘百七八十萬圓、茶五十萬圓、砂糖一千萬圓、清酒百四十萬圓、麥酒二百五十萬圓、煙草四百萬圓、繰綿及打綿六百萬圓、綿絲九百萬圓、繩ひ蓆百二十萬圓等なり。其の貿易の對手は大部分内地にして大正九年關稅制度の變革以來内鮮間の經濟關係は一層密接を加ふるに至れり。

之を要するに朝鮮は製造工業未だ發達せず農業、漁業、鑛業等概ね原始的産業を主とするを以て生産品中苟も内外の需要を喚起し得べきものは之が生産を奨勵して内地又は外國市場に販路を求むると共に農産物の如きは出來得る限り輸移入を防遏し以て貿易の均衡と經濟の殷賑とを圖るを本義とすべし。而も朝鮮は尙勞力豊富、且勞銀低廉、公課其の他生産に要する費用一般に低きを以て農業の如きは寧ろ内地に於ける經營に比し有利なるは勿論なり。故に今後は内地に於て供給の不足せる米、小麥、大豆、果實、生牛、牛皮の如きは一層鮮内の生産力を擴張して内地に供給し、進んで内地以外に於て需要の旺盛なる果實、人蔘、煙草又は蠶絲等の如きに就ては努めて海外に販路を求めむことを期す。此の如くなるに於ては各種産物の生産増加の餘地多大なるに想到し朝鮮農業の前途は寔に多望なりと謂ふべし。

既往に於ける農業進歩の實績を例證せむが爲左に生産價額及貿易價額増進の趨勢を表示す。

農産物生産價額及輸移出入價格累年對照 (單位千圓)

年次	生産額	指	數	輸移出額	指	數	輸移入額	指	數
明治四十三年	二四,七三三	✓ 100	—	—	✓ 100	—	—	—	—
同 四十四年	二五,三三四	一〇七	—	一,二七六	一〇〇	—	一〇,五五五	一〇〇	—
大 正 元 年	四三,一〇七	一〇	—	一五,八八四	二四	—	一三,八八三	一三三	—
同 二 年	五〇,八一九	二〇	—	二四,四七六	一九三	—	三〇,〇五六	一〇六	—
同 三 年	四六,九三九	一九〇	—	二七,〇七〇	二二	—	一六,三七七	一五二	—
同 四 年	四八,七八〇	一九七	—	四〇,七三四	三三〇	—	一三,九〇〇	一三三	—
同 五 年	五〇,〇二五	二〇五	—	四〇,一三〇	三二四	—	一六,五五五	一五七	—
同 六 年	五七,三九三	二九二	—	五六,二七三	四四〇	—	二〇,五六五	一九五	—
同 七 年	一〇九,九七三	四四五	—	九八,六六九	七七三	—	二六,五七七	二五三	—
同 八 年	一三九,三三〇	五七五	—	一六四,六一三	一,三九〇	—	五八,〇九二	五五〇	—
同 九 年	一四三,三七四	五九三	—	二四,三〇四	九七四	—	六六,二七七	六六	—
同 十 年	一七七,三六四	四五四	—	一五,二三四	一三〇	—	四九,四六二	四六九	—
同 十 一 年	一八四,九三七	四九三	—	一五,七二二	一三三	—	五九,〇七七	五三	—
同 十 二 年	二一六,七〇三	四八二	—	一九八,三〇六	一,五五三	—	六二,一八三	三八九	—
同 十 三 年	二六六,〇九三	五三三	—	二六〇,五九六	二,〇二六	—	九二,五六六	八七七	—

同 昭 同	同 昭 同	同 昭 同	同 昭 同	同 昭 同	同 昭 同
三 二 三	三 二 三	三 二 三	三 二 三	三 二 三	三 二 三
年 年 年	年 年 年	年 年 年	年 年 年	年 年 年	年 年 年
一、四三、四七	一、三〇、四六	一、四三、四七	一、四三、四七	一、四三、四七	一、四三、四七
一、三〇、四六	一、三〇、四六	一、三〇、四六	一、三〇、四六	一、三〇、四六	一、三〇、四六
一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三
一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三	一、二六、四三
五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五
五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五
二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九
二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九	二、七九、二九
二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六
二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六	二、二六、六
一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六
一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六	一、四一、四六
一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇
一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇	一、三九、〇

備考

一、大正八年に於ては近年稀有の早魃生じたる爲生産數量及輸移出數量減少せるも單價の騰貴に依り總價額に於ては増加を示せり又同年輸移入額は食料品の數量及單價の増加に依り總價額激増せり。
 二、輸移出額及輸移入額の指數の基準は之を明治四十四年となせり。之れ同年に於て貿易に供せらるゝものは主として明治四十三年の生産に係るを以て生産額との對照連絡を便にせんが爲なり。

第一章 耕地

朝鮮は古來農業を以て産業の大宗と爲し各般の産業的施設皆農業を以て基幹と爲せり。故に李朝の初期に在りては爲政者は水利灌漑に意を用ひ各道に堤堰(溜池)及淤(井堰)の完成せられたるもの堤堰六千餘淤二萬餘を算するに至れり。然れども李朝の中葉以降稅政相次ぎ漸次侵占、盜耕等の因を襲ね遂に冒耕荒廢に歸し殆ど昔日の俤を止むるもなく租稅の苛斂、地主の誅求と相俟て水利の施設は愈々荒廢し纔かに應急的姑息の設備に依りて灌漑をなすもの全面積の二割弱を占むるに過ぎずして爾餘八割餘の水田は其の運命を擧げて不安なる天水に委するの狀態にありしを以て帝國保護政治の初頭明治三十九年を以

て水利に由る土地の灌漑、疏鑿、開拓に關する事業の爲水利組合の設立を認むるに至れり。然れども當時民力疲弊の極に達し且農家の知識甚だ低級なりしを以て水利組合の事業は著しく進捗するに至らずして近年に及びたり。始政以來耕地に關する施設を述べれば左の如し。

甲、大正八年度以前の施設。

- (一) 土地調査の完成 從來朝鮮には地籍の制度なく土地の所有權は極めて不確實の状態なりしを以て明治四十二年より調査を開始し八年の星霜を経て大正六年に至り全道に亙り之が完成を見るに至れり、尤も林野は土地調査の範圍外なりしを以て大正八年度より之が調査に着手し大正十三年に全鮮の調査を完了するに至れり。

- (二) 國有未墾地の貸付及付與 干潟、河邊、又は山麓に於て民有に屬せざる可耕地の存在するもの少からずと雖も未だ調査を経ざるを以て的確なる國有未墾地の面積を知るに由なく概測に依り干潟二十餘萬町歩、河邊荒蕪地三萬餘町歩と稱せられ山麓傾斜地の地積は未詳に屬す。而して是等未墾地は之を開拓して土地利用を完からしむるの必要を認め保護政治の初期に於て國有未墾地利用法を發布し一定の事業を經營することを條件として未墾地を一定期間内貸付して料金を徴し事業成功の上は其の土地を無償又は有償を以て供與することゝなれり。然れども此の法令は單に貸付に關する事項の規定に急にしてイ)貸付後に於ける指導助成の施設極めて薄きこと、ロ)受貸付者の企業設計宜し

きを得ざるのみならず技術能力に乏しく事業實施の方針及工事實行の方法其の當を得ざるもの多きことハ受貸付者の資金調達不如意なりしことニ貸付に際し徒に權利を獲得し賣買を目的とせる者の取締不充分なること等の原因に依り國有未墾地の處分は相當進捗したるに拘らず其の利用は甚だ不振の状態に在りたり。

(三) 堤堰淤の修築 在來の主なる水利灌漑の設備は堤堰淤にして其の數堤堰は六千餘、淤は二萬餘を算せり。然れども是等は殆ど荒廢に歸し其の用を爲さざるを以て始政後に至り地方廳の調査設計と國庫の補助並蒙利者の賦役を促し指導獎勵を加へたる結果大正八年度未迄に修築を了したるもの堤堰淤一千九百七十三箇所其の灌漑面積五萬二千町歩に達せり。大正八年以後は地方廳に財源を移付して地方廳をして之が助成に當らしめたり。其の面積未詳なるも相當面積に達する見込なり。

(四) 水利組合の設立及其の助成 水利組合條例發布せられたるも民度低き鮮人間には共同施設を爲すもの少く、偶々内地人の營農者漸次移住し大規模の農事經營を企劃する者増加すると共に水利組合設立の機運漸く動くに至りたるを以て大正六年朝鮮水利組合令を發布して舊條例に代へたるも水利組合の設立には事業の調査設計の完備を必要とし之が爲には多額の經費を投じ又は適當の技術者を臨時に備入るゝ等困難なる事情を存し水利事業の勃興遅々として振はず。依て大正八年四月水利組合補助規程を制定し事業の調査計劃を政府に於て施行すると共に工事費補助として事業費の一割

五分以内を國庫より下付することゝなれり。

(五) 開墾事業補助 開墾干拓の事業に付ては水利組合に屬する灌漑設備の工事費に對し前號の補助

を與ふること及國有未墾地の貸付又は付與を爲すの外一般的助成施設なかりしが、大正八年夏季に於ける旱魃は近年稀有の災害にして就中京畿、黃海、平安南北の四道最も悲惨の狀を極めたるを以て是等地方に於ける被害民に勞銀を得せしめ生計を維持せしむる一端に供する爲旱害地方に於て土工業を促進せしむる目的を以て開墾事業を經營する者に對し相當補助金を交付することゝ爲し其の旱害救濟期間たる大正八年十一月より大正九年六月迄に交付したる補助金の總額約四十五萬圓に達せり。

乙 朝鮮產米増殖計劃に依る施設

朝鮮は米作上天恵の地なるも其の生産未だ貧弱なるは一に人爲の之に伴はざるが爲にして併合以來大正八年に至る九箇年間產米増殖の施設として主として品種改良及自給肥料の獎勵に努めたる結果生産年額約六百萬石輸移出年額約二百五十萬石を増加するに至り良好の成績を收めたるも如上の施設は直ちに是等農事改良に依り米の增收を期し得べき畚の全部に普及し既に之が獎勵擴張の餘地なきに至れるを以て更に大に產米増殖の途を講せむと欲せば先づ以て農事改良の基礎たるべき耕地の改善擴張を圖らざるべからず而して幸にして朝鮮には極めて有利に是等土地改良事業を經營し得べき土地少から

す其の見込面積大約左の如し。

現在畚の灌漑設備を改善し得べき土地四十萬町歩、現在田地を變換して畚と爲し得べき土地二十萬町歩、荒蕪地干潟地を開墾干拓して畚と爲し得べき土地二十萬町歩、合計八十萬町歩。

前記面積推定の基礎左の如し。

(一) 灌漑改善 約四十萬町歩

右は現在畚百五十六萬七千町歩の内既に灌漑の便あるもの三十三萬五千町歩を除きたる殘地積百二十三萬町歩の内約三分の一を改善し得べきものと看做せり。

先年土木部に於て同一の目的を以て實地を踏査し概測調査したる結果十三大河川の流域内に於て一團地二百町歩以上にして改良上有望と認めたるもの二百九箇所其の總面積約二十二萬五千九百町歩あるを以て右流域内に於ける二百町歩以下のもの及右流域以外に於て改良し得べきものを精細に調査するときは少くとも其の倍數即ち約四十五萬町歩位は之を改良し得べしと推測するは不當にあらざるべきに依り灌漑改善の見込面積を前記の如く約四十萬町歩と看做せり。

(二) 地目變換 約二十萬町歩

右は現在田面積約二百八十萬町歩の約百分の七を見込みたるものなり内地に於て開墾助成法制定の當時農商務省の調査したる土地改良三十年計畫にも内地の開墾歩合を畑總面積の一割と計算せるを

以て此の例に據るときは朝鮮に於ける地目變換見込面積は二十八萬町歩と計算し得べきも計畫の安
全を圖り假りに之を田總面積の百分の七と看做せり。

(三) 開墾干拓 約二十萬町歩

右は開墾の目的たる河邊荒蕪地は總計約七萬四千町歩なるも將來治水事業の進行に伴ひ防水工事の
施設を要するが故に本計畫に於ては右工事を施行する曉に於て堤内の區域に屬し耕作の用に供し得
べしと認むるものゝみを見積り約三萬町歩と假定せり又干拓の目的たる沿岸干潟地見込面積は之を
推定すること困難なるも從來の踏査又は概測に依り比較的容易に工事を施行し得べしと認むるもの
約二十一萬町歩あるを以て右二者を總合して合計二十四萬町歩の内約二十萬町歩を本計畫に加へた
り。

惟ふに帝國に於ける食糧問題の解決に資せむが爲急速なる産米増殖の方途を策せむと欲せば前記土
地に對し速に改良事業を遂行する爲一定の計畫を樹つるの要あり仍て大正九年以降三十年を期し前
記の改良事業を遂行する方針の下に先づ以て向ふ十五箇年間に其の約二分の一に對し改良事業を完
了し一面耕種法の改良に付ても一層の獎勵を加へ以て九百萬石の産米増加の計畫を樹てたり。

爾來着々事業の進捗を圖りたりと雖計畫の當初に於て企圖したる事業實行機關の實現を見ざると計
畫樹立後に受ける財界の變動に伴ひ企業熱は頓に衰退し殊に一般金利の高率にして工事費に對する

二割乃至三割の政府の補助金を以てしては採算甚だ困難なる等諸種の事情に依り實施以來大正十四年末に至る六箇年間に於ける成功豫定面積約九萬町歩に過ぎずして事業進展豫期の如くならざるを以て速かに之れが對策を講ずるの必要を認め更に從來計畫の一部を更新し低利資金の斡旋供給等
新に諸般獎勵施設の方途を定め大正十五年度以降之れが實行に着手せり。

以下産米増殖計畫の施設に付き項を分ちて説明すべし。

一 土地改良基本調査

朝鮮に於ては前述の如く灌漑改善、地目變換、開墾干拓等各般の土地改良事業を實施すべき箇所頗る多きも從來精確なる調査資料に乏しく是等事業の緩急連絡又は統一を的確ならしむること能はざるのみならず投資家に在りても企業者の前提として自ら事業を經營すべき適地の搜索に尠なからざる勞資を費さざるべからざるを以て一般企業者の意氣を阻喪せしむること尠とせず依て朝鮮産米増殖計畫の確立せらるゝや其の施設事項の一として全鮮に互り水系別に地押的に將來土地改良事業を施行し得べき地區の所在、面積、用水の關係、利用の方法、工事費の概算等を調査し將來に於ける耕地改良擴張の基本資料と爲すと共に其の結果を公表して普く一般企業家の資料に供し以て事業の促進に資せむとし、大正九年より調査に着手し昭和四年度末迄に調査を完了せり。而して是等調査完了の地域中土地改良事業を施し得

べし地域数は二千百六十九箇所にして其の面積は

既成畝の灌漑改善

三三二、七九六町歩

田を畝とする地目變換

一四六、八七七

開墾

一六、六二三

干拓

七三、七七七

防水

一、四九六

其の他雜地(水路道路等)

八四、四六二

計

六五六、〇三三

に及べり之を産米増殖計畫四十四萬七千五百町歩なるに鑑るときは朝鮮に於ける土地改良事業の前途洋々たるものあり、總督府が曩に土地改良事業地域面積を約八十萬町歩と目算したるは必ずしも不當に非ざるが如し

而して基本調査書完了地域に對しては調査の完成するに従ひ隨時土地改良事業地區の所在、面積、事業の種類及事業費概算等事業の概要を公表すると共に一面詳細なる事業計畫書を本府及地區所在の道府郡島廳に備へ付けて一般企業家の閱覽に供しつゝあり。

二 産米増殖計畫の更新

以上述べたるが如く産米増殖計畫の遂行豫期の如くならざりし諸種の事情に鑑み國家的重要政策たる本計畫の進展を期せむには從來に比し一層有利なる條件の下に勸奨を加ふるの必要あるを認め大正十四年末第五十一議會の開會中中央政府と折衝の結果政府の預金部より低利の事業資金及農事改良資金の融通を受くることとし從來の資金難を緩和し更に事業の代行機關を設けて計畫の進展を確保すると共に農事改良資金の融通に依り施肥の増加を奨励し品種の改良と相俟つて工事完成後の増收を圖り以て企業者の利潤を増加するの方策の下に産米増殖計畫を改訂して大正十五年度以降十二箇年(完成は十四箇年)間に新に

既成畝の灌漑改善

一八五、〇〇〇町歩

田を畝とする地目變換

九〇、〇〇〇

開墾干拓

七五、〇〇〇

計

三五〇、〇〇〇

の土地改良事業を施行し約八百二十萬石の産米増殖を圖ることとせり。

之れを從來の計畫に比すれば年限に於て五箇年を延長する代りに面積に於て約二萬町歩の増加を來すこととなり。

抑々朝鮮産米増殖計畫たるや大正八年の確立に係り工事費の如きも明治四十二年より大正七年に至る既往十箇年間に鮮内に於て施行せられたる土地改良事業の實際の經費を斟酌して

灌漑改善一反歩 〔大地積
小地積〕 三十圓
三十五圓

地目變換 同 四十圓

開墾干拓 同 六十圓

と見積りしものなれども其の後物價の變動勞賃の昂騰等の爲め到底の此標準にては工事施行困難にして今日の實狀に徴するときは

灌漑改善一反歩 〔大地積
小地積〕 五十四圓
六十三圓

地目變換 同 七十六圓

開墾干拓 同 百二十二圓

を要すべきを以て豫定の面積を施行せんとせば補助金の如きも年々六百萬圓以上の支出を要することとなり、到底貧弱なる朝鮮財政の堪ふる處にあらず仍て補助豫算を年々五百萬圓程度に止めたる結果其の年次割の施行面積に減少を來し従て事業繰延を必要とするに至りたるものとす。

今當初の計畫に基く産米増殖計畫と更新計畫とを對照すれば左の如し

年 次	當初の産米増殖計畫				更新したる産米増殖計畫			
	着手	竣功	同上所要 工事費	同上所要 補助金	着手	竣功	同上所要 工事費	同上所要 補助金
大 正 九 年	町歩 一一、〇〇〇	町歩 一	千圓 二、一〇〇	千圓 四〇〇	町歩 五、七〇〇	町歩 一	千圓 二、一〇〇	千圓 四〇〇

合 計	1	517,400	1,674,000	3,674,000	1	517,400	3,674,000	4,191,400
-----	---	---------	-----------	-----------	---	---------	-----------	-----------

備考 △印は大正十四年著手の殘工事に對する補助金を示す

三 土地改良事業代行機關の設置

朝鮮産米増殖計畫を樹立するに當り助成金を交付して企業を奨励するに朝鮮農家は、(一)一般に民度低く因循姑息にして打算に疎きこと、(二)企業の中心人物に乏しきこと、(三)技術者と資本を得るに難きこと等の爲農民自らの企業を促進するが如きは容易に期待し難きのみならず、内地資本家と雖遠隔の地の事業施行及管理に關し危懼を抱き企業を躊躇する嫌ひなきにあらざるを以て一般企業者に代り事業遂行の任に當るべき組織あり、統一ある特殊の機關を設立して工事の調査設計、資金の調達斡旋、工事の施行、事業の維持管理等首尾一貫して之に任せしめ堅實なる企業の發達を促し計畫の圓滑なる進展に倚與する所あらしめむとせしが諸種の事情に依り實現するに至らざりしを以て土地改良事業の施行に當りては事業計畫、測量設計、工事監督等専ら建設に屬する事務は企業者が各個に夫々機關を設けて之に當らしむるの外なかりき而して是等機關に其の人を得ると否とは實に建設事務の適正に施行せらるゝや否やに關し延て事業の安危に係る重大問題なるを以て企業者は各其の人を得るに腐心せる處なりと雖元來建設事務たるや頗る短期間に終了するを常とし従つて多くの企業者が夫々多數の適任者を得ること難く假令之を得るとするも相當優遇の途を講ずる必要ありて經濟的に事業を進展せしむること能はざりし憾

あり、之が匡救は産米増殖計畫の遂行上最も緊要の事に屬するを以て産米増殖計畫の更新を機とし再び事業代行機關の設立を畫策し遂に朝鮮土地改良株式會社の創立を見るに至りたる外東洋拓殖株式會社に土地改良部を設けて事業の代行に任ずることとせり。

(一) 事業代行機關の業務の範圍

(イ) 總 說

三十五萬町歩の土地改良事業に要する事業資金中低利資金の融通は後に述ぶる如く其の半額を東洋拓殖株式會社残り半額を朝鮮殖産銀行を通じて融通せしむるものにして右低利資金を東洋拓殖株式會社より融通する土地改良事業は大體に於て同社土地改良部に於て事業の代行を爲し、殖産銀行より低利資金を融通する事業は大體に於て朝鮮土地改良會社に於て事業を代行せしむることとせるも事業地の位置、當事者の希望等をも考慮する必要あるを以て實際の契約締結に當つては孰れも本府の承認を経るを要するものとせり。

(ロ) 本機關は工事施行の委任を受け又は之を請負はざるを原則とす。

抑々代行機關は朝鮮産米増殖計畫の遂行を確保し其の進展を圓滑ならしむる使命を帯び、政府の德憑の下に成立せるものなるを以て代行する事業の安全確實を期するを第一義とし會社の利益は之を第二義に置くべきものとす、故に原則としては工事施行の委任を受け又は之を請負はざるものとせ

り。蓋し工事施行の受託又は請負を認むるに於ては其の間弊害の醸生を豫想し得るのみならず爲に代行機關の不信を招き延て本計畫遂行に蹉跌を來すに至る虞あればなり。

燃りと雖絶對に代行機關に工事の受託若は請負を爲さしめざることとせば請負者等の團合に依り却て企業者に不利を來さしめ事業の進展を妨げらるゝ場合なきにあらざるを以て(一)豫定價格以内に落札人なきとき、(二)企業者に於て請負に依る工事施行を希望せず代行機關に之を委託し又は請負はしめむとするとき等特別の事情ある場合は例外として朝鮮總督府の承認を受け會社に於て工事施行を擔任し得ることとせり。

(ハ) 事業代行機關の代行事務の種類

事業代行機關は企業者の委託により土地改良事業の代行を爲すものにして従て企業者の事務の性質上他に委託し得る事務は一切代行の目的となるものなり。

即ち水利組合の企業の場合にありては

一、創立事務

二、測量設計

三、工事監督

四、其の他組件事務

等にして個人企業の場合に在りては、

一、測量設計

二、工事監督

三、其の他事業施行に附隨する事務等を擧ぐるを得べし

而して右列舉したる各種の事務は之を抱括して委託することも又或る事務の一部を限り委託するも企業者の隨意とす。

四 土地改良事業の實施設計並工事監督の助成

産米増殖計畫の遂行手段として指導獎勵機關の設置、助成金の交付、低利資金の融通及代行機關の設置等の施設を爲し來りしは既に之れを述べたるが本府は單に企業の勸奨を爲すのみならず、更に企業に當りては實施設計及工事監督等に技術員を立會はしめて企業の的確を期すると共に工事施行をして間然する處なからしめ以て本計畫の順調なる進展を圖る方針なり。

五 工事費に關する補助

朝鮮に於ては從來開墾事業に對し補助金を交付したることなきも灌漑事業に對しては水利組合の企業に對し水利組合補助規程により工事費の百分の十五以内の補助金を交付し來れるが大正九年之を廢し、新

に土地改良事業補助規則を制定（大正十二年二月、昭和四年二月及同三月該規程の一部を改正す）して現に實施中なり、今其の規程の概要を摘録すれば左の如し

(一) 補助規程の概要

(イ) 補助事業の種類及補助率

土地改良事業の爲投下したる工事費に對し原則として左の割合を以て補助するものとす。

既成畚の灌漑改善

二割以内

田を畚とする地目變換

二割五分以内

田以外の土地を畚と爲すもの

三割以内

水面の埋立を爲して畚となすもの

五割以内

特別の事情ある場合に在りては此の制限を越へて補助を爲し得る例外規定を設く。

(ロ) 土地改良事業と雖補助を爲さざる場合

開墾开拓事業と雖一地區十町歩未滿なるとき又は灌漑改善、地目變換を爲す場合若は之等の事業を他の事業と併せ行ふ場合に於て一地區の面積三十町歩以内なるとき及工事費豫算額五千圓未滿なるときは補助せず。

(ハ) 補助申請の手續

補助を受けむとするものは設計書其他所定の要項を具備したる申請書を朝鮮總督に提出し同時に副本を事業地を管轄する地方長官に提出するものとす。

(ニ) 補助指令及補助金の交付

朝鮮總督府補助を爲すべきものと認めたるときは其の年度に屬する工事費を査定し之に基き補助額を決定して指令を爲す而して補助金の交付は公共團體の企業の場合に在りては其の事業年度終了前と雖企業者の請求に依り之を前渡することを得るも事業竣功後工事費の精算検査を爲して補助金の増減を決し減少の場合は返納を命じ増加する場合は企業者の申請に依りて之を詮議することとせり個人企業の場合に在りては各事業年度終了後其の工事出來形を検査し工事費を検定して曩の補助指令と對照し其の増減に従ひ曩の指令を更正して補助金を交付するにより現金の交付は概ね指令年度の翌年となるを常とす。

(ホ) 補助金算出の基礎となるべき工事費は左の費目に付朝鮮總督之を査定するものなり。

- (1) 測量設計費
- (2) 用地買収及補償費
- (3) 工事材料費
- (4) 勞銀

(5) 工事監督費

(6) 其の他直接工事に要する費用

六 土地改良事業資金

一、土地改良事業に要する工事費

土地改良事業に要する工事は二項に於て述べたる如く朝鮮現時の實狀に依れば

既成畝の灌漑改善 (大地積二百町歩以上のもの)

反當 五十四圓

同 (小地積二百町歩未満のもの)

同 六十三圓

田を畝とする地目變換

同 七十六圓

開墾干拓

同 百二十二圓

を要するものゝ如くなるを以て今産米増殖計畫による三十五萬町歩の土地改良事業に要する工事費を示せば大約左表の如く二億六千二百五十萬圓となるべし。

土地改良事業工業費概算

土地改良事業の種類別	計 畫 面 積	反當工事費	工事費總額
既成畝に對する灌漑改善	一地區二百町歩以上のもの 一地區二百町歩未満のもの	五十四圓	八、七〇〇、〇〇〇圓
同	三〇,〇〇〇町歩	六十三圓	一、九〇〇、〇〇〇圓

田を畚とする地目變換	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇
開墾	九七,〇〇〇	九七,〇〇〇,〇〇〇
合 計	一五七,〇〇〇	一五七,〇〇〇,〇〇〇

二、工事費以外の諸費

工事費以外の諸費は一般事務費豫備費等にして果して之に幾何を要するやは素より事業經營の巧拙其の他の種々の事情に依り一概に論ずることを得ずと雖も從來の經驗に徴し大體工事費の一割五六分にて足るものと推定せらるゝを以て前記工事費總額に對し四千〇七十五萬圓を要するものとせり、故に

三十五萬町歩の事業實施に要する經費總額は三億三百二十五萬圓となるべし。

三、政府の補助金

三十五萬町歩の土地改良事業完成に要する政府の補助見込總額は六千五百七萬圓にして其の内譯左の如し。

土地改良事業に對する政府の補助金

土地改良事業の種類別	工 事 費 總 額	補 助 率	補 助 金
既成畚の灌漑改善	一〇一,〇〇〇,〇〇〇 円	二・〇 割	二〇,二〇〇,〇〇〇 円
田を畚とする地目變換	六六,〇〇〇,〇〇〇	二・五	一六,五〇〇,〇〇〇

開墾千拓	九,700,000	三〇	九,700,000
合計	三,300,000	一	三,300,000

四、企業者の調達資金

土地改良事業に要する経費總額三億三百二十五萬圓より政府の補助金六千五百七萬圓を控除したる二億三千八百十八萬圓が企業者の調達を要する金額にして此の内一億九千八百六十九萬六千圓は總督府に於て低利資金融通の斡旋をなし殘額三千九百四十八萬四千圓は企業者自身に於て周旋と爲すものと看做せり。

而して企業者調達金算定の基礎は大約左の如し

企業者調達金算出の基礎

土地改良事業の種類	事業面積	調達金	總調達金	摘	要
田を畚とする地目變換	六〇,〇〇〇町歩	七・〇〇	六,三〇〇,〇〇〇円	開墾費反當七圓を企業者に於て調達するものと看做す 總面積七五,〇〇〇町歩より東拓自身の施行する七,〇〇〇町歩を除きたる殘餘の六八,〇〇〇町歩に對し反當四八八〇錢(反當工事費一二二圓の四割)を企業者に於て調達するものと看做す	
開墾千拓	六六,〇〇〇	四六・〇	三,一八〇,〇〇〇		
計	一二六,〇〇〇	—	三,九四八,〇〇〇		

備考 土地改良事業中既成畚に對する灌漑改善事業は専ら水利組合によりて企業せらるゝものなるを以て從て企業者の調達金を見

込ます

五、低利資金の構成

政府が調達斡旋を爲す低利資金一億九千八百六十九萬六千圓の半額即ち九千九百三十四萬八千圓は大藏省預金部より融通を受け他の半額は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行の兩社が各社債によりて各其の二分の一宛を調達し之を融通するものとす。

六、低利資金貸出の方法及利率

大藏省預金部よりは總額九千九百三十四萬八千圓を十四箇年間に年利五分一厘を以て東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行に均分して融通し兩社は之に八厘の利鞘を取りて五分九厘の利率とし所要資金の半額を貸出し、他の半額は兩社が七分七厘見當を以て各其の社債に依り調達せる資金を八分九厘見當を以て貸出しを爲すものにして之を企業者側より見るときは所要資金の半額は五分八厘他の半額は八分九厘平均七分四厘の利率を以て貸出しを受くることとなり従來の利率に比し約二分六厘内外を低下せるのみならず、資金の調達頗る容易なる點に於て企業の促進に資すること甚大なるものあるは言を俟たざるなり。

七、低利資金の回收

低利資金は工事期間を据置き二十五箇年間（据置期間を含む）に均等年賦の方法により償還せしむるものとす。

七 耕種法の改善

政府は夙に朝鮮に於ける農産業の振興策は耕種法の改善を圖るに在りとし始政以來（明治四十三年（日韓合併以來））之が獎勵に努め來りしが産米増殖計畫を確立するに當り土地改良事業計畫と耕種法の改善計畫とを其の二大綱目とし爾來組織的に之が進展を圖り所期の効果を收むるに努力しつゝあり。

而して耕種法の改善に至つては

- (一) 品種の改良
 - (二) 施肥の獎勵
 - (三) 栽培其の他の改良
 - (四) 指導機關の設置
 - (五) 農事改良資金の融通
- 等なりと雖（一）―（三）に對する詳細の説明は別に章を更めて述ぶることゝし本項に於ては（四）及（五）につき略叙すべし。

一、耕種法に對する指導機關の設置

耕種法の改善策として種子の更新肥料の増施、乾燥調製上の改善指導を爲さしむる爲め大正十一年以降五箇年間に道技手十三人郡技手百八十人を設置する計畫を以て大正十一、十二年度に於て道技手十

三人郡技手四十人を設置したるも大正十三年度に於ける行政整理の結果爾餘の設置を中絶するに至り指導獎勵上蹉跌を來したりしが産米増殖計畫の更新を機とし昭和二年度以降三箇年間に期し新に土地改良事業地域の農事改良指導獎勵の任に當るべき職員を地方廳に配置し以て産米増殖の目的を達成せむとし實施中に在り、尙肥料改良増殖計畫に基く諸事項の遂行並農事改良低利資金の貸出事務に當らしむる爲大正十五年度より各道に一名宛の産業技師を設置したり。

二、農事改良資金の融通

(一) 資金の調達

産米増殖計畫更新を機とし肥料の増施其の他の農事改良の實行を確保する爲大正十五年度より昭和十四年迄十四箇年間に低利の農事改良資金總額四千萬圓を融通するの方策を樹てたり。

此の内二千萬圓は大藏省預金部の低利資金に仰ぎ他の二千萬圓は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行の社債に依り調達融通するものとす。

(二) 貸付の方法

前項資金の融通は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行並金融組合を通じて貸付を行ふものにして前者は各總金高の三割五分を後者は總高の三割を取扱ふものとす。

(三) 資金の用途

低利資金の貸付を爲す用途は大體

(一) 肥料資金に總額の八割
(二) 其の他の農事改良資金に總額の二割
を振り充つる方針にして其の内容左の如し

(一) 肥料の購入資金

大豆粕、米糠、過燐酸石灰、硫酸アムモニア及各種の綠肥種子の購入に要する資金

(二) 其の他の農事改良資金

イ 農具購入資金

稻扱器、粃摺器、唐箕、鋤、小型發動機水車及揚水機等の購入資金

ロ 産米改良組合の倉庫其の他の設備費

各道に於て獎勵設置しつゝある産米改良組合が倉庫其の他の設備を爲す場合に貸出す但し敷地費を除く

ハ 面の種穀用又は農家の共同倉庫の建設費

右は孰れも模範的に建設するものに對して貸出するものとす

(ニ) 堆肥舎設置費及厩舎改造費

(ホ) 耕牛の購入費

而して低利資金の融通が既に産米増殖を目的とする農事の改良を圖るに在る以上其の用途も自ら斯の趣旨に副ふを要するは勿論にして従て前掲の場合と雖も専ら稻作を目的とする者に限り融通すべきものとす故に資金貸出しに當つては肥料資金の如きは灌漑設備の完備せる畝の所有者にのみ融通し尙融通したる資金は孰れも他の用途に使用せしめざる様指導監督を加ふるの方針なり

(四) 貸出利率

貸出利率は七分九厘とす金融組合より貸出す資金に限り擔保貸八分八厘信用貸九分六厘以内とせり。

(五) 貸付を受くる主體及一口の貸出金高

(イ)地主、(ロ)自作農、(ハイ)又は(ロ)の團體は、貸付を受くる有資格者とし一口の貸出最小限度を三百圓とせり。

(六) 回收

回收は貸付金の用途に依り左の區別に従ひ定期又は年賦の方法に依り償還せしむるものとす。

- (イ) 肥料資金 一年以内
- (ロ) 堆肥舎設置及厩舎改造費 二年以内

- (ハ) 農具資金 五年以内
- (ニ) 産米改良組合の倉庫及其の他の設備費 十年以内
- (ホ) 面又は農家の共同倉庫資金 十年以内
- (ヘ) 購牛資金 四年以内

而して特種の事情に依り定時に償還すること能はざる場合に於ても低利資金を以てする借換を認めざるものとす。

八 産米増殖計畫完成の効果

今更新したる産米増殖計畫に依る效果豫想を示せば左の如し。

一、産米増加

- (イ) 三十五萬町歩の土地改良事業完成に依り得らるべき増收高 二百八十四萬石
- (ロ) 灌漑設備の完成せる畝に對し耕種法を改善することに依りて得らるべき増收高 四百二十五萬石
- (ハ) 土地改良を施行せざる畝に對する耕種法の改善に依り得らるべき増收高 一百十九萬石

合計

八百二十八萬石

の産米を増加する見込にして之を石價二十六圓に換算するときは年々二億一千五百二十八萬圓の國富を増加することとなるべし。

二、米の輸移出増加

前記八百二十餘萬石の増加數量中約三百萬石は鮮内に於ける米の需用増加に備ふるものとするも殘額約五百萬石は全部輸移出に振向くることを得るものにして從來の輸移出高約五百萬石と併せて約一千萬石の輸移出を爲すに至る見込なり

次に耕地と農業者等の關係に付ては別に述ぶるところあるも茲に昭和三年末現在に於ける耕地面積を表示し參考に供せんとす。

耕地面積表

道名	耕地面積				自作小作の割合				農家一戸當面積		
	畝	田	火田	計	自作	小作	自作	小作	畝	火田	計
京畿道	110,376.3	1,658,441.3	445.5	112,080.1	27.7	72.3	3.4	66.6	町反畝 0.86	町反畝 0.79	町反畝 1.65
忠清北道	72,046.5	6,600.1	56.2	78,702.8	3.8	6.2	0.0	6.0	町反畝 0.33	町反畝 0.66	町反畝 1.11
忠清南道	16,196.7	83,766.6	113.8	99,977.1	2.7	7.3	0.0	6.0	町反畝 0.89	町反畝 0.44	町反畝 1.33
全羅北道	17,237.0	67,876.3	295.7	85,409.0	2.1	7.9	3.5	6.5	町反畝 0.77	町反畝 0.03	町反畝 1.07
全羅南道	110,725.0	2,098,357.7	263.6	2,209,346.3	3.6	6.4	5.9	4.1	町反畝 0.59	町反畝 0.00	町反畝 1.19

く又晝夜氣温の較差大にして時に二十五度に及ぶことあり。又雨雪の年量は概して寡少にして大部分八百耗乃至千耗にして南東岸に最多く北西に進むに従ひ遞減す即ち釜山元山地方は千四百耗に達し京城仁川地方は約千耗、平壤龍岩浦地方は九百耗にして更に北部内陸豆滿江上流地方に至りては五百耗に充たざる所あり之を内地に比すれば一般に甚だ寡少なり。然るに朝鮮に於ては六月より八月に至る三箇月間を降雨期と稱し十月より五月に至る期間は乾燥期と稱し雨期と乾燥期と截然たる區別あるは内地と著しく異なる點なり降雪は内地北部に比し一般に寡少にして降雪及霜の初終は年々遲速あるを免れざるも初霜は北部地方に在りては九月下旬に之を見るも他は概ね十月上旬より十一月下旬の間に在り終霜は釜山地方の三月下旬を最早とし北部地方に在りては五月上旬中に至りて終るを常とす。初雪は北部高原地方に最早く十月下旬他は概ね十一月に見る東南岸は最遲れて十二月下旬にして時に年中雪を見ざることあり終雪は北部國境地方最遲く四月下旬にして釜山地方は三月上旬なり。

一般氣象の狀況右の如くにして其の農業に及ばず影響は概して良好なるが如し。其の主要なる點を擧ぐれば左の如し。

(一) 氣温 年平均温度は内地の同緯度地方に比し稍低しと雖朝鮮は夏期と冬期との氣温の差甚しきが故に夏期の氣温は割合に高く之に反し冬期の氣温は甚しく低下す。故に朝鮮に於ては夏季の温暖なる期間に一代を終る作物は其の生育上比較的高温を要するものと雖良く生育するに反し越冬を要する作

物は寒氣に對する抵抗力の強きものに非ざれば栽培上危険なり。即ち内地の温暖なる地方に於て栽培成績充分ならざる陸地棉の如き朝鮮に於ては忠清南道に至る迄栽培せられて好成绩を得つゝあり又生育上多くの光熱を要する蔬果類の朝鮮に於て比較的容易に栽培し得るに拘らず一方内地にて好成绩なる柑橘類が朝鮮に於て殆ど望なきが如きは這般の事由を證明せり。而して夏期と冬期との氣温の差甚しきことは一面春秋兩季節に於ける氣温の變化急なりと看做すを得べく春季一旦氣温の上昇し始むるときは順に進むを以て作物の晩霜被害を蒙ること比較的僅少なり。

(二) 降水量 朝鮮の降水量の一般に寡少にして其の季節別に分配の偏倚せること前述の如し。即ち降雨期たる夏期に於て雨量の多きことは灌溉設備の乏しき朝鮮の稻作に非常に有利にして稻以外の農作物に在りても此の期間に生育作用を遂ぐるもの多きを以て是等に對し至便とする所なり。而して乾燥季に於ける降水量の少きは春播作物の發芽及麥の成熟等に障害を及ぼすことあるも一面養蠶、果樹栽培等の良好に行はるゝ事由も亦茲に存せり。

(三) 日照時間 朝鮮は降雨雪の日數少く快晴日數多きを以て日照時間は内地に比し遙に多く作物、家畜に對し生活の「エネルギー」たる光熱を供給する時間豊富なるを以て朝鮮農業上利益とする所少からず。殊に作物の生育上多大の好影響を與へ夏期氣温の高きと相俟て夏春季の日數短きの缺點を補ふて餘あり。即ち稻其他夏作物は播種又は植付概して内地に比し遲きに拘らず夏期に至り急速に生育

を遂げ秋冷至るに先ち收穫を終ることを得る狀況なり。

(四) 暴風雨 朝鮮には豪雨少からずと雖内地に於けるが如く強烈なる暴風雨に依り農作物の害せらるること極めて少く殊に内地に於て稻作の最大危険たる二百十日、二百二十日の厄日を見ざるが如きは至便とする所なり。

之を要するは朝鮮氣象は農業上一大天恵を有し其の經營上一般に好影響を與ふること甚大なるを知る。朝鮮の事情に通せざる者或は朝鮮の氣象を以て農作上不利と爲す者少からずと雖其の所由なきこと自から明らかなりと謂ふべし。左に農作に關係最著大なる氣温及日照時間に付き内地朝鮮間の比較を表示せむとす。

内地朝鮮に於ける氣温比較

同緯度地方	年平均	農作期間						以上平均
		六月	七月	八月	九月	十月	十一月	
木東(浦京) 地(鮮)	一三・二度	二〇・四度	二四・四度	二六・〇度	二五・〇度	二二・九度	二二・〇度	
京浦(京浦) 地(鮮)	一三・二度	二〇・四度	二四・四度	二六・〇度	二五・〇度	二二・九度	二二・〇度	
山城(形城) 地(鮮)	一〇・九度	一七・〇度	二〇・五度	二二・九度	二〇・二度	一八・七度	一八・四度	
水平(澤壤) 地(鮮)	九・九度	一七・七度	二〇・九度	二二・七度	二〇・三度	一八・四度	一八・〇度	
龍岩(古浦) 地(鮮)	一〇・八度	一六・〇度	二〇・〇度	二二・〇度	二〇・〇度	一八・四度	一八・〇度	

第四章 作物 第一節 米

備考 計數は氣象觀測開始より大正十三年迄の平均に依る。

内地及朝鮮に於ける日照時間數比較

同緯度地方	年晝時間に對する日照の%	農作期間					計
		六月	七月	八月	九月	十月	
〔東木〕 浦京(内朝) 地(鮮)	四三%	一九一・四四	二〇五・八三	二二六・五〇	二二五・二二	二二一・四〇	八三四・九五
〔京山〕 城形(内朝) 地(鮮)	三六%	一三八・七七	二〇八・六	二二四・七〇	二二〇・〇〇	二〇三・〇	八七五・〇五
〔水平〕 壤澤(内朝) 地(鮮)	三六%	二四四・九六	二四〇・三	二三五・九二	二二七・二六	二二二・八四	九五五・〇四
〔龍宮〕 浦古(内朝) 地(鮮)	四六%	二四九・九五	二四〇・三	二二二・八四	二二七・二六	二二二・八四	九二一・二八
		一八四・〇五	一九五・三	二〇五・四八	二一七・六六		七二二・三九

備考 計數は大正五年乃至十二年の平均に依る。

第四章 作物

第一節 米

始政當初に於ける一般農民の經濟狀態は極めて貧弱にして秋收期小作料を納め且つ多少の米豆を放賣して舊債を償ふに於ては殘餘幾許もなく早春既に食盡き或は地主に高利の食糧を借り或は山野に草根木皮

を漁り幸うじて露命を繋ぐの状態に在り。爲に春季農繁時期に入るも食糧不足の爲完全に勞役に服する能はざる者甚だ多く當局者は夙に農家の食糧充實を圖るの急務なるを看取したり。加之内地に於ける米の需要は近年著しく増加し來り今後益増加の趨勢なるを以て朝鮮に於て産米の増殖を企圖し一は以て之を内地に移出し食糧需給の安定に資すると共に一は朝鮮に於ける經濟の振興向上に資せむことを期せり。

翻て朝鮮に於ける米作の状態を按するに其の氣象、土質等天然の要素は米作に好適し又耕地を改良擴張して米作に供すべき餘地頗る多く耕作に従事すべき農民の數も亦頗る饒多にして韓國政府時代多年稅政の結果農家は疲弊し土地は荒廢し生産の改良増殖を企圖すべき意氣と資本と設備とに缺如せる爲生産の改良増殖行はるゝに至らざりしと雖若し近來に於ける科學的施設を行ひ適當の方法を以て農民を指導するに於ては産米事業の振作を期し得べきこと明なり。依て積極的施設としてイ 産の増加と品質の改良を行ひロ 産米の輸移出増加を圖ると共に一面消極的施設として麥類、粟、甘藷、馬鈴薯等の補食作物を増殖し産米の半島内に於ける消費を抑制するの方針を採り來れり。而して此の方針に基き施設獎勵せる事項を述べれば左の如し。

- (一) 栽培地の擴張及改善 耕地の部に述べたり。
- (二) 品種改良

(イ) 優良品種の普及 在來米種は幾多難駁なる品種を混淆し收量品質共に劣等なるに依り優良品種

の普及を以て稻作改良上第一の要件として最大の努力を傾注せり。即ち農事試験場及道種苗場に於て優良品種を選出し道は採種畝を設けて是が種子の育成を爲し農民に配付すると共に民間に生産せる優良品種の種粳と在來品種の種粳とを交換せしめ兩々相俟て優良品種の普及を行へり。然れども之が實施の初めに於ては農民其の成績を狐疑し又は何等事由なくして栽培を嫌忌せしを以て生産品評會、立毛品評會又は講習會等を開催し優良品種栽培の有利なることを宣傳すると共に種子の無償配付を行ひたり。其の後獎勵の趣旨徹底するに従ひ漸次若干の代價を徴して種子の配付を行ひ遂に全部の有償配付を行ふに至れり。又民間の種子交換は道郡吏員指導監督の下に優良品種に對し若干の割増を付して在來粳と交換せしむることゝ爲せり。而して昭和三年に於ける優良品種の作付反別は百十二萬町歩を超へ總作付反別の七割六分を占め殊に南鮮方面に於ては平均八割七分を占め中部以北の一部地方を除き大體に於て之が普及を了するに至れり。

(ロ) 優良品種の種子更新 然りと雖優良品種の廣く農家に普及せられ栽培數年に及ぶときは所謂優良品種なるものゝ中異品種の種子を混淆し其の特性劣變し其の生産米の品質に於て將又收量に於て共に在來種に異ならざるが如きもの漸次増加し折角優良品種普及の効果も之を失はんとするが如き趨勢を示せるを以て茲に優良品種の種子更新の道を按し道をして其の道種苗場に於て純良なる原種

を育成し依て得たる種子は郡及面に設置せる系統的採種番に於て之を育成増殖し一般農家に配付し以て四箇年若は五箇年毎に優良品種普及面積全部の種子更新を行はしむるの方針を定め大正六年より之が實行を督勵せる結果各道に於て其の計畫を樹て實行に勉めたるも各種の困難ありて豫期の成績を擧ぐる能はざりしが故に右の系統的採種番中從來其の經營最困難とせられたる最下級の採種苗に對し國庫補助金を交付し以て道地方費の施設を助成することとし大正十一年以降五箇年間に既に普及せる優良品種の全面積大約百萬町歩の種子更新をなすの計畫を樹て之が實行を期し大正十五年度に設置せる採種番生産種子による更新を以て一先づ之を完了するに至れるを以て更に昭和二年度に於て第二期種子更新計畫を樹立せり本計畫に於ては從來の實績に鑑み今後五箇年間に普及を了す可き見込面積を目標として種子更新を行ふの要あるを認め之が更新豫定面積を大約百二十五萬町歩となし上述せる第一期計畫と同様の方法を以て本計畫を實行しつゝあり。

(ハ) 在來種の改良 現在に於ける優良品種なるものは相當灌漑の行はるゝ所に非ざれば栽培すると能はず又甚しく用水の不足せる番に對し適應せる優良品種の選出を爲すが如きは頗る困難なるを以て今後と雖在來種の栽培を爲さざるべからざる地域甚だ廣し。然るに在來種は品種頗る多く且各種混淆し極めて雜駁なるものにして品質收量共に劣等なり。就中赤米の混淆多きを以て外觀を損し精白歩合を減殺し爲に市價を墜すこと甚し。依て地方に於て廣く栽培せられ且成績優良と認めらるる

るものに就き選穂に依りて種子を採取せしむること、し大正三年以來之を實行しつゝあり。選穂の實行は稍見るべきものあるも未だ一般に行はるゝに至らず。従て在來種採種番の設置の如き實行十分ならざるを以て今日に於ける在來種の改良は未だ著しき成績を擧ぐるに至らずと雖平安南道に於ては大正十二年以來在來種中比較的優良と認められたる數品種を選定し系統的採種番を設け之が種子の育成増殖をなし優良品種の種子更新に於けると同様の方法により在來種の改良を企圖したるが其の實行成績相當良好なるものあるを以て昭和二年度以降に於ては在來種の改良を急務とする京畿、黄海、平南、平北、江原の五道に對し補助金を交付し前述せる優良品種の種子更新に於けると同様の方法により道種苗場に於て選出育成したる在來種中の優良品種を以て之が種子更新を行はしめ以て産米改良の効果を一層確實ならしめんことを期せり。即ち本計畫に依る種子更新豫定面積約十萬町歩とす

(三) 陸稻栽培の改良 陸稻栽培は其の面積大約三萬六千町歩、收穫高二十二萬石に過ぎざるを以て稻作全體より見れば極めて少部分なりとす。而も作付の擴張は氣候風土等の關係よりして遽に奨勵し難きものあるを以て主として品種の改良に意を用ひ之が奨勵を爲しつゝあり。今や總作付反別の三割に優良品種の普及を見るに至れり。而して輓近北部地方に於て陸稻栽培の有利なるを認め急激なる栽培の増加を見るに至れる地方あり今後に於ける陸稻栽培は稍や有望視せらるゝに至れり。

(四) 苗代の改良 從來短冊形苗代の獎勵をなし苗代期に於ける害蟲の防除及雜草等の拔取に便ならしめたるが近年更に苗代に於ける薄播の必要を痛感せらるゝものあるを以て之が獎勵に力を致せりと雖

從來の農法極めて粗笨なるを以て一般農家の實行容易ならざるものあり。

(五) 肥料の施用 朝鮮の農家は一般に施肥に對する觀念頗る幼稚にして特に沓には施肥を爲さざるか

若は二年又は三年目に施肥するを普通と爲せり。故に肥料の施用は米作改良上緊急の必要あるも始政當時に於ては農家の經濟及農民の智識程度に鑑み先以て堆肥、人糞尿、綠肥等自給肥料の製造施用より獎勵し金肥は寧ろ抑止するの方針を採りたり。其の後農家の經濟稍向上し農民の智識程度も幾分の進歩を認めたるを以て大正八年より一般に對し金肥の施用を獎勵せり。而して近時土地改良事業の進展と優良品種の普及とは土中養分の消費を増大し益々之が補給の必要に迫られたるを以て別に述ぶるところの肥料増殖計畫を樹立し大正十五年度以降に於て肥料の増施に對し積極的獎勵を加ふる事となれり。(肥料の章參照)

(六) 稗拔 水稻に稗の混植甚しく爲に收量を減し産米の品質を損し殊に輸移出米としての聲價頗る失墮せらるゝを以て苗代及本沓に於て稗の拔取を勵行せしめたり。今後稗の全滅を期するには尙前途遠となりと雖近來沓に於ける稗の著しく減少せるは一般に認めらるゝ所なり。

(七) 害蟲驅除豫防 稻の害蟲として見るべきは浮塵子及螟蟲として特に浮塵子は其の害恐るべきもの

なるを以て害蟲驅除豫防規則を發布し以て害蟲の驅除豫防の勵行を期せり。然れども未だ充分の效果を見るに至らざるを以て大正十五年度より之が驅除豫防の爲め現金支出を要するものに對しては相當補助の途を講じ之が徹底を期することとせり。

(八) 適期の刈取 農法の粗放、農民の放漫及地主對小作者間の折合圓滿ならざる等の爲從來稻の刈取適期に行はれず。枯熟期を過ぐるも久しく沓に曝露し爲に産米の收量及品質を減傷すること少からず依て適期の刈取を指導獎勵し此の弊風の矯正を期したるに幸にして大略豫期の成績を得現今に於ては昔日の如く極端に刈取を遅延するもの殆ど之なきに至れり。

(九) 乾燥調製の改良 朝鮮の大氣は濕氣低く稻及粃の乾燥容易なるに拘らず刈取後の乾燥又は脱穀後若は粃摺前に於ける粃乾を行はざる爲貯藏中甚しく米質を損し春期後に於て或はエビ米を混入し或は臭氣を發するに至るを以て刈稻の平乾又は稻架乾と脱穀後及粃摺前に於ける粃乾を勵行せしめたり。在來の調製法は直接地上に於て稻を石又は白等に打ち付け脱穀せる後僅に天然の風力に依り土砂塵埃を除去し直に之を包裝するが故に粃中に混入せる土砂の類夥しく爲に之を玄米と爲すも夾雜物多きを以て乾燥の不良なると相俟て玄米の品質を損し内地取引の用に供する能はざるに至れり。依て脱穀作業は薙の上にて成るべく稻扱を用ひて行はしめ又は粘土叩き調製場を造りて薙敷に代へしめ以て石の混入を防ぐと共に唐箕、萬石等を用ひて夾雜物の除去を行はしめたり。

稻扱器、唐箕、篩等の調製用具及縫織機は出來得る限り地方費を以て購入し之を農家に配付し農民に於て其の便利を理解するに及び漸次共同購入を勧誘し一面是等器具の使用方に就き傳習を行へり。而して調製器具の使用は相當普及するに至れるも地方市場に出廻の粃に夾雜物頗る夥しきものあり極力矯正の途を講しつゝあり大正十二年よりは莖敷調製の勵行に關し各道歩調を一にし之が徹底的實行を期せんとし特に之が集注的指導部落を定め官民協力して督勵せるを以て農民の自覺と相俟つて之れ等督勵部落生産粃は著しく改善せらるゝに至れり。

(十) 玄米調製 從來米穀の販賣は粃の儘にて行はれ内地人の農業經營者に於てすら玄米調製を爲する

の殆ど皆無の有様にして粃摺作業は専ら商人の手に依りて行はれたり。加之朝鮮人農家の飯米は玄米の調製を行はず粃より直ちに精白する舊慣にして此の方法は農家の勢力を利用する點よりするも白米の歩止り及粃摺の副産物たる粃殻利用の點よりするも又玄米調製の完全を期する點よりするも將又農民をして産米改良の實績を的確に會得せしむる點よりするも決して喜ぶべき所に非ず、依て粃摺用器の無代配付を爲し又は共同購入を獎勵し漸次玄米調製を促せり。玄米調製は先以て移民其の他内地人營農者に於て行はれ次に内地人營農者の居住多き地方に於ける鮮人に普及し今日に於ては各地共多少之が實行を見るに至り殊に前記せる乾燥調製改良督勵部落等に於ては其の改良生産物を有利に販賣せしめんが爲め特に玄米調製を獎勵せるを以て之が調製をなすもの急激に増加し一般的にも其の機運を

醸成し特に組合組織により動力農具を設備し玄米調製をなすものに對し道に於て相當補助の途を講じ其の發達を圖りたる結果昭和二年度に於ける之れ等組合の數は百八十有餘を算し何れも良好なる成績を示しつゝあるを以て今後農家に於ける玄米調製事業は著しき進展を見るに至れり。然れども農家を以て産米全部の玄米調製を行はしめむとせば倉庫の普及並金融の便を圖る等困難なる事情ありて遽に農家一般に之が勵行を望むこと能はざる事情に在るが故に今日に於ける玄米調製奨励の成績も之を全體より見るときは極めて微々たるものなり。

- (十) 米穀検査 前述せる如く朝鮮米は乾燥不良、調製粗笨之に加ふるに包装不完全にして容量不統一なりし爲市價貴からざりしのみならず其の取引亦圓滑を失し輸移出の促進を期するに遺憾少からざるを以て米穀中其の取引數量最も多く且如上の缺點甚しき玄米に對し第一着に改善の實を圖る爲大正四年米穀検査規則を發布し爾來地方費の事業として検査を施行し來れり。此の結果は多大の好成績を奏し今日の輸移出米は検査施行以前のものに比し實に雲泥の差を生じ其の優良なるものに至りては好評嘖々として内地優良米に比するも些の遜色を認めず。尙白米の輸移出漸次増加し之が検査の必要を認めたるを以て大正十一年七月検査規則を改正し玄米と共に之が検査を実施することゝなし爾後數回に互り必要なる改正を行ひ今日に及べり。(詳細は後節穀物検査の項参照)

- (十一) 販路の擴張 始政當初に於ては米穀需要の狀況及運輸交通の設備、税制及經濟金融等諸般の狀態

今日と霄壤も畜ならざる差ありしを以て産米の販路開拓に付ては相當苦心を要せり。依て先以て從來課し來れる米及粃に對する朝鮮輸移出税を廢して内地及滿洲への出荷を獎勵し次て内地に於ける移入税を撤廢し以て内地移出に便し又一面産米改良の實績擧るに及び内地取引市場に於ける受渡代用米として使用せしむること、し大に鮮米の内地取引を圓滑ならしめ、その品質の改良と相俟つて内地各方面の需要激増し今や朝鮮米の内地に於ける仕向地は沖繩を除き一道三府四十二縣の廣きに互り此の仕向量の多きは地理的竝に商取引の關係上本州西部、中部九州及四國等の順位にあるも近時關東地方に於て頗る歡迎せらるゝところとなり東京府に對する仕向高九十有餘萬石を算するに至れり。

以上諸般の施設獎勵事項中成績最も良好なるは優良品種の普及にして、今や如何なる僻陬の農民と雖早神力、穀良都若は日の出等其の地方に獎勵せらるゝ米種の名稱及其の栽培の有利なることを知らざるものなく是れに依りて擧げらるゝ年增收額大約三百有餘萬石と推定せらる。又乾燥調製の改良に就ては農家に於ける實行未だ普からずと雖米穀検査施行の結果と相俟て輸移出玄米の改良せられたることは亦爭ふべからざる事實にして内地市場に於ける朝鮮米の聲價大いに揚り始政以來十餘年の今日全く朝鮮米の面目を一新せりと稱するも過言に非ず。其の他の施設獎勵事項も仔細に點檢するときは徹底を缺き其の終局の効果を擧ぐるは寧ろ今後にあること前述せるが如しと雖而も優良品種の普及及乾燥調製の改良と相俟て朝鮮産米の生産を増加し品質を向上せる効果は實に大なりと謂ふべく左表に示せる生産額及輸移

出額の増加は能く之を證明するに足るべし。

米生産額

年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	一、三三三、七七一 ^町	100	10、四〇六、六一 ^石	100	〇、七六九 ^石	100	九、九八、九五 ^圓	100
明治四十四年	一、三九〇、一〇三	100	一一、零八、三六二	111	〇、八二七	102	一四、七六三、一〇三	148
大正元年	一、四一七、七四四	100	10、八六五、〇三一	108	〇、六六五	100	一七、四四〇、〇七九	174
二年	一、四三〇、七〇六	102	11、10九、八四〇	116	〇、八二二	102	一八、五五五、七三三	184
三年	一、四〇八、一〇四	102	11、三〇〇、五七九	116	〇、九三二	113	一六、八三〇、四〇〇	171
四年	一、四九六、〇三〇	111	11、四四六、〇八五	113	〇、八六三	113	一八、七〇〇、六六九	196
五年	一、五八八、八四四	113	11、九三三、〇〇六	114	〇、九二七	112	一六、六三三、二七三	172
六年	一、五八六、九六三	112	11、六六七、八九五	113	〇、八八二	112	一四、六六二、一〇三	149
七年	一、五四八、一七〇	110	11、五九四、一七〇	117	〇、九八八	112	一四、〇一五、四一五	144
八年	一、五三三、七九七	114	11、〇六八、二〇二	113	〇、九三六	107	一四、六三六、六三五	150
九年	一、五五五、四〇六	112	11、八二二、三三三	113	〇、九七〇	114	一四、九、五〇、一〇一	151
十年	一、五三三、五四六	111	11、三三四、三三三	116	〇、九三三	113	一六、一、二二、九三九	160
十一年	一、五五七、九四九	112	11、10、四九二	114	〇、九八四	112	一四、三、四二、四三三	146
十二年	一、五五〇、三九九	112	11、七四四、六四四	116	〇、九七六	117	一四、〇、四三、一六八	145

年次	數量	指數	價額	指數	數量	指數	價額	指數
同十三年	一,七五七,七六六	一一七	三,三三三,三三三	一一七	〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	四,八八八,八八八	四七〇
同十四年	一,五八六,二六六	一一七	四,七七七,七七一	一二一	〇,九三三,三三三	一一三	四,七二七,二七二	四一〇
昭和元年	一,八八七,九八八	一二七	一,五三〇,〇七〇	一四七	〇,九六九,六六九	一一三	四,〇六三,二五九	四九五
同二年	一,六〇〇,三三三	一一二	一,七三六,八八七	一二六	一,〇七〇,一七〇	一〇九	四,四四四,三三三	四六七
同三年	一,五二七,七七七	一一三	一,三三三,三三三	一〇三	〇,九八〇,九八〇	一一六	三,四二一,三四二	三六八

備考 大正八年に於て收穫高の減少したるは近年稀有の早害に罹りたるに因る。

米輸移出額

年次	數量	指數	價額	指數	上記の内内地移出額			
					數量	指數	價額	
明治四十四年	一,五〇〇,〇〇〇 <small>石</small>	一〇〇	一,五〇〇,〇〇〇 <small>円</small>	一〇〇	一,二八二,一〇一 <small>石</small>	一〇〇	一,二八二,一〇一 <small>円</small>	一〇〇
大正元年	一,五〇〇,〇〇〇	一〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一〇〇	一,二八二,一〇一	一〇〇	一,二八二,一〇一	一〇〇
同二年	一,八七〇,七五七	一二六	一,四〇〇,〇〇〇	一二七	一,二七〇,七五七	一二六	一,二〇〇,〇〇〇	一〇〇
同三年	一,三六九,〇〇〇	一一三	一,七〇〇,〇〇〇	一二三	一,一七三,三三三	一一〇	一,一〇〇,〇〇〇	一〇〇
同四年	一,三六九,〇〇〇	一一三	一,七〇〇,〇〇〇	一二三	一,一七三,三三三	一一〇	一,一〇〇,〇〇〇	一〇〇
同五年	一,〇七〇,〇〇〇	一〇四	一,七〇〇,〇〇〇	一二三	一,一七三,三三三	一一〇	一,一〇〇,〇〇〇	一〇〇
同六年	一,一七五,一八七	一一〇	一,七〇〇,〇〇〇	一二三	一,一七三,三三三	一一〇	一,一〇〇,〇〇〇	一〇〇
同七年	一,二〇〇,〇〇〇	一〇九	一,七〇〇,〇〇〇	一二三	一,一七三,三三三	一一〇	一,一〇〇,〇〇〇	一〇〇

大正八年	二、九六〇、六三三	四、四四〇	一〇〇、〇〇四、六七四	二、〇〇三	二、八七三、八七七	九、〇	一〇、六五〇、四八八	三、七九四
同 九年	二、一〇一、七〇〇	三、八七	七、七、五八四、二三四	一、四六八	一、九七、七三六	六、四三	七、三三三、一七三	二、六〇〇
同 十年	三、三三、三〇〇	六、四四〇	九、八、三、九七二	一、七五七	三、三、七、四三三	一、〇九六	八、八、七、九、六、三	三、一、三、三
同 十一年	三、三、一〇、〇〇元	五、九〇	九、五、八、〇、三、九、三	一、八、一、三	三、三、三、六、三、一〇、一〇	一、一〇、六	九、三、三、九、七、〇、〇	三、三、三〇
同 十二年	四、〇、四、五、六、七	七、五二	一、三、九、三、〇、四、二	二、一、三、三、三	四、〇、三、三、七、八	一、三、一、一	一、二、九、四、四、二、八	四、一〇、一、一
同 十三年	四、八、六、四、三	八、九八	一、六、四、四、三、四、四	三、一、三、三	四、八、三、七、三、三	一、五、七、三	一、六、三、三、三、二、二	五、八、〇、四
同 十四年	四、七、七、六、〇、六、六	八、七五	一、七、三、一、三、三、七、四、四	三、二、七、七	四、七、四、五、〇、六	一、三、七、七	一、七、三、六、五、八、八	六、一、三、一
昭和元年	五、七、四、八、八、三	一、〇六三	一、九、三、五、八、四、九、三	三、六、四、五	五、七、七、五、九、五、五	一、一、六、九	一、九、二、三、五、九、〇、三	六、八、七、七
同 二年	六、四、七、〇、二、七	一、一、八、九	一、九、一、五、七、四、〇、七、四	三、六、六、六	六、四、四、五、七、三、四	二、〇、八、九	一、九、二、一、四、〇、七、〇	六、七、九、七
同 三年	七、〇、三、一、六、三、〇	一、三、九、二	一、八、三、七、〇、四、五、九	三、五、二、五	七、〇、一〇、三、三、九	二、二、六、九	一、八、三、四、三、一、〇、三、五	六、五、四、九

備考 一、指數の基準を明治四十四年と爲したるは同年輸移出額は明治四十三年の生産に係るものと看做したるに因る。

二、大正九年の輸移出は大正八年の生産に係るものにして其の數量の減少は前年の旱害に因る。

以上は始政以後大正十五年迄の實績を示せる所なるが大正九年度より一部の實行に着手せる朝鮮産米増殖計畫は更に今般訂正を加へ大正十五年度以降の十四箇年を期し所期の目的を達する爲に全般的實行を見るに至れるを以て今後の増殖改良は一段の進展を見るべし。

朝鮮産米増殖計畫は土地改良事業と耕種法の改良とを併せ行ふものにして土地改良に付ては前章耕地の部に於て述べたる所なるが耕種法の改良に就ては(イ)金肥の使用を奨励すると共に其の購買資金を斡旋す

ること(ロ)系統的採種番の設置を助成すること(ハ)米作改良に關し實地指導に當らしむる爲地方廳に農業技術員を配置すること等各般の施設に就き調査又は實行中に屬す。而して右計劃完成の曉に於ては産米大
約八百二十一萬石を増殖すると共に其の品質を向上し以て(一)内地食糧問題の解決に資すると共に(二)
鮮内に於ける食糧需要の増加に備へ且(三)農家經濟の向上延ては朝鮮經濟の振興を圖るに在り。

第二節 麥 類

麥類は農家の食糧として最重要なるものに屬するのみならず小麥に在りては内地に於ける需要年と共に
喚起せられ又一面朝鮮に於ける小麥粉の輸入は相當の額に上り之が輸入を防遏するの必要あるを以
て始政以來麥類の増殖に付ては種々努力し來れり其の要領を擧ぐれば左の如し。

(一) 作付反別の擴張 麥の田作面積は始政當初に於ては田全面積の三割五分に過ぎず。又番作として
は僅かに十萬町歩にして番全面積の一割に達せざるを以て作付反別擴張の餘地を認むると同時に殊に
田地の分布少き南鮮地方に於ては番の二毛作として麥作擴張の必要を感せしを以て番田兩方面に對し
作付の擴張を獎勵し其の結果始政當初に比し番作は十割、田作は三割強の増加を示せり。

(二) 優良品種の普及 農事試験場及道種苗場をして優良品種の選定を爲さしめ又地方費より補助金を
交付して農事團體、篤農家等をして採種田を設置せしめ依て得たる種子を一般農家に配付栽培せしむ
ると同時に既に民間に普及せる優良品種と在來種との種子交換を行はしめ以て之が普及を圖れり。然

れども優良品種として選定せられたるもの未だ少く又是等優良品種の品質、收量等を在來種に比するに水稻に於けるが如く著しく差異あるもの少きを以て其の普及成績は未だ甚だ振はず。總作付反別に對し大麥は約一割五分小麥は一割に過ぎず。

(三) 肥料の増施 麥作は肥料を要すること比較的多量なるを以て從來より若干の施肥を爲すの慣習あり。故に麥の作付面積の擴張には先以て肥料の準備を要し反當收量増加を圖るにも之が増施を第一要件となすが故に自給肥料の製造を獎勵し此の缺陷を補ふこととせり。而して麥作に對する金肥の施用は硫安過燐酸石灰等の有利なるを認識するに至れり。

(四) 病蟲害の驅除豫防 麥類一般に對する麥奴に依る被害及小麥胡椒病の被害甚しきを以て麥奴に對しては麥穗の拔取を、又胡椒病に付ては種子の篩選を獎勵するも未だ一般に徹底的實行を見るに至らず。

(五) 乾燥調製の改良 從來農家の行ひ來れる乾燥調製は頗る粗惡にして其の調製品は到底商品たるに適せざるを以て販賣に供すべきものに付ては乾燥調製の改良を獎勵せり。

(六) 麥酒釀造原料大麥の栽培 内地に於ける麥酒釀造用原料たる大麥は年々八萬石に達するも殆ど全部外國産に仰ぎ來れり然るに朝鮮の南部地方は此栽培を行ひ得べく試作の結果慶尙南北兩道にては必要に應じ「ゴールデンメロン」の栽培を行ひ得べきを確めたり。

麥 生 產 額

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數	
大 麥	明治四十三年	五七、九 ^可	100	四、七 ^石	100	〇、八 ^石	100	一五、八 ^四	100	
	大正十一年	八六、三 ^〇	143	六、八 ^三	144	〇、八 ^三	101	五七、〇 ^三	五八	
	同十二年	八三、一 ^〇	141	六、〇 ^九	127	〇、七 ^四	90	四六、一 ^〇	三九	
	同十三年	八二、四 ^八	141	七、六 ^〇	151	〇、八 ^八	107	七四、五 ^九	四七	
	同十四年	八二、二 ^七	144	七、八 ^五	165	〇、九 ^四	115	八七、三 ^三	五〇	
	昭和元年	八三、二 ^九	145	七、〇 ^二	149	〇、八 ^四	103	七〇、九 ^〇	四四	
	同二年	八七、二 ^四	145	六、八 ^八	149	〇、八 ^四	99	六三、〇 ^九	三九	
	同三年	八四、六 ^六	147	六、五 ^七	141	〇、七 ^七	94	六二、七 ^三	三六	
	小 麥	明治四十三年	二四、八 ^〇	100	一、三〇、九 ^七	100	〇、四 ^九	100	六、六 ^七	100
		大正十一年	三六、一 ^九	149	二、〇〇、七 ^〇	151	〇、五 ^七	114	二九、七 ^〇	四四
		同十二年	三六、二 ^五	147	一、六 ^九	139	〇、四 ^七	95	二二、九 ^八	三三
		同十三年	三六、八 ^三	149	二、一 ^三	157	〇、五 ^九	119	三九、九 ^九	四四
		同十四年	三六、七 ^七	149	二、一 ^七	157	〇、六 ^〇	121	四〇、九 ^九	四四
		昭和元年	三六、四 ^〇	150	二、一 ^三	157	〇、五 ^八	117	三〇、七 ^八	四一
同二年		三六、〇 ^七	151	一、八 ^八	151	〇、五 ^三	105	二六、〇 ^七	三九	
同三年	三六、四 ^九	150	一、七 ^七	148	〇、四 ^八	96	二六、七 ^三	四〇		

第四章 作物 第三節 麥類

		合 計								裸 麥							
		同 三 年	同 二 年	昭 和 元 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	大 正 十 一 年	明 治 四 十 三 年	同 三 年	同 二 年	昭 和 元 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	大 正 十 一 年	明 治 四 十 三 年
	面積	一四六	一四七	一四七	一四四	一四三	一四三	一四三	一四三	一四七	一四六	一四四	一四三	一四二	一四三	一四〇	一四〇
	收穫量	八七〇、三三三	六〇七、六三三	九、八八、三三三	一〇、四九、〇三三	九、〇〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇	九、三三、四三三	六、二〇、九三三	三九、五八	三六、七三三	三八、五七〇	四四、〇〇〇	三九、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	二五、七三三
	平均收穫量	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
	收穫率	〇、六六七	〇、七一一	〇、七六六	〇、七六六	〇、七六六	〇、七六六	〇、七六六	〇、七六六	〇、六六七	〇、六六六	〇、六六六	〇、七六六	〇、七一一	〇、七一一	〇、七六六	〇、六六六
	收穫率	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	收穫率	九、三三、四三三	九、三三、四三三	一〇、七〇、〇〇〇	一〇、七〇、〇〇〇	一〇、七〇、〇〇〇	一〇、七〇、〇〇〇	一〇、七〇、〇〇〇	一〇、七〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇	八、三三、四三三	八、三三、四三三	九、三三、四三三	八、三三、四三三	八、三三、四三三	八、三三、四三三	八、三三、四三三
	收穫率	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 大正十二年は早魃に依り收穫高減少せり。

第三節 大豆

大豆は朝鮮の風土に好適し且其の栽培は他の作物に比し肥料を要すること極めて少なく又比較的粗放な栽培法に據るも尙相當の收穫を得るを以て始政當時に於て各種の作物悉く内地の生産状態に比し著しき遜色ありしに似ず獨り大豆は其の品質及收量に於て内地と大なる徑庭なかりしのみならず咸鏡南道端川、安邊及京畿道長湍産の如きは内地産を凌駕する優良品を生産しつゝありたり。而して其の當時生産額は三百萬石、輸移出額は六十萬石内外なりしも乾燥調製の不良、異品種の混淆等の爲朝鮮大豆固有の特色を發揮すること能はず。加之包裝不完全の爲荷傷を生じ取引上常に故障頻出の有様に在りたり。

朝鮮大豆は粒形色澤共に優秀にして蛋白質に富み最も食用に適し殊に内地に在りては豆腐製造、味噌醬油釀造用として愛好せらるゝを以て内地市場に於ける聲價は常に滿洲大豆の上に在り。且又内地に於ける大豆の供給不足は年々累増の狀況に在るを以て朝鮮大豆の増殖は多々益辦すと稱するも不可なし依て生産の増加に努むると共に上述の如き缺點を除去せむことを期し左記の施設を講せり。

(一) 優良品種の普及 大體米麥と同様の方法に依り優良品種の普及に努めつゝあるも優良品種の選出頗る困難なると既に選出せられたる優良品種も其の特性著しからざる爲普及成績良好ならず。栽培面積は全體の三割七分に過ぎず。

(二) 種子の粒選 播下する種子中異品種を混在する爲收穫物には依然異品種を混淆し且つ其の收量を減少し栽培上不利少からざるのみならず販賣の際價格亦低下するを以て在來品種中優良と認むるもの

に付き粒選を必行せしむることゝし其の實行に就ては講習講話の開催、粒選品の點檢、技術員の巡回督勵等の方法を採れり。而して粒選に就ては古來多少之に類似せる慣習の存する地方あり比較的瞭解容易なりし等の原因に依り成績も相當良好なるを得たり。

(三) 乾燥調製の改良 大體米の乾燥調製改良に準じて之を奨勵せるも農家に於ける實行は未だ一般に

徹底せず大部分は輪移出商人の手に依り行はれつゝある状態なり。

(四) 大豆検査 穀物検査の節に述べむとす。

以上施設の遂行と共に大豆の生産額及輪移出額の増加は著しきものあり。其の趨勢左の如し。

大豆生産額

年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	四八、〇三三 ^市	100	二、七六三 ^石	100	〇、五三三 ^市	100	二、九〇八、四九九 ^圓	100
大正十一年	七九、〇〇五	一六三	四、五二六、八三六	一六四	〇、五六七	101	六、〇六六、〇〇一	五10
同十二年	八〇、八八六	一六五	四、六四一、四六七	一六九	〇、五七六	101	七、一六七、六六六	五〇〇
同十三年	七九、八八元	一六四	三、六七七、六三三	一三四	〇、四八八	八	六、一〇六、〇一五	四七六
同十四年	八〇、四九七	一六五	四、六二二、〇三三	一六九	〇、五七四	101	七、一〇三、〇〇九	五五二
昭和元年	七九、五五六	一六三	四、三三二、三三七	一五九	〇、五五〇	九八	五、九二二、三九二	四七七

大豆輸移出額

同	二	年	七九三、六九六	一六三	四、七四七、〇三二	一七三	〇、五九八	一〇六	六、六六六、三二二	四七六
同	三	年	八〇〇、六三三	一六四	四、八〇九、〇三四	一三六	〇、四七六	八五	五、三〇九、四〇三	四一〇

年	次	數	量	指	數	價	額	指	數
明治	四十四	年	六七八、四〇九 <small>石</small>	一〇〇	四、三六六、八三七	一〇〇	四、三六六、八三七	一〇〇	一〇〇
大正	十一	年	一、四五一、六六八	三二四	三、〇三三、九六五	三〇三	三、〇三三、九六五	三〇三	三〇三
同	十二	年	一、三六二、九六〇	一六〇	三、〇八七、三三四	四七	三、〇八七、三三四	四七	四七
同	十三	年	一、五〇一、九〇一	一〇七	三、一八八、六六三	五七	三、一八八、六六三	五七	五七
同	十四	年	一、〇〇四、七六六	一四八	三、〇三三、四四一	四七	三、〇三三、四四一	四七	四七
昭和	元	年	一、四〇一、三三四	一七	三、四八八、五三三	五五	三、四八八、五三三	五五	五五
同	二	年	一、四四一、五一一	二四	三、三九一、三九九	五三	三、三九一、三九九	五三	五三
同	三	年	一、五〇七、一三〇	二〇	三、三三四、〇〇五	五三	三、三三四、〇〇五	五三	五三

備考 輸移出先は殆ど全部内地なり。

第四節 穀物検査

始政以來銳意米穀改良に意を用ひたると販路開拓上諸般の施設を試みたる結果朝鮮産穀物の需要漸次増

進し輸移出額増加せり。然れども一般農家は未だ乾燥調製に意を用ゐざる爲輸移出商人の手に依り再製改装するの状況なりしを以て異品種、土砂其の他夾雜物の混入、乾燥の不充分、包装の不完全等非難の聲囂々たるに至り内地移出を阻止するの虞ありたるに依り穀物検査の制を布くに至れり。

(一) 米穀検査 法令に基く検査制度の開拓に先ち木浦商業會議所は明治四十二年より輸移出玄米検査を實施し其の成績相當見るべきものありしを以て大正二年六月總督府は各道長官に通牒し地方廳監督

の下の商業會議所又は穀物同業組合をして輸移出米の検査を勵行せしめしに鎮南浦、仁川、釜山の三商業會議所及京畿道平澤、慶尙北道大邱外四箇所の穀物組合相踵で検査を開始し好結果を得たり。然るに検査に關し未だ據るべき法令なく普く朝鮮米改良の實を擧ぐるに遺憾少からざるに鑑み大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を公布し次で之が實績に徴し大正六年九月同規則を改正したるも米穀の改良進捗と販路擴張に伴ひ尙改善の餘地あると白米検査をも各道に實施するの要あり且實際取引に不便あるとに鑑み更に大正十一年七月同規則の改正を行ひ其後大正十二年三月、十三年三月、十四年三月、十四年十二月、昭和元年十二月、昭和二年二月、昭和三年七月、昭和四年一月昭和四年六月同規則の一部を改正し現在に及べり現在検査規則の要點を擧ぐれば左の如し。

(イ) 検査は道長官の權限の下に地方費の事業として行ふこと。

(ロ) 道知事の指定する地より朝鮮産玄米又は白米を輸出、移出又は他の道に搬出する場合は必らず檢

査を受くること。

(ハ) 品質及乾燥不良のもの異年度産米の混淆せるもの又は石、土、稗、粃、蝦米、青米、死米、赤米碎米其の他の夾雜物の混入規定の制限を越ゆるもの。其の他容量包装等一定の條件に該當せざるもの、輸移出を禁ずること。

(ニ) 朝鮮米の缺點中非難最も著しき蝦米又は石の混入に付ては特に嚴重なる規定を設け輸移出を制限すること。検査済玄米にして石の混入なしと認むるものには検査請求人の請求に依り石抜證印を押捺すること。

(ホ) 等級を玄米は特等、一等、二等、三等、四等及等外、白米は特等、一等、二等及等外に分ち等外と不合格品の輸移出を禁ずること。特別の必要あるときは等級に拘らず輸移出又は他道に搬出し得ること。

(ヘ) 玄米は容量四斗、白米は吸入は容量四斗、布袋入は重量十五「キログラム」及三十「キログラム」とすること。包装は玄米、白米共吸入は六百匁以上の吸入を白米の布袋入は二百五十匁及三百五十匁以上の布袋を用ひ繩掛の方法を一定すること。特別の必要あるときは之に異りたる標準（主として輸出用白米吸入三斗入、麻袋二ブード入）に依らしめ得ること。

(ト) 各道の検査標準は總督府の承認を受けしむること。

(チ) 總督府に於て各道の検査標準を統一すること但し夾雜物中赤米に付ては生産地の狀況に依り俄に劃一を望むべからざるを以て道に依り其の混入割合を異にすること。

(二) 大豆検査 大豆は輸移出品中米に次ぎ重要なるものにして従來内地市場に於ける非難は米の如く喧しからざりしと雖乾燥調製及包装の不良、夾雜物の混入等に付き非難の爲聲價を失墜すること少からざりしを以て大正六年九月府令を以て大豆検査規則を發布し、米穀検査に準じたる規定を設け各道をして検査を施行せしめしが更に米穀検査と同様の理由に依り大正十一年七月同規則の改正を行ひ其後大正十三年三月及十四年三月一部を改正せり。

(三) 小麥検査 小麥の生産地にして内地移出品の大部分を供給する黃海道に於ては大正七年平安南道に於ては大正十年より検査を開始せり、右は府令の發布なきも米穀検査規則に準じたる検査規則を道令に依り發布し、米穀検査と略同様の要件に付検査を爲しつゝあり。

(四) 菜豆、豌豆及小豆検査 咸鏡北道は菜豆、豌豆、小豆、咸鏡南道は小豆、菜豆、黃海道は小豆産出多く内地又は外國に輸移出せらるゝもの相當多量にして品質頗る優良なるに拘らず其の品質に相當する聲價を發揮すること能はざるの遺憾ありしに依り咸鏡北道は大正九年、咸鏡南道は大正十一年、黃海道は大正十三年より道令に依り検査規則を發布し大豆検査に準じ検査を爲しつゝあり。

現在に於て検査制度を設けたる穀物は上述せる玄米、白米、小麥、大豆、菜豆、豌豆及小豆の七種にし

て大豆は十三道全部に互り一齊施行し、玄米及白米は輸移出殆ど皆無なる咸北を除きたる十二道に於て施行し、其の他の穀物は道の任意とするを以て小麥は平安南道に小麥及小豆は黄海道に、菜豆及豌豆、小豆は咸鏡北道、小豆及菜豆は咸鏡南道に施行せられ現在検査所の數百六十七箇所、検査所長、主事、検査員、書記又は助手の數は四百人を算せり。

穀物検査施行以來其の成績最も良好にして、土砂、其の他の夾雜物の混入を減少し容量及包装を一定し以て朝鮮穀物の聲價を昂上すると共に鮮内及鮮外に於て取引安全且確實に行はれ検査當初に比し内地同格品との値開一圓方縮少するの利益を生ずるに至り、其の間接の效果として農家は乾燥、調製に注意を拂ふと共に玄米調製の機運を助長し來り朝鮮産穀物の改良上多大の成績を示せり。最近三箇年の検査成績を表示すれば左の如し。

産 穀	年 度	検査總數	檢 査 合 格 數					不 合 格 數
			特 等	一 等	二 等	三 等	四 等	
玄 米	昭和元年度	10,500,650 <small>噸</small>	3,370 <small>噸</small>	2,718 <small>噸</small>	1,313,140 <small>噸</small>	5,850,000 <small>噸</small>	2,000,310 <small>噸</small>	3,000,141 <small>噸</small>
	同 二年度	10,970,918	2,926	2,916,766	1,064,811	5,266,908	3,157,533	1,910,616
同 三年度	2,670,402	18,087	4,364	1,476,717	6,000,033	5,796,066	1,176,788	2,000,616
白 米	昭和元年度	4,968,887	2,714	4,760,480	1,797,731	—	—	3,455
	同 二年度	6,742,296	3,435	6,444,618	1,942,266	—	—	4,428

大豆	同		同	同	同	同	同	同
	昭 和 元 年 度	三 年 度						
同	昭 和 元 年 度	三 年 度	同	同	同	同	同	同
同	二 年 度	三 年 度	同	同	同	同	同	同
同	三 年 度	同	同	同	同	同	同	同
	八、一五九、七〇〇	八、一五九、七〇〇	四六〇、〇〇〇	七、八六、八六六	一、九、一〇三	—	—	七、七九四
	三、六二六、六〇〇	三、六二六、六〇〇	七九、九〇七	三、三九、六三八	三、五九、二三八	二、〇七、七六六	—	四六、二四三
	三、五五四、七〇〇	三、五五四、七〇〇	六五、三三四	二、八二、一三四	三、〇六、八五二	一、九四、七六七	—	五五、〇〇九
	三、五〇〇、七六六	三、五〇〇、七六六	六一、九四六	二、六八、〇九六	三、六四、六九七	二、〇四、八四〇	—	四〇、三三八

第五節 雜穀

朝鮮に於て栽培せらるゝ雜穀は粟、稗、黍、蜀黍、玉蜀黍、燕麥及蕎麥にして就中粟を以て最重要とす

粟作は西北鮮地方に於ける主要作物にして古來相當重要視せられ作付面積は米、麥に次ぎ其の耕種方法も他の作物に比し稍々進歩し能く朝鮮の風土に適應せる措置に出たるが如し。然れども品種の選定施肥及病蟲害の驅除豫防等に就ては甚だしき缺點あり。爲に反當收量著しく少く僅々六七斗にして内地の收量の半に過ぎず。其の總生産額は五百餘萬石に達するも尙鮮内の需要を充たすに足らず。年々二十萬石内外の精粟を支那より輸入しつゝあり。而して彼の大正八年の凶作に際しては通計百五十萬石の輸入を爲したるの狀況なり。之れ粟は西北鮮に於ては主要食糧品にして地方民は米麥よりも寧ろ粟を以て常食と爲すを以てなり。然るに近年南鮮地方に於ても産米を有利に販賣して粟を代用食とするもの増加し年と共に粟の輸入を増加し年額百萬石を超ゆるに至り昭和三年に於ては實に百九十七萬石

の多きに上れり。故に粟の生産増加に依り農家食糧の充實を圖るの必要あり。

然りと雖粟作の面積を擴張せむとするには遽に實行すること困難なるものあるを以て從來先づ以て米麥、大豆に對する改良増殖施設と略同様の手段に依り品種の改良、肥料の増施、病蟲害の驅除豫防等に力を致し反當收量の増加に努力し來りたるか昭和四年度よりは主要なる粟作地帯各郡に對し專任指導員を置き模範作圃を設置し一層之が増産獎勵に力を致すこととなれり。左に生産額及輸移入額の消長を表示せむとす。

粟 生 産 額

年 次	作付反別	指數	收 穫 高	指數	反當收量	指數	價 額	指數
明 治 四 十 三 年	五、三六、六七 <small>町</small>	100	五、三六、六〇五	100	〇、三三	100	一、六、三〇、一四四	100
大 正 十 三 年	七、四二、七三	一四〇	五、〇七、六七九	一三三	〇、六六	一〇三	七、三六、〇〇六	四三三
同 十 四 年	七、六六、一三	一四三	四、七五、八〇三	一四一	〇、六〇	九七	五、九七、〇〇〇	三六六
昭 和 元 年	七、八八、八五	一四七	四、七七、七〇〇	一四三	〇、六〇	九七	五、七三、六、三七一	三五三
同 二 年	七、九三、六七	一四七	四、九四、二七	一四六	〇、六三	一〇一	五、八六、七、三三七	三五〇
同 三 年	八、〇三、三七	一五〇	五、三三、一六	一五五	〇、六四	一〇三	六、〇三、三、四三三	三五九

粟 輸 移 入 額

年次	數量	指數	價額	指數
大正二年	二七、九三 ^五	100	二、八九七、七五 ^四	100
同 十三年	一、三五九、九三	四七三	一九、六七九、〇〇九	六七九
同 十四年	一、六八七、九四六	五八六	二八、七七九、六五九	九九三
昭和元年	二、一八四、七六	七五九	三二、八〇六、四八	一、〇九八
同 二年	二、五三九、七五	八七九	三二、六四九、七七	一、〇九二
同 三年	一、九七三、三六五	六八五	二五、四八六、四三七	八八〇

備考 輸入先は殆ど滿洲なり。

二 其の他の雜穀

朝鮮は畑地の分布内地に比し多きを以て雜穀類の生産饒多なり。然れども雜穀の用途は蜀黍の焼酎釀造用に供せられ燕麥の一少部分馬糧たる外農家の自用食糧たり。故に是等雜穀類中玉蜀黍が年々支那及内地に少許の輸移出あると先年大旱魃に際し支那産高粱、稗等の輸入を見たるの外殆ど貿易關係を生せず。此の故に是等に對する改良増殖は米麥大豆の如く焦眉の急にあらざるを以て未だ見るべき施設なし左に生産の狀況を表示すべし。

雜穀 生産額

種別	稗					黍					蜀黍					
	明治四十三年	大正十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	明治四十三年	大正十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	明治四十三年	大正十三年	同十四年	昭和元年
作付反別	133,701 <small>可</small>	109,861	103,856	98,848	97,721	94,233	166,691	171,851	167,851	170,077	167,851	168,100	640,433	99,006	96,003	97,915
指數	100	81	78	75	73	68	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
收穫高	423,333 <small>石</small>	380,774	366,660	354,010	343,015	333,337	687,755	700,000	692,774	692,222	680,000	687,755	2,000,000	630,774	610,000	620,000
指數	100	90	87	84	82	80	100	100	100	99	98	99	100	98	97	100
反當收量	0,660 <small>石</small>	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,561	0,577	0,568	0,561	0,557	0,566	0,660	0,660	0,660	0,660
指數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
價額	2,012,274 <small>圓</small>	1,630,274	1,569,123	1,512,123	1,461,123	1,410,123	3,699,561	3,711,851	3,678,661	3,650,000	3,621,851	3,647,755	11,370,000	3,430,774	3,330,000	3,400,000
指數	100	81	78	75	73	68	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

蕎麥	燕麥					玉蜀黍					同		
	昭和元年	同十四年	同十三年	大正二年		同三年	同二年	昭和元年	同十四年	大正十三年	明治四十三年	同三年	昭和二年
104,299	107,374	100,200	70,933			100,001	101,250	100,250	99,357	99,406	99,856	99,633	99,700
150	151	146	100			158	156	153	149	143	100	150	150
566,879	561,748	570,000	369,569			677,400	552,926	507,855	551,944	459,633	400,926	678,677	621,144
146	140	136	100			144	133	130	131	100	100	140	140
0,451	0,523	0,511	0,499			0,920	0,599	0,496	0,561	0,498	0,639	0,701	0,705
82	95	93	100			93	84	85	86	77	100	113	113
683,255	704,566	718,316	2,640,376			588,174	521,587	505,266	549,071	573,252	1,574,733	759,131	753,339
26	26	27	100			27	33	33	34	36	100	40	47

備考 (一)各作物共大正八年、大正十二年の減收は旱害の影響に依る。(二)蕎麥は大正元年以前調査を缺く。

同	二年	106,453	133	66,446	159	0	104	693,824	221
同	三年	137,767	194	63,337	163	0	84	656,859	250

第六節 甘藷及馬鈴薯

甘藷は従來朝鮮に於て殆んど生産の素地なく南鮮方面に於て品質の劣等なるものを僅かに栽培したるに過ぎず之に反し馬鈴薯は全鮮各地に栽培せられ殊に北鮮に比較的普及し居たり。

甘藷及馬鈴薯は農家食糧用として好適せるのみならず其の栽培容易にして一定面積より生ずる收穫量比較的多量なるが故に之が生産の増殖に力め不足せる農家の食糧を充實し延て米、小麥、大豆の如き販賣に適する穀菽類の自家消費を節約せしむることを期し、甘藷は南方温暖なる地方に、馬鈴薯は中部以北冷涼なる地方に作付反別の擴張を企劃し一面優良品種の選定、種薯の配付及其の貯藏を奨勵しつつあり甘藷、馬鈴薯は自家用食料に適するのみならず他にも用途あり。甘藷は鮮人の間食用として愛好する所なるを以て販賣用に供することを得べく又一面現在年額約六萬圓を算する内地産品の移入を防遏することを得べし。馬鈴薯に付ては歐洲時局の際既に澱粉工場創設せらるゝあり澱粉として又生薯の儘露領等へ輸出の見込あるを以て其の生産の増加は多々益々辨すべきなり左の生産増加の趨勢を掲ぐ。

甘藷並馬鈴薯生産額

種別、年次	馬鈴薯					甘藷					作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
	同三年	同二年	昭和元年	同十四年	同十三年	大正元年	同三年	同二年	昭和元年	同十四年								
	八〇、五三三	七七、五三六	七六、三三三	七五、三六五	七三、六〇〇	二二、三三七	二二、三三七	二一、七〇〇	一九、八一	二一、七〇〇	二一、七〇〇	一、六四四	100	二、六九一、〇六六	100	一、五三三	四、六七〇	100
	三七八	三六三	三五七	三五三	三四三	100	六六八	六六三	五六〇	六六三	六六三	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	九〇〇	二、三〇〇	六、九六五、六八九	100
	一一三、二六三、九七七	一一八、一五八、七七五	一二九、一四四、八八一	一〇八、五〇六、八一五	101、二二二、二九二	三、八六〇、六六九	二八、三四五、三三〇	二七、九九三、三六六	二六、九三三、九三三	二六、九三三、九三三	二六、九三三、九三三	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,071	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100
	三四一	三六〇	三五三	三五〇	三三二	100	1,070	1,070	六二九	1,070	1,070	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,070	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100
	139	153	156	144	139	154	133	139	127	133	133	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,070	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100
	九〇	九九	101	九四	九〇	100	153	156	133	133	133	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,070	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100
	一九、一〇三、六二五	一八、四四四、五九四	一九、四三〇、二九六	二六、〇四一、六六六	二四、五九一、三〇三	二、八二一、六四八	六、九三三、四三三	九、五〇四、七七九	五、七四四、八四四	六、九三三、四三三	六、九三三、四三三	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,070	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100
	六七七	六五三	六六八	九三三	八七三	100	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	二、四四三、七六六	100	二、四四三、七六六	1,070	二、四四三、七六六	八、一六二、二五五	100

備考 明治四十四年以前は調査を缺く。

第七節 棉

棉花は衣本として生活上の必需品にして紡績工業は日本工業の基礎を爲す重要工業たるに拘らず其の原

料たる棉花の生産は内地に殆ど皆無にして年々數億圓の原棉を印度、米國及支那等より輸入しつつあり經濟上の不利少しとせず。朝鮮は帝國版圖中殆ど唯一の棉作有望地なるを以て朝鮮の斯業は漸く世人の矚目する所となれり。

朝鮮には古來棉花栽培の素地あり。始政前に於ける作付反別既に四萬町歩に達したるも在來棉は品質綿歩合共に良好ならずして收量又多からず然るに南鮮地方にありては米國種陸地棉（キングスイン）の栽培に適するを認め其の栽培の普及を圖る事とし施設したる事項左の如し。

一 試作時代

明治三十八年原敬、野田卯太郎、大石正己等相謀り棉花栽培協會を發起し農商務省と交渉を經更に試作を農事試驗場に委託せしめ試験の結果成績見る可きものありしを以て韓國政府に建議する所ありたり。韓國政府は其の建議を容れ明治三十九年より同四十一年に至る三年間に十萬圓を支出し全羅南道に棉採種圃を置き且繰綿工場を設け收穫物より得たる綿種子を一般に配付することとなし次で明治四十一年臨時棉花栽培所を設置し棉花栽培事業の全部を擧げて政府の直營に移すと共に前述せる事項の充實を期するの外模範作圃の設置、在來棉との比較栽培、棉作組合の設置、優良小作人及功勞者の表彰等種々の施設を講じたる結果最主力を傾注したる全羅南道に於ては一般農民克く陸地棉栽培の有利なるを會得すると共に作付面積累次擴張せられ明治四十四年に至りては全鮮に互り栽培人員既に四萬

三千人に達し此の作付反別三千餘町歩、實棉の收穫高二百七十萬斤を算するに至れり。

二期 第一期擴張時代

陸地棉栽培開始以來六箇年の經驗成績に鑑み南鮮六道は陸地棉の栽培に適するを認め得たるを以て茲に棉作擴張計劃を立て大正元年より六箇年を期し栽培面積を十萬町歩に擴張する目標を以て左記の施設を行へり。

(一) 技術員配置 道及主要なる郡に棉作に經驗ある技手を配置し栽培の指導に従事せしむることと爲したり。

(二) 棉作組合の改善及其の増設 棉作獎勵の初期に當り既に棉作組合を組織せしめたるが必要に應じて補助金を交付し又は農工銀行より低利の資金を融通せしめ且組合員の生産に係る棉花は組合の手に依り共同販賣に付せしめ棉花賣買に伴ふ弊竇の矯正並純良種子の採取保存及在來棉種子混交の防止に努めしめたり。

(三) 種子の配付 棉作擴張計劃の樹立と共に今後新規擴張に供すべき種子は無代配付を行ふこととし一般栽培者に對して自家採種を督勵したり。

(四) 棉花の共同販賣 全羅南道に於ける棉花の栽培盛なる地方に於ては棉花の賣買又は其の仲介をなす者簇生し是等商人中品質價格比較的下位なる在來棉を故意に陸地棉に混入し又は棉花に水氣又

は土砂を撒布し其の他不正衡器を使用する等不正手段を行ふもの續出し延て所要の陸地棉純良種子を得ること困難となりしかば一面此の弊害を防止し一面農民の利益を保護する爲道知事の指導監督の下に棉作組合は所謂指定販賣を行ふに至れり。

指定販賣法は繰綿工場を有する會社又は商店を買受人に指定し棉作組合より直接に之を販賣するものにして其の價格は大阪に於ける繰綿相場を基礎とし一定の計算方式に依り之を算出し一定の日時及場所を定めて農民をして生産品を持寄らしめ棉作技術員其の品位を鑑定付級し以て賣買取引を行ふものなり。

然れども指定販賣法は生産額の増加、經濟事情の變化等に依り買受人に於ても農民に於ても不測の不利あるを免かれざるを以て之を競争入札法に依る共同販賣に改めたるものありたり。

(五) 種子更新 純良なる陸地棉種子も農民の栽培年所を經るに従ひ劣變退化を免れざるを以て種子更新の必要を認め勸業模範場木浦棉作支場に於て米國原産地より年々種子を輸入し之を育成したる後道に配付し郡採種圃及面採種圃に於て栽培採種せしめ次て一般農家に配付し以て種子の退化を防止することとなしたり。

叙上施設に基き極力獎勵に努めたるに大體豫期の成績を舉げ本計劃着手後七年にして作付反別九萬四千町歩其の收穫高六千萬斤を得るに至れり。

三 第二期擴張時代

第一期擴張計劃は大體豫期の成果を擧げたるも尙有利に栽培し得べき餘地少からざると一面内地市場に於て取扱はるゝ朝鮮綿の量少きに失し品位相當の聲價を發揮するに至らざるを以て今後生産額を増加するの必要益切なるものあるを認め大正八年より十箇年を期し南鮮六道には主として陸地棉を、京畿道及西鮮三道には在來棉の栽培を獎勵し作付反別に於て陸地棉十萬町歩、在來棉三萬五千町歩を擴張し既往の擴張面積とを合せ總面積二十五萬町歩に達せしむること企圖し生産棉花の半量を朝鮮内に於ける紡績原料花を大約二億五千萬斤(實棉量)に達せしむることを企圖し生産棉花の半量を朝鮮内に於ける紡績原料其の他の用途に充當し朝鮮に於ける棉花の自給自足を圖り残りの半量を内地に移出し内地棉業界の期待せる十萬俵以上の供給を爲し以て紡績原料需要の一部に充てむことを期せり。

右第二期計劃に依る施設事項は概ね第一期計劃を踏襲すと雖尙之に追加せる事項亦少からず今是等に付き述ぶる所あらむとす。

- (一) 開墾及地目變換補助 林野未墾地を開墾して棉作地に供し又灌溉水不充分にして連年旱魃を免れざる畚を變換して田と爲し、棉作を爲さしむる事を獎勵し其の所要種子代の交付を爲すこととせり。

- (二) 在來棉の改良擴張 陸地棉は忠清南北、全羅南北、慶尙南北の六道に適應することを大體確認

したるも尙是等六道中山地帯に屬する郡は之に適せざるものあるを以て是等數郡には寧ろ在來棉を獎勵するを適當とすべく又京畿、黃海、平南、平北の四道は從來在來棉の好適地と認めらるるを以て古來棉作の素地ある地域を中心とし生産品搬出の便否をも顧慮し前記四道中數郡を選定して在來棉の改良擴張を爲すことに決し之が獎勵施設は大體陸地棉に準し行ふこととなれり。

(三) 栽培法改良及反當收量増加 種子更新計劃を充實して農民の栽培する種子をして常に優良ならしめ之と共に肥料の共同購入を斡旋して施肥量を増加し其他各般栽培法の改良を指導獎勵して大に反當收量の増加を計り十年後に在りては陸地棉を平均百五斤に在來棉を平均九十五斤に達せしめむとす。

(四) 指導里洞設置 大正十一年度より集約栽培法の徹底的普及を期せむが爲棉作の集團せる里洞を劃して指導里洞となし是に專任指導員を配置して其の手當を補助するの外栽培者には反當二圓の肥料代を補助して特に周到なる指導を加へ以て模範的棉作里洞たるに至らば更に他の里洞を選定し同一の方法に依り指導里洞となすこととし大正十一年度に於ては五十箇所大正十二年度に於ては百五十箇所昭和三年に於ては二百五十箇所の指導里洞を設置せり。

而して第二期計畫は昭和三年を以て終了せるが其の成績を見るに作付反別、收穫高共に計畫當初に比し著しく増加せりと雖尙既定計畫に達せざるを以て昭和四年以降に於ては既往の實績に鑑み作付

反別の擴張を中止し専ら集約栽培を獎勵し反當收量の増加を圖り以て棉花栽培の健全なる發達を期することとせり。

棉花生産額

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
種別	明治四十三年	一、二六八 <small>町</small>	100	六六八、一五 <small>斤</small>	100	五三	100	五、四三 <small>圓</small>	100
	大正十三年	二七、五五	九、二六四	一〇六、九六、七六 <small>斤</small>	一六、〇〇七	九二	一七三	二七、〇九、六五	五、三
	同十四年	一三六、八四四	一〇、九三三	一〇一、三三、〇四 <small>斤</small>	一四、七三三	七三	一六	二、二五、六八	三九、七六
	昭和元年	一五〇、七七	一一、八八七	一一八、二六、四、五〇 <small>斤</small>	一七、七〇〇	七六	一四七	一四、六〇、九、七〇	二九、三三
	同二年	一三七、九四	一〇、八七六	一〇七、七、七、七二 <small>斤</small>	一六、一〇一	七六	一四二	一八、九三、〇、二九	三三、四二
	同三年	一三七、六三	一〇、八五六	一三三、七、一、二一 <small>斤</small>	一八、三三三	八	一六	二〇、八、六、四 <small>圓</small>	三六、九四
	明治四十三年	五八、八三	100	二〇、四、〇、六 <small>斤</small>	100	三三	100	一、九、〇、二	100
	大正十三年	五三、九三	九	三、〇、九、八、〇 <small>斤</small>	一三	五六	一六	六、九三、八、七	五三
	同十四年	五九、〇四	10	三六、九、五、三 <small>斤</small>	一九一	六六	一八九	七、〇、七、二	五四三
	昭和元年	六五、一三	一一	四三、八、九、七 <small>斤</small>	二二	六七	一九	八、七、七、七	六七
同二年	六七、一五	一〇	四四、三、五、四 <small>斤</small>	二三	六六	一六八	八、三、一、三	六三	
同三年	六七、七四	一一	四九、〇、五、七 <small>斤</small>	二四	七三	一九九	七、六、八、一	五六	

繰綿及棉實移出額

年次		繰綿		棉實	
年	次	數量	指數	數量	指數
明治	四十三年	六〇,一五〇	100	三三	100
大正	十三年	一七〇,四五六	二八〇	六〇	三九
同	十四年	一七〇,八四六	二八〇	七二	二〇〇
昭	昭元年	二二五,九一〇	三七九	七五	二四
同	二年	二〇五,〇〇〇	三三九	七四	二二
同	三年	二〇五,三三七	三三九	八三	三三
合計					
明治	四十三年	六〇,一五〇	100	三三	100
大正	十三年	一七〇,八四五	二八〇	六〇	三九
同	十四年	一七〇,八四六	二八〇	七二	二〇〇
昭	昭元年	二二五,九一〇	三七九	七五	二四
同	二年	二〇五,〇〇〇	三三九	七四	二二
同	三年	二〇五,三三七	三三九	八三	三三
額					
明治	四十三年	二,〇〇六,八五六		一,七五〇,五五九	
大正	十三年	一,七〇,八四五		二,四〇〇,四一六	
同	十四年	一,四〇,八四六		二,八三三,七五九	
昭	昭元年	一,六〇,〇四七		二,三三三,七四〇	
同	二年	一,四〇,〇〇〇		二,七〇〇,四一一	
同	三年	一,七〇,八三七		二,八四四,六五九	
指數					
明治	四十三年	100		100	
大正	十三年	二八〇		三九	
同	十四年	二八〇		二〇〇	
昭	昭元年	三七九		二四	
同	二年	三三九		二二	
同	三年	三三九		三三	

年次		繰綿		棉實	
年	次	數量	指數	數量	指數
明治	四十三年	二二,〇七五	100	二五,六一二	100
大正	十三年	一六,一五〇	一,三五〇	九三,九九九	五九
同	十四年	一五,九七〇	一,一五〇	九三,九九九	五九
昭	和元年	一八,七五五	六六七	四七,六六八	一七五
同	二年	六,三三三	二八〇	三三,〇三七	一三五
同	三年	二二,六四四	九三	三六,四九九	一五〇
額					
明治	四十三年	二,五九,九七四		二,五九,九七四	
大正	十三年	二,二八,五六七		三,七〇,七五九	
同	十四年	二,一四,〇五七		三,七〇,七五九	
昭	和元年	四,五五〇,一六三		四,八〇,三四〇	
同	二年	四,一六,〇三七		一,八八,一三四	
同	三年	六,〇〇,〇〇〇		三,三,四四九	
指數					
明治	四十三年	100		100	
大正	十三年	一,一五〇		五九	
同	十四年	一,一五〇		五九	
昭	和元年	六六七		一七五	
同	二年	二八〇		一三五	
同	三年	九三		一五〇	

第八節 麻類及甜菜

前節に述べたる棉以外特用作物中主要なるものは麻類、甜菜、楮、莞草、荏、胡麻、杞柳等にして就中

二、甜 菜

明治三十九年以來甜菜の試験調査を行ひたる結果西鮮地方に於ける製糖業の有望なるを認め大正六年平壤に朝鮮製糖會社の設立を見るに至り（大正八年に至り大日本製糖會社に併合せらる）該會社は大正九年より黃海道及平安南道の二道に互り農民に一定契約の下に甜菜を耕作せしめ之を原料として製糖事業を開始せり。

甜菜は朝鮮に於ける新規の作物なると各種病蟲害を受け易きの故を以て栽培の初期に當りては相當の助成を行ふ必要あるを認め毎年地方費に對し約六萬圓の補助金を交付し農民に種子の無償配布を行は

苧 麻		同 同		同 同		同 同		同 同		同 同		同 同	
同	同	昭	同	同	同	昭	同	同	同	昭	同	同	昭
三	二	和	十	十	十	和	三	二	二	和	二	二	和
年	年	元	四	三	三	元	年	年	年	元	年	年	元
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、六六七	一、五五五	一、五八七	一、五五四	一、四八八	八五四	一、五八七							
一八八	一八四	一八四	一七五	一六三	一〇〇	一八四							
一三六、〇〇七	一四三、一〇六	一五五、七〇五	一四一、四八七	一三二、一六〇	四七、五九	一三六、〇〇七							
二九	三〇	三六	三〇	三〇	一〇〇	二九							
八・五	九・〇	九・八	九・五	一〇・二	五・五	八・五							
一五五	一六四	一七六	一七三	一六	一〇〇	一五五							
六九四、一三	七〇三、一九七	七九九、二七九	七九三、〇一	一、〇八、三八五	一、四、七〇	六九四、一三							
三九七	四〇五	四〇七	四〇四	六〇〇	一〇〇	三九七							

しめ又特に平安南道種苗場に技師技手各一名を設置し甜菜病害蟲の驅除豫防に對し研究調査を行はしむると共に一面會社に幾多の技術員を置かしめ直接農民に對し栽培の指導獎勵を完からしめたり然れども其の後の實績を徵するに農民の甜菜栽培に對する理解未だ全く無く病害蟲の驅除豫防行はれざるを以て栽培の成績不良にして豫期の原料を收取すること能はざる狀況なるを以て昭和元年度より新に五箇年計畫を樹立し甜菜栽培地域の郡及面に對し地方費を以て新に技術員を設置し徹底的指導監督を行ひ作付反別の擴張及反當收量の増加を圖り以て豫期の原料を收穫せんことを期せり。而して昭和四年度より計畫を變更し當分の間作付反別の擴張を見合せ現在の一千町歩を標準とし之に對し専ら集約栽培の獎勵に力を傾注し反當收量の増加を圖り昭和四年より向ふ四箇年を期し反當收量を二千五百斤に達せしむることとせり。

第九節 果 樹

朝鮮の氣候風土は果樹の栽培に好適せるを以て柑橘類を除くの外栽培を見ざるものなし。其の主なる種類は梨、林檎、桃、柿、棗、栗、胡桃、葡萄等にして産額相當多量に上れるものありと雖在來果樹は柿及栗を除くの外品種概ね劣惡にして栽培法亦甚だ幼稚なりしに依り勸業模範場をして園藝に關する試験調査に従事せしめたり始政以來の施設せる事項左の如し。

- (一) 優良品種の普及 調査試験を経て朝鮮に適すと認むる果樹の優良品種を選出すると共に之が普及

を獎勵せり。其の結果果樹園組織に依る栽培者に至りては殆ど全部優良品種を栽培せる状況なり。就中苹果は品質風味共に佳良にして内地種を凌駕するは勿論有名なる米國産の優良種に對し甚しき遜色を見ず其他の果樹に在りても歐米各種類の栽培に適し内地に於て殆ど栽培不可能と稱せらるゝ歐洲葡萄、洋梨の如きにも好適せり栗は平壤栗の名既に内地に宣傳せられ將來有望なる果實なるも寧ろ用材の目的を以て栽培し其の副産物として果實を利用するを適當と認め在來品種中の優良種と認むべき平壤栗、楊州栗等の普及に努めつゝあり。

(二) 果樹園經營に關する指導 果樹園經營を專業的に行ふ者に對し適地の選定、苗木の選擇、植樹法剪定整枝其の他の管理法に就き指導獎勵せり。

(三) 施肥の獎勵 施肥の適否は果實の肉質、風味及收量に及ぼす影響大なるものあるを以て肥料の種類、樹齡及植付距離に依る施用量等に指導を行へり。

(四) 病害蟲の驅除豫防 果樹は病害蟲に侵され易く而も病害蟲の發生は其の蔓延力恐るべきものあるを以て大正二年府令を以て害蟲驅除豫防規則を發布し又大正九年果樹及櫻樹輸入取締規則を發布し病害蟲發生の場合に備ふると共に苗木の生産地には果樹組合を設立せしめ苗木の検査を爲さしめつゝあり。

(五) 果實の貯藏獎勵 果樹の獎勵品種は輸移出用を主とするを以て貯藏に堪へ得る品種に重きを置き

たり。然れども栽培者は資金回収の爲賣り急ぎを爲し意を貯藏に用ふる者少く不利益を免れざるを以て之が貯藏方を奨励せり。

(六) 販路の開拓 果實の生産増加と共に其の販路の研究を行ふは喫緊事なるを以て大正元年以來内地滿洲、西比利亞、上海、香港等に於ける果物の需要供給に付調査を行ひ或は有望地に對しては試賣を行ふ等販路の擴張に努めつゝあり。又内地に對しては大正九年關稅撤廢以來一層有望となり苹果、栗の如きは大阪以西は殆ど朝鮮產品の勢力圏に歸し尙遠く東京附近に及ばんとし今後の發達刮目すべきが如し。

前述せるが如き施設に依り指導勵獎を加へ又果樹栽培者の集團せる地方には果樹組合を組織せしめ著々改良増殖を圖りたる結果各道共優良果樹の栽培者頻出し大に果樹園藝の勃興を見るに至り。就中京畿道仁川、素砂、忠清南道大田、鳥致院、慶尙北道大邱、倭館、慶尙南道三浪津、金海、鎮海、全羅南道羅州、黃海道海州、平安南道平壤、鎮南浦、咸鏡南道元山、咸鏡北道鍾城附近の如きは主産地と目せられ果樹園式に依り五畝歩以上の栽培經營を爲す者の數全道を通じ四千餘人、植栽面積四千餘町歩に達せり今主要なる果樹園經營者狀況を示せば左の如し。

五町歩以上の果樹園經營者狀況

威鏡北道 鏡城郡 中村 正路

10%

15

1

1

1

133

優良果樹の栽培奨励は始政以後の事項に屬し栽培樹數は頗る多數に上るも未だ樹齡少く結實樹齡に達せざるもの其の大部分を占むるを以て現在に於ける果實の生産は未だ多きを誇るに足らずと雖數年後に於ける生産の増加著大なるべきは疑を容れず。左に重要果實の生産統計を掲ぐ。

果實生産額

種別、年次	樹數	指數	收穫高	指數	價額	指數
大正二年	六〇一四 <small>本</small>	100	三、四、六元 <small>五</small>	100	一、四八、九四 <small>四</small>	100
同十三年	一、三三六、五七六	二二二	三、三、四八	1100	四、三九、三五六	二、七七七
同十四年	一、三三六、五七六	二二二	三、三、四八	1100	四、三九、三五六	二、七七七
昭和元年	一、三三四、九三〇	二二一	三、三、四九	1095	三、七九、四一六	二、四四七
同二年	一、三三〇、一一一	二一八	四、三、七、九七	1134	三、九四、二二二	二、六六九
同三年	一、三三〇、一一一	二一八	四、三、七、九七	1134	三、九四、二二二	二、六六九
大正二年	八三〇、二三四	100	二、七、七、七四	100	八、三、三、六三	100
同十三年	八三三、六九三	100	二、七、七、三三	九九九	二、六、四、三、七六	九、一〇六
同十四年	八三三、六九三	100	二、七、七、三三	九九九	二、六、四、三、七六	九、一〇六
昭和元年	八三三、六九三	100	二、七、七、三三	九九九	二、六、四、三、七六	九、一〇六

(優良品種)
梨

(優良品種)
苹果

く製造工業の進歩發達せざりしと多年秕政の結果農家の購買力を減殺せしも亦其の原因たり。在來農具の改良、新式農具の發明は農業改良上の急務に屬するも民度、農法各種作物の耕種方式等に關係する所大なるを以て慎重なる調査研究を要し之が爲相當の經費と歲月とを必要となすが故に是等は後日の施設に委することとし、先以て農事試驗場又は道種苗場に於ける實驗の結果朝鮮の現狀に適應せりと認めらるゝ内地又は外國農具の使用を獎勵するの方針に出でたり。

朝鮮農家に推獎すべき農具は使用方法平易にして其の効果著しく價格低廉にして堅牢なるものたるを要件とするを以て先づ稻扱、唐箕、萬石、篩、糶摺臼、蓆、備中鍬、シヨベル、松原鎌、灌水車、莖織機、三德鍬、押切等十數種を選択し當初國庫より補助金を交付し、道をして改良農具の購入配付を行はしめしが其の後地方費より個人購入に對し補助金を下付し又は地主各種農業團體を督勵し共同購入を行はしめ或は農産品評會の賞品として之を授與せり而して之が使用法に就ては農事講習會に於て教授し或は稻扱、莖織機、唐箕等の如く使用上相當の習熟を要するものにして特に最寄の地に數日に互る傳習會を開きて實地作業を演せしめたり。

優良農具は作業の能率高きと構造精緻なるを以て之が使用に習熟せざる爲使用中破損するもの多く從て其の眞價を云爲し或は修理の途を知らざる爲小破損の場合にも徒に放置せるもの多き状態なりしを以て農具修理傳習の必要を認め各道に於て農具修理講習會を開催せしめ道内數郡より木工、鍛工を招集して

改良農具の修繕に必要な作業に就き傳習を爲したる結果木鍛工の技術を向上せしめ簡易なる修理は地方に於て之を爲すことを得るに至れり。尙ほ晩近農業の進歩發達に従ひ小型石油發動機等動力による調製用具及揚水器の普及著しく回轉稻扱器の使用亦著しきを加へ深耕犁も亦漸次普及せらるゝに至れり。

(附表第十四表參照)

第五章 蠶業

第一節 栽桑

朝鮮の養蠶は往昔より行はれ相當發達の跡を見ると雖李朝中葉以降に於て政綱の弛緩國勢の陵夷と共に桑田亦荒廢に歸するに至れり。舊時に於ても桑樹の植栽に相當獎勵を爲したるが如きも一般農民に徹底せざる爲蠶兒を飼育するも植桑を嫌ふの習慣を脱せざりき。然るに朝鮮は氣候土質が栽桑に適するを以て相當の施設獎勵を爲さむか其の發達期して俟つべきものあるを認め、始政以來之が獎勵に努め最近方針として(一)養蠶は農家の副業とし養蠶者一戸に對し春蠶種約二枚夏秋蠶約一枚の飼育に充つべき程度の植桑を爲さしむること(二)植桑地は成るべく肥沃地を使用すること(三)仕立法は一般養蠶家の民度に應ずべき方法に依り植桑せしむることとし、主として農家の副業として獎勵しつつあり。

(一) 桑苗の生産 始政の當時に於ては鮮内桑苗の生産なき爲本府は先づ勸業模範場をして桑苗圃を設けしめ地方農蠶獎勵機關及當業者の希望に應じ桑苗の無償配付をなし、又地方に於ては勸業模範場の

配付に係る桑苗に加ふるに恩賜授産費を以て内地より桑苗を購入し無償配付を爲し來りしも漸次蠶業の發達に伴ひ地方農蠶機關は勿論當業者に於て桑苗の生産を業とする者續出するに至りたるを以て勸業模範場は其の配付を廢止し地方農蠶機關は無償配付を有償配付に改め更に進んで配付を廢止して桑苗購入の斡旋、接木傳習會開催等の助長に努め、桑苗の供給は専ら桑苗生産業者の手に依ることと爲したり而して鮮内生産成苗數は實生苗、接木苗を併せ大正十五年に於て一億六千四百十九萬本昭和二年に於て一億五千三百二萬本昭和三年に於ては一億一千四百五十四萬本に達せり。

(二) 種類の改良 在來桑樹及山桑は品質劣等なるを以て勸業模範場の調査に基き朝鮮の風土に適應せる優良種類七種類を選出して之が植栽を奨めたりしに初期に於ては各道概ね魯桑を主としたるも最近に至りては改良鼠返市平等の優良桑を栽植すると共に西北鮮中寒氣酷烈の地方に於ては特に寒枯等の氣象的關係をも考慮し漸次在來桑樹中比較的優良と認めらるる錦桑、唐桑、秋雨等の種類を加へ植栽するに至れり。

(三) 桑田の増殖 蠶業奨勵の始に當りては最迅速に收棄し得べき桑田を造成し以て蠶兒の飼育を行ひ之が利益を農民に周知せしむる必要上魯桑實生を立通又は密植として植栽せしめ來たりしが大正十四年よりは産繭百萬石増殖計畫に基きて立木を主として奨勵し新設桑田は各道共著しく増加し、一面に於ては在來桑樹に付き整枝を行ふ等顯著なるものあり。

(四) 植桑地の選定 朝鮮の農家は一般に家屋狹隘なるに依り多量の養蠶に適せざるを以て従て所要の桑田も廣濶なるを要せず。故に植桑地は先づ主として宅地の墻壁、河川の沿岸等を利用し漸次養蠶の

盛となるに従ひ更に田圃の周圍又は瀕々水害を蒙り夏作に不利なる土地に植桑せしむることとせしも是等の土地は地力乏しく又肥培管理困難なるを以て其の成績概ね不良なりしに因り大正九年より最適當なる熟田を選び栽培することと爲したり。

(五) 肥培管理 肥培管理に關しては時々訓令又は指示に依り或は實地指導に依り其の必要缺くべからざる所以を説示しつつありと雖一般農民は桑は樹木なるを以て肥培の要なきものゝ如き觀念を抱き肥培管理を等閑に附する嫌あるに依り一定期日即「桑の日」を定め同一地方に於ける全桑田に對し一齊肥培を爲さしめ以て成績を擧ぐることに努めつつあり。

前述の如き施設獎勵を講じたる結果桑苗の生産數に於ても桑田の面積に於ても仕立法及肥培管理の改良に於ても長足の進歩を遂げたるは勿論なり。然れども苟に其の實質に就き檢するに桑田一反歩に對する收繭量は昭和四年に於て僅に六斗七升一合に過ぎざるの狀態に在り之れ養蠶の獎勵を朝鮮の全地域に互り普遍的に施行し之に對する實地指導の不充分なりし爲にして農家は動もすれば桑樹の植栽を喜ばざるの傾きありたるも近時漸く養蠶の利益あるを體得したると共に總督府の積極的蠶業獎勵は著しく農民に刺激を與へ進んで植桑を希望する者續出するに至れり左に桑田面積増加の狀況を表示す。

桑田面積

年次	桑田反別		計	桑田反別指數	山桑利用見込反別
	本反別	見積反別			
明治四十三年	八六三 ^町	二四四 ^町	一一〇七 ^町	100	調査を缺く ^町
大正十二年	二、八八八	三、〇〇三	五、八九一	九五五	四、七三三
同 十三年	三、〇〇六	三、一〇六	六、一一二	一、〇三三	五、〇〇四
同 十四年	二四、八三三	二四、七〇六	四九、五三九	一、二八二	五、三六三
同 十五年	一八、六六五	三〇、三七七	四九、〇四二	一、四六六	五、八〇八
昭和二年	三、三九九	三六、四八八	三九、八八七	一、七九九	五、五三二
同 三年	三四、六六九	四三、七二二	七八、三九一	二、〇四四	四、九六〇
同 四年	三六、六九五	四七、三三三	八四、〇三三	二、二〇八	四、七五五

第二節 養蠶

前節に述べたる如く朝鮮は往昔既に養蠶地にして各朝歴代蠶業を重んじ斯業の奨勵に努め養蠶製絲の術大に進み精巧なる絹布の特産各地に現出しつゝありたりと雖、李朝末期に及んでは殆ど頽廢に歸し始政當時は産繭額僅に一萬四千石に過ぎず、國內の需要に對しても供給之に伴はず年々多額の絹布を支那より輸入するの狀態なりき。

然れども朝鮮の氣候は育蠶上恰當の氣温と濕度とを保有し爲に蠶兒の發育良好にして其の繭質の可良なること、勞力の過剩、勞銀の低廉其の他土地豊富にして桑樹の到る處栽培に適せざる處なき等蠶業經營

の要素を具備せるを以て始政の當初より全道に普遍的に好適する農家の副業たるに着眼し併合の際下付せられたる恩賜金に依る授産事業と爲し極力奨励に盡瘁せり今施設事項の主なるものを擧ぐれば次の如し。

(一) 蠶業職員配置 蠶業に關する指導奨励の任に當る技術官は始政當初に於ては總督府に技手一人、

地方廳に道技手九人を置きしも蠶業の進展に伴ひ益々技術官の充實を必要と爲し大正五年度に於ては道に道技手三人を増置し大正七年度には更に總督府に技師一人及道に道技手三人を増配せり尙大正九年には慶尙北道に技師一人を配置し現在に於ては總督府に技師一人、技手三人、屬一人道に道技師一人、道技手二十七人となり、蠶業試験所には技師二人、技手五人、屬一人、計八名を女子蠶業講習所には技手二人、教婦一人、計三人を配置して其の職に當らしむ。以上の外各道に於ては道地方費を以て専門の技術員を配置し之が奨励及指導の任に當らしむ其の人員左の如し。(昭和四年現在)

産業	技師	一一人
産業	技手	二八六人
産業	書記	九人
其他		三七人
		計三四三人

(二) 蠶業傳習講習 養蠶の奨励上簡易なる短期傳習所設置の急を認め各道を通じ約百箇所の傳習所を

設置し實地に就き育蠶術を會得せしむると共に簡易なる學理を傳習せしむ昭和三年に於ける講(傳)習所數九十七箇所に達す。

(三) 蠶室及蠶具の改良 蠶室は狹隘なる居室即ち温突を使用しつゝあり、是等温突は稚蠶期に於ては保温上恰好の育蠶室と稱し得べしと雖窓戸少く空氣の流通不良なる爲壯蠶期に於ては蠶兒の生理を害する虞あるを以て適當の場所に氣拔を設け是等の弊害を除去することゝなせり。又在來の蠶具は不完全にして何れも經濟的に實用に適せざるを以て各々其の地方に生産する有り合の材料を以て内地式蠶具の製造を爲さしめむが爲各地に蠶具製造傳習會を開催し以て各自製造せしむることに努めたる結果相當優良なるものを生産するに至れり。

(四) 稚蠶共同飼育 新に養蠶を爲す者に對し育蠶技術を簡易に而も迅速に修得せしむるには稚蠶共同飼育を以て最捷徑と認め國庫又は地方費の補助に依り之が獎勵に努めたるに、昭和四年に於ては共同飼育所數約一千六百三十、共同戸數五萬七千四百十五に達し極めて顯著なる成績を收め、今や補助金の交付を受けざるも進んで之が經營を爲すに至れり。

(五) 蠶種製造 從來朝鮮には蠶種製造業者なく其の多くは養蠶家自ら蠶種の製造を爲すの習慣なりしを以て品種の改良行はれず從て品質劣等なる蠶種のみ製造せられ優良蠶種は主として内地の移入に俟つの外なかりしを以て大正三年より各道共に蠶種製造者の養成を行ふことゝなり生産蠶種の品質を向

上すると共に其の生産數大正十四年には六十五萬枚に及び大正二年に比し三倍四分に達し昭和三年に於ては僅かに一部分の移入に止まり昭和四年に於ては自給自足の域に達するの盛況を呈せり。

(六) 優良蠶種の普及 朝鮮在來の蠶種は雜駁にして品質劣等なる三眠蠶なりしを以て勸業模範場に於て優良品種の原蠶種の製造を爲し地方廳に配付し同時に普通蠶種をも若干製造して營業者に配付し地方廳は地方農蠶獎勵機關に於て原蠶種を製造する傍普通蠶種を製造し直接營業者に配付せり。然るに漸次蠶種製造者の増加に伴ひ原蠶種の製造亦多數を要するに至りたるを以て道原蠶種製造所を設け専ら原蠶種の製造に努め優良蠶種の普及を圖ることゝ爲せり。始政當初に於て優良蠶種一萬一千餘枚、總掃立蠶種の一割三分に達せざりしが、現在に於ては全部本府の獎勵品種となり全然面目を一新せり

(七) 蠶種の統一 朝鮮の如き未だ産繭額僅少なる地に於て數十種の蠶種を飼育するときは産繭の處理上不利を來すを以て勸業模範場をして優良品種を選出せしめ、大正元年には内地蠶種五種類を大正七年には純粹種及交雜種六種類、大正十年に交雜種三種類を更に大正十三年に三種類を獎勵品種に指定し朝鮮蠶業令に依り之に統一せられたり。

(八) 乾繭場(器)の普及 從來朝鮮に於て産繭を消化すべき製絲場少き爲上繭は主として之を内地に移出し玉繭屑繭は鮮内に於て製絲する方針を採りたるも、交通の不便なると取引圓滑を缺くとに依り或は繭質改善上乾繭場(器)の普及に努め來りしも漸次産繭額の増加に伴ひ鮮内に製絲工場設立を見るに

至り大部分は鮮内に於て製絲さるるも尙大型乾繭場の必要を認め差當り其の施設として昭和二年度より五箇年間國庫より補助し之が普及を計りつゝあり昭和三年末現在數一千百六十五箇、乾繭能力二萬六千六百三十二石に達せり。

(九) 朝鮮蠶業令の制度及其の施行 蠶業の進歩發達に伴ひ蠶病の豫防驅除、蠶種の検査、桑苗の生産

販賣、蠶種の販賣移入等の取締を爲す必要上朝鮮蠶業令及附屬法規を制定し大正八年五月より之を實施せり。各道に於ては蠶業取締所を設置し法令に基く各般の事項の取締に任ず。

(十) 補助事業 從來蠶業獎勵の爲補助金を交付したる事業は主として桑園、桑苗園、蠶業傳習所、原

蠶種製造所、稚蠶共同飼育所、殺蛹乾繭場、蠶業組合及柞蠶繭製絲場の設置並品評會等にして斯業の改善發達の促進を期せり而して大正八年度に於ては一般事業に對する國庫補助の整理を行ひ財源を地方費に移付し爾後直接の國庫補助を見合すこととせり、即ち蠶業に關するものとして大正八年度に財源を移付したる金額は從來の補助額と朝鮮蠶業令實施に伴ふ新施設費とを合したるものにて總額十四萬七千六百六十圓なり。

而して大正十四年より向ふ十五箇年を期し産繭百萬石增收計畫を樹て植桑に對し國庫より大正十四年度並大正十五年度には夫々二十八萬五千圓を補助し爾後毎年約三十五、六萬圓宛を補助し目的の達成に努めつゝあり。

繭 生 産 額

種 別、年 次	家 蠶 繭		柞 蠶 繭	
	繭 戶 數	指 數	產 額	指 數
明治四十三年	七六〇、七	100	三、九三三	100
大正十二年	四〇一、四三三	五二・六	三、〇七三	七六・九
同 十三年	四七、四四三	六・二	三、四八八	八七・〇
同 十四年	四九八、二〇〇	六五・五	三、六四三	九一・七
同 十五年	五三二、六六〇	七〇	三、七〇〇	九三・七
昭 和 二 年	五七三、九七	七四	三、八二二	九六・八
同 三 年	五九四、三〇	七九	三、九二二	九八・九
同 四 年	六二八、〇七	八三・九	四、〇三三	一〇一・〇
明治四十三年	一、〇一〇	100	三、七九九	100
大正十二年	三〇七	三〇・七	六七〇、三三	一八・七
同 十三年	一、〇〇	九・九	六三、三三一	一七・七
同 十四年	八二六	八二	七、五〇四	二〇・九
同 十五年	五三三	五三	〇、五九四	一・六
昭 和 二 年	五〇六	五〇	〇、〇二〇	一・〇
同 三 年	五〇六	五〇	〇、〇二〇	一・〇
同 四 年	二一	二・一	二、七二七	七三・七

備考 一、養蠶戸數は春蠶期飼育戸數を掲ぐ但し明治四十三年の柞蠶飼育戸數は春秋蠶兩期の飼育戸數なり。
 二、柞蠶は現在平安北道にのみ飼蠶せられ居るの狀態なり。

家 蠶 繭 輸 移 出 額

年次	數量	指數	價額	指數
大正元年	一、二五六	100	107,274	100
同十二年	一八、五〇〇	一六八八	七、三九一、五六	三六、二五三
同十三年	九、九三五	七、六三三	七、三九二、五六	三六、二五六
同十四年	一三、三一二	九、八〇三	九、八七六、八九	三六、八五四
同十五年	九、九九三	七、六三六	七、三三三、〇五七	三六、二三三
昭和二年	七、九四一	六、三三六	四、七九一、四三三	三三、四四三
同三年	六、四七五	五、四五一	三、八三三、八二二	一九、一三〇
同四年	七、八七〇	—	四、三三三、三九〇	—

備考 明治四十四年以前は輸移出額の調査を缺く但し殆ど皆無なり。

第三節 製 絲

從來朝鮮に於ては養蠶製絲の分業行はれず。養蠶者は即ち製絲業者にして養蠶者は自己の飼育し得たる産繭を簡易なる繰絲器にすら依ることなく殆ど赤手にて紬き以て自己の衣料に供したる状態なりしかば、本府及地方廳は座繰器を配付し改良製絲に努めつゝあるも優良蠶種の普及に伴ひ上繭は内地に移出するを有利と爲し産繭の賣買取引に對しては各般の施設を講じたり。而して其の後産繭額の増加に伴ひ漸次專業的製絲工場の設立を見るに到れり、産繭の處理及製絲に關し施設したる事項は左の如し。

(一) 繭運賃の割引 内地に對する移出繭の獎勵を圖らむが爲大正五年以來鐵道大貨物取扱に依る繭運賃を乾繭は二割引、生繭及繭容器は半減となせり。

(二) 繭及生絲の朝鮮輸出税及内地移入税の撤廢 大正九年八月朝鮮内地間關稅制度改正以前に在りて朝鮮稅關に於て課せらるゝ從價五分の輸移出税は大正元年より、又内地稅關に於て課せらるゝ從價三割の移入税は大正七年五月より之を撤廢し、繭及生絲の内地移出を有利ならしめたり。

(三) 産繭の共同販賣 朝鮮に於ける養蠶者は概ね幼稚にして之が販賣に關し往々繭購買者の商策に乗せられ損失を來す虞あると同時に産繭各所に點在し繭販賣上不利不便尠からざるに依り一郡一箇所或は數箇所に産繭を持寄らしめ共同販賣を爲すは賣買者相互を利する所以なるを以つて、繭の共同販賣を極力獎勵したるに漸次出廻繭額増加し、昭和四年度に於ては總産額の約六割四分は共同販賣に依り處理せらるることとなりたり。

(四) 製絲工場の創設 養蠶獎勵の當初に於ては産繭額少く且點在せるを以て原料の購入困難なること(一)朝鮮の婦女は勞働又は出稼を爲さざる風習あるに依り工女の雇傭容易ならざること(二)朝鮮人は永續勤務の念乏しきを以て工女の出入頻繁となり技術の熟達を期し難く從て製絲業の經營不利なりと認めたること(三)朝鮮の事情に通じ且製絲事業に經驗ある者なき爲企業者を得難きこと等の諸原因に基き製絲工場の創設の時機に達せず、偶明治四十三年に於て京城に創立したる一工場の如き經營難に陥り

之を京畿道廳の事業に移すの已むを得ざるの實況なりしが、大正七年に至り漸く製絲業經營の氣運熟し來り、既設工場の釜數の増設行はると共に器械製絲工場設立の企劃進捗し昭和三年末に於ては京城、大田、禮山、大邱、平壤、光州、全州、咸興等戸數三十五戸、總釜數約五千四百九釜、其の生産額十六萬四千貫餘に達し尙各地に大規模の工場設立の氣運勃興するに至れり。

上述せる施設の成績は概ね良好にして繭取引上に利便を得るは勿論共同販賣に依りて養蠶家に利益を與ふる等蠶業の發達に貢獻する所尠なしとせず、然るに大正九年四月經濟界の變動勃發し爾來蠶絲界の不況最甚しきものあり、繭價は一舉前年の半價となり養蠶家の意氣を沮喪せしめたること少からず。又製工場に在りても絲打撃を蒙り經營難の爲二三休業中のものを生じたるも漸次繭價の安定産繭の増加に伴ひ製絲業は今後益々増加の見込なるを以て從て朝鮮生絲の産額増進は將來蓋し相當大なるべしと豫測せらる。

蠶絲生産額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正元年	一七、五〇〇貫	100	五三、一〇〇圓	四三貫	100	七、〇〇〇圓
同 十一年	四〇、三九	二五七	四、八、一、四三	—	—	—
同 十二年	六、一、三三	三四八	七、〇、〇、〇〇	—	—	—

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
同十三年	六五、六六六	100	六、九四七、七五	一、三九八	100	一、三九八
同十四年	108,018	163	10,769,336	2,103	151	2,103
同十五年	133,162	203	13,883,336	2,324	166	2,324
昭和二年	125,794	190	12,704,154	2,748	196	2,748
同三年	367,698	557	37,438,277	3,366	241	3,366

備考 家蠶絲に於て大正元年是朝鮮在來に依る製造額を含むも大正六年以下は之を含まず。

蠶絲輸移出額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正六年	101,117	100	八、四一七、 _門	六、九七	100	一、三九八、 _門
同十一年	367,698	363	37,438,277	12,017	174	12,017,336
同十二年	350,337	345	36,308,000	12,446	179	12,446,336
同十三年	六、四七七	64	七、三三九、九一	2,608	37	二、四七六、 _門
同十四年	七、八三三	77	八、八三三、八八	2,356	34	二、四八八、 _門
同十五年	115,660	115	11,733,337	3,288	47	3,288,336
昭和二年	125,797	124	12,366,636	3,730	53	3,730,336
同三年	367,697	363	37,438,277	12,017	174	12,017,336

備考 家蠶絲に在りては大正五年以前、柞蠶絲に在りては明治四十四年以前は輸移出皆無なり。

第六章 畜産

第一節 牛

朝鮮の牛は起源詳ならずと雖も其の種類は支那の黄牛と同祖に出でたるものゝ如く農耕用として重要視せられ、往古に在りて既に畜牛預託の制を存し賣買仲介に對し取締を行ひたるが如く畜牛の保護に意を致したる跡ありと雖李朝の末葉に及び政弊最甚しく苛斂誅求の結果は民性懶惰に流れ畜牛の如きも耕耘の用あるときは之を養ふも然らざるときは飼養の煩を厭ふて放賣するの風を訓致せり。即ち朝鮮の牛は其の素質優良なるに拘らず之に對する保護助長の施設行はれざりし爲次第に退化するに至れり。

朝鮮の農業組織は畜力を必要缺くべからざるものと爲すを以て牛は農耕上最重要の家畜たり。抑も朝鮮在來牛は體軀偉大性質溫順、體質強健にして殊に忍耐力に富み飼養管理容易なるを以て朝鮮農家の用畜として殆ど理想的なるのみならず、其の肉味佳良にして内地に於ても役用として又肉用として其の聲價あり。依て始政後に於ては畜牛の改良増殖を以て畜産獎勵上の最重要事項と爲し各般の施設を講せり。

(一) 牛種保存 朝鮮牛の特質を維持し牛種を保存せむが爲洋種又は雜種の乳用牛を輸入したる者ありたるときは税關長より之を道知事に通報せしめ、當該道知事に於ては混血防止に付相當の取締を爲

すこととせり。右の結果今日迄一般農家に飼養する牛には毫も他の種類の血液を混入することなく純粹の在來種を保存しつつあり。

(二) 種牡牛設定 朝鮮牛は品質優良なるも從來農民に於て種牡牛選擇の風習なく且つ年々内地又は露

領に向て比較的優良なる牛の輸出せらるる爲畜牛の體格漸次劣變するの傾向ありたるに依り始政の當初より國費又は地方費を以て優良種牡牛を購入し之を篤農家に貸付し又は道有牛として巡回種付を行ひ其の他一般農民の所有する優良種牡牛に對し若干の保護料を交付し一定の期間足留を爲し種付に供用する等専ら優良種の種付を奨励せり。然るに限りある國費又は地方費を以て多數の種牛を購入し普く供給すること頗る困難なるのみならず民間に於ける優良種牛の保護を確實に期待すること亦容易ならざりしに依り大正五年保護牛規則を制定し以て是等施設に代ふるに至れり。

保護牛規則は普く優良なる種牛を保護し畜牛改良の基礎を確實ならしめ優良なる牝牛及犢をも併せて保護し將來に於ける種牡牛補充の途を講ずるに在りて其の成績概して良好ならず所有主に於て放賣屠殺の自由を束縛せらるゝを好まざるものある爲地方によりては道有、組合有、契有等の種牡牛を設け其の缺陷を補ひ來りしも元來地方費不足なるが爲十分に其の目的を達すること能はず依て十二年度より特に國費十六萬二千六百圓を計上し之を地方費に補助し今後三箇年を期し成牝牛六十頭に對し少くも一頭の種牡牛を置き之が種付を勵行せしめんとせしが大正十四年行政整理の際國庫補助金を半減せ

らるゝに至りしも各道に於ては克く既定計畫の遂行に努め種牝牛豫定頭數の配置を完了し朝鮮牛の改良上顯著なる成績を挙げつゝあり。

- (三) 種牛生産地區設定 種牛の充實を圓滑ならしめむが爲大正十三年度より京畿道、全羅北道、慶尙北道、平安南道、咸鏡南道の五道中に於て優良牛の産地を選び種牛生産地區を指定し系統正しき原種牛を産せしむることとし一箇所に對し種牝牛一頭、種牝牛四十頭を飼育せしめ之に技術員を配置して飼育管理に従はしめむとす而して右原種牛生産地區に對しては十三年度より一箇所に對し五千二百五十圓宛の國庫補助金を交付し今後八箇年を期し全道に四十箇所に種牛生産地域を設定し以て牛種改良に資せむとせしも其の後財政整理の結果増設計畫は中止せらるゝに至りしか既設五箇所は何れも優良なる成績を挙げ居れり。

- (四) 種付獎勵 種牝牛の設置は種付の勵行に依りて始めて效果あるものなるを以て之を獎勵すると共に種牝牛保護の一助と爲さむが爲地方費を以て種付料を與へ或は種付牝牛に對し牽付料を與ふる等銳意種付の獎勵に努めたる結果種牝牛の種付數を増加し成牝牛中半數以上は種牝牛の種付を爲すに至れり。

- (五) 飼料の充實 飼料の充實は畜牛の改良増殖上必要の要件たり就中野草は飼料中主要なるものたるに拘らず之を採收貯藏するの念に乏しく爲に冬季に至れば畜牛の飼料に窮し終に之を放賣して顧みざ

るに至るを以て野草の刈取り乾草の貯藏を奨励したるに爾來漸く其の習慣を改め逐年好成绩を示しつつあり。

又飼料の品質を良好にし其の量を増加する爲道種苗場、畜産組合等をして「ルーサン」の詰草類を栽培せしめつつあるも其の成績は未だ充分ならず其の栽培面積の如きも全道を通じ僅々五百三十町歩に過ぎず。

近時未墾地開拓、植林事業等勃興の結果漸次牛の繋飼地、放牧地又は採草地等漸く縮少せられむとする状態にあるを以て各地方にては共同牧野を設定せしめ之が保護利用に付特に留意する處ありたり。右の成績は未だ充分ならずと雖牧野として設定を了したる面積大約三十萬町歩に達し牛五頭に付約一町歩の共同牧野を有するに至れり

(六) 畜牛増殖計畫の樹立 朝鮮に於ける農業經營の基礎を一層鞏固ならしむる爲には朝鮮に於ける畜

牛現在頭數百六十萬頭を將來二百二十萬頭に増殖する必要あり仍て之か目的を達する爲畜牛増殖計畫を樹立し昭和四年度以降國庫より五萬圓を各道地方費に補助し左記施設を實施せしめつつあり

(イ) 蕃殖牝牛の設置 畜牛の生産適地たる山地帯を選定し蕃殖牝牛を設置せしむる爲國庫より購入價格の二分の一以内一頭當二十圓を補助す。蕃殖牝牛は畜産組合有とし之を農家に無償預託し蕃殖に供用せしめ、年々七〇%以上の生産率を舉げしめ生産ありたる場合は別に生産奨励金を交付する

ものとす

(ロ) 畜牛共済 畜牛の斃死に依る農家の損害を補填し兼ねて畜牛増殖を圖る爲各道をして共済を實

施せしむることとせり而して現在之が實施なきは僅かに慶尙南道及平安南道の二道に過ぎずして其
の他の各道に於ける本施設は何れも農民に歓迎せられ、畜牛増殖上多大の効果を收めつゝあり

(ハ) 生産獎勵技術員の設置 西北鮮の畜牛生産地帯を選び生産獎勵技術員を設置せしめ地區内牝牛

飼養者に付き生産増殖に關し適切なる指導獎勵を加へ以て畜牛増殖の目的を達せんとす

(七) 畜産組合及同聯合會の設置 畜産の發達を期するには組合を組織せしめ其の共同力を利用せしむ

るに如くものなしと認め先づ畜牛の改良増殖を圖るの目的を以て明治四十四年以來一郡を區域とする
畜産組合を設立せしめ補助金を交付して其の事業を助成し且つ之が指導に努め大正四年朝鮮重要物産
同業組合令の發布以來は其の組織を同令に據らしめ以て形容を整へ基礎の鞏固を圖り又畜産同業組合
の事業發達したる道に於ては各組合を聯合して畜産同業組合聯合會を組織するに至れり畜産同業組合
の事業は(イ)種牛の配置及種付(ロ)優良牛の保護表彰(ハ)牧野の經營(ニ)飼料の改良獎勵(ホ)豚鶏の
改良獎勵(ヘ)畜牛及畜産物の賣買仲介(ト)病牛の診療及獸疫豫防(チ)講習會、講話會及品評會の開催
(リ)畜産に關する調査等にして組合は是等事項の遂行に努めたる結果農民の畜産に關する思想向上し
組合を利用せむとする念深きを加へつゝあり。今や全道を通じ二百六組合、(平安南道のみは農會に合

併)十二聯合會を有するに至れり。

(八) 牛契　牛契は從來の慣習に依り全道に互り各地に設置せらる。牛契の組織に就ては(イ)獨力を以て牛を購入し得ざる細農合同して一定の期間一定の契金を醸出し順次各自に成牛又は犢を購入所有せんとするもの(ロ)比較的資力ある農民合同して契金を醸出し契有として牛を購入し其の蕃殖育成を圖るもの(ハ)農民合同して契金を醸出し契有として種牡牛を購入飼養し契員所有の牝牛に對し種付を爲すもの等の種類なり。其の内容一ならずと雖畜牛の改良増殖に資する便あるを以て之を獎勵し且つ之に必要な指導監督を爲しつゝあり現在牛契の數は二千八百七十四を算し成績概ね良好なり。

(九) 獸疫豫防　獸疫の原因系統に二種あり甲は牛疫、流行性鷓口瘡の如く接壤支那地より侵入するもの乙は炭疽、氣腫疽の如く朝鮮常在のもの之れなり。而して之が豫防制遏に付ては國境地方に獸醫を配置して病牛の侵入を監視せしめ又必要に應じ豫防液及血清の注射を爲す等常に周到なる手段を盡し其の結果極めて良好なり(第六節獸疫豫防の項參照)。

(十) 移出牛檢疫　畜牛は重要物産の一なるを以て之が移出に當り病毒を携行し累を内地に及ぼす虞なきことを保證するは朝鮮牛の聲價を維持する所以なるを以て明治四十二年釜山に移出牛檢疫所を設置し同港より移出する牛の檢疫を行ひつゝありしが大正十四年より更に仁川、元山、城津、鎮南浦の四箇所に移出牛檢疫所を設置するに至れり其結果移出牛は年々盛況に向ふものゝ如し。

(土) 輸移出税撤廢 大正九年關稅制度の改正に先ち大正八年四月關稅定率令を改正し、朝鮮より輸移出する生牛の輸移出税を撤廢し内地移出獎勵の一助となせり。

以上敘述せる各般の施設の實行に當りては各道に配置せる國費技術官吏と地方費を以て配置せる技術員と相連絡して指導獎勵の任に膺れる外農事試驗場及道種苗場に於て各種の試驗調査を爲さしめたり。而して之が結果として始政當時に比し畜牛の數は左表の如き増加を示せり。

畜牛現在頭數

年次	現在頭數			頭數指數	推定價額	價額指數
	牝	牡	計			
明治四十三年	未詳	未詳	七三、八四四	100	一、四八四、五六四	100
大正十年	一〇〇、一五七	五三、五七	一五三、七二四	二一六	三、九〇、七〇〇	七七
同 十一年	一〇六、六六	五四、一〇六	一六〇、七六六	二一八	三、八四、九四四	八二
同 十二年	一〇八、四三	五四、六七五	一六三、一〇七	二二〇	三、八八、三四四	八三
同 十三年	一〇九、九二	五四、九三二	一六四、八五二	二二二	三、九〇、二〇〇	八四
同 十四年	一一〇、四〇	五四、六四四	一六五、〇四四	二二三	三、九一、七六〇	八五
昭和元年	一一〇、三〇	五四、六四四	一六四、九四四	二二三	三、九一、七六〇	八五
同 二年	一一〇、八四	五四、九二	一六五、七六	二二三	三、九三、二〇〇	八七
同 三年	一一〇、八四	五四、九二	一六五、七六	二二三	三、九三、二〇〇	八七

始政當時は諸般の調査精確ならず。従て統計の如き未だ悉く之を信憑すべからざるが故に計算の安全を期する爲大正四年以後五箇年間の平均増殖數を算するに一箇年約二萬五千頭に當れり。

増殖の程度は大體上述の如しとして改良程度の成績如何を察するに之を計數に依りて示すこと能はずと雖種付奨勵の結果生産犢の半數以上は改良種牛の種付に依るものにして一部地方に在りては交通開け良牛を失ひたる爲却て體格の低下せるを云々せらるゝ所あるも大體に於て犢の體格改良せられ市場に現はるゝ畜牛の如きも常に幼齡のものに比較的優良なるものを認むるに至れるは一般に首肯する所なり。

第二節 馬

在來朝鮮馬は體格極めて矮少にして往時に在りては兵用、官用を目的として産馬を圖り民間に於ては僅に山間險路の小貨運搬、旅客の乗用若は祭葬儀禮の用に供するに止り産業上に利用せられたること極めて尠かりき。

在來鮮馬は矮少微力にして到底改良馬産出の基礎たらしむるに足らざるを以て蒙古種又は外國種馬を基礎として新馬を産出するの必要を認むるも慎重なる研究調査を遂げたる上に非ざれば實行に移ること能はずとなして先以て是等研究調査の進捗に努むる必要ありしを以て大正五年江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場設置し同場に於ては大正六年蒙古牝馬四十餘頭を輸入し之に配するに馬政局より保管轉換を受けたる「ギドラン」及「アングロノルマン」種の牡馬を以て雜種試験を爲し之を新朝鮮馬と稱し爾來

引續き蒙古牝馬及洋種牡馬を増加し之が蕃殖を圖りつゝありしか昭和四年本場を擧げて李王職に移管し李王職牧馬場と稱し本事業を繼承するに至れり尙其の他産馬獎勵上實施しつゝある事項左記の如し、

(一) 咸鏡北道種馬所 咸鏡北道産馬改良の目的を以て大正八年度より國庫補助の下に同道をして一種馬所を設けしめ七頭の種馬を供へて大正九年四月より民有牝馬に種付を開始せり。爾來同地方に於ける産馬熱は特に著しく勃興し此等種馬の種付を希望するもの多し。

(二) 皮鼻疽豫防制遏 平安南道に於ては皮鼻疽の發生多く時々同地方の軍馬に感染したる例あるを以て大正七年以來之が豫防制遏に努むると共に平安北道對岸地方より輸入する馬、驢、騾に對しては檢疫を行ひ安全と認めたるものに限り輸入を許可することとなしたり。

(三) 馬匹輸移入税の撤廢及鐵道運賃の低減 貨物運搬用鞍馬の需要増加に鑑み之が輸移入を促進せむが爲大正八年以後は馬の輸移入税を廢し、又鐵道運賃を普通賃率の約四割引と爲すの特約を得たり。産馬に關する施設は著手以來日尙淺く未だ之が成績を斷するの域に達せずと雖蘭谷牧馬場に於ける試験は三歲雜種馬の生育に徴するに頗る有望にして大體に於て所期の目的を達するの見込確實なるものゝ如し。

年次	馬	指數	驢	指數	騾	指數	合計	指數
明治四十三年	元、八〇五 <small>頭</small>	100	八、三〇四 <small>頭</small>	100	八、三三〇 <small>頭</small>	100	四八、九三六 <small>頭</small>	100
大正十一年	五、四四三	一四二	九、八八六	二〇〇	二、二五三	二六	六七、五七三	一三六
同十二年	五、九九四	一三三	九、六九三	二一七	二、一五九	三六	六四、八四六	一三三
同十三年	五、二六八	一三三	八、九〇三	二〇八	二、〇九四	二六	六四、二七三	一三二
同十四年	五、一四六	一三六	八、四八〇	一〇〇	二、一八〇	二九	六五、八二六	一三四
昭和元年	五、五六八	一四二	八、三三四	九六	二、〇八八	二六	六六、七八一	一三六
同二年	五、〇〇四	一四〇	八、〇六三	九三	二、三四六	二六	六六、三三三	一三五
同三年	五、八八六	一四七	七、九六〇	九六	二、一〇四	二五	六八、九三〇	一四〇
同四年	五、七、五〇 <small>頭</small>	一四四	七、四四八	八六	二、二八三	二八	六七、二二二	一三七
同五年	五、八二五 <small>頭</small>	一四四	六、八二五 <small>頭</small>	八二	二、一五九	二六	六六、九三〇	一四〇

第三節 緬羊

古來朝鮮には緬羊を飼養したることなし。明治四十二年の頃勸業模範場は内地より洋種緬羊を移入し飼養したるも成績良好ならず。然るに大正元年關東都督府より寄贈を受けたる蒙古羊は意外に好成绩なりしを以て大正三年九十七頭を輸入し洗滌牧羊支場を設けて之を飼養したるに不幸其の成績復不良を示せり。仍て翌年滿洲、琿春地方より七十九頭を輸入し前の經驗に鑑み寄生蟲の驅除及飼養管理に特別の注意を加へたるに其の成績良好にして稍自信を得るに至りたるを以て大正六年更に二百二十頭を輸入して

益之が試験に努力せしめたる結果成績愈良好となれり。更に大正八年度以降三年間毎年蒙古羊四百頭、洋種羊五十頭を輸入し次で緬羊の試養に適當すと認めたる咸北、咸南、平北、黃海、全南の五道に對し輸入蒙古羊に洗浦支場生産羊を加へ大正八年以後二千百十四頭を配付し洗浦支場に於ては大正八年度より專任技師、技手を増員し支那、滿洲地方より蒙古羊を北米合衆國より洋種羊を輸入し之を基礎として蕃殖改良の試験を行ひ其の飼養成績は生産率八八乃至九八「パーセント」、育成率八六乃至九八「パーセント」を示し將來囑望に値するものあり。又地方民間に配付し試養したる結果は生産率七〇乃至九三「パーセント」にして平均八〇「パーセント」を示し飼養管理周到なるに於ては其の成績の良好なるを立證せしも時恰も大正十三年度に於て行政整理を斷行する爲緬羊飼養獎勵を中止せり。

第四節 豚 鶏

豚鶏の飼養は朝鮮農家の副業的生産に適するを以て之が改良増殖に力を致し、以て農家の經濟を資くと共に食肉の供給を補はむことを期し始政以來次の施設を採れり。

(一) 豚の品種改良 朝鮮豚は體軀矮小、晩熟にして體量僅に七、八貫内外に過ぎず。依て早熟性を賦與し體軀を大にするの方針に據り「パークシヤ」種及其の雜種を以て改良獎勵種と爲し、其の販路及飼料の關係上市邑附近より之が増殖を圖ることとし、農事試験場及道種苗場より種豚を配付し指導獎勵を加へたる結果改良種及雜種の數三十八萬頭に達し總頭數三一「パーセント」を占むるに至れり。而し

て雜種は朝鮮農家の飼養に適當し在來豚に比し遙に優良なるを認めたり。

(二) 鶏の品種改良 在來鶏は産卵力少く一箇年僅に七十顆内外に過ぎず。體量亦軽く飼養經濟的ならざるを認め産卵能力豊富にして體量の肥大なる白色「レグホーン」種、「ブリマウスロック」種、名古屋

種、「ロードアイランドレッド」種を以て改良獎勵種と爲し先づ適當の地方に集團的に飼養改良せしめ漸次一般に及ぼす方針の下に勸業模範場及道種苗場より種禽種卵を配付し獎勵に努めたる結果改良鶏百七十二萬羽に達し總數の二八「パーセント」を占むるに至れり。而して改良鶏は卵量及産卵數の卓越せるを農家の認識する所となり一般に歡迎せらるるに至りたるも體形の大なる割合に在來鶏に對し値開きなき取引上の慣行ある爲め獎勵を阻害するもの少からざるが如し。

(三) 飼養管理法の改良 豚は清潔を好む動物なるにも拘らず在來の飼養管理法は極めて非衛生的にして且保温装置なく從て飼料の損失多大なるを以て成るべく一般に得易き材料を以て豚舎の造築を獎勵し清潔と保温とを得せしめむことを期したり。又鶏舎も多くは牛舎の一部に設けあるが故獸疫媒介の恐あるを以て成るべく之を避け冬季は保温装置を施さしむる様勸奨せり。然れども慣行の久しきは未だ容易に舊態を改むるに至らず。

(四) 種豚、種鶏及種卵の配付 勸業模範場及道種苗場に於て本府の獎勵品種たる種豚、種鶏等の配付を爲したる外地方費を以て種豚、種鶏、種卵を購入して之を篤農家に配付せり。然るに近時養豚鶏熱

勃興し一般農家は改良種の有利なるを認むるに至り種畜、種禽の供給を受けんとするの念熾なるも民間種禽、種豚業者は未だ幼稚にして一般の需用に應ずるに足らず現に内地種畜業者の供給に俟ちつつある状況なり。

(五) 豚鶏模範里及養豚契 豚鶏は一部落に集團的獎勵を爲し之を中心として漸次一般に普及せしむる

を必要且便宜と認め各地に契及模範里を設けたり。養豚契及模範里は何れも種豚を共有して改良種の血液普及を圖り主として雜種改良を獎勵せり。養鶏に付ては契を組織するものなく模範里に依りて品種改良を獎勵しつつあるに鶏は比較的改良し易きを以て模範里に於ける品種は純粹改良種のみを以て満たさるる所尠からず。

之を要するに豚鶏の改良増殖は朝鮮農家の理解を得ること早く従て一般の歡迎する所にして成績頗る顯著なり。今後種豚、種鶏の供給を充分にして生産品の販路擴張に助成せる施設を講ずるに於ては農家の副業として健實なる發達を見るべきを疑はず。

豚 現 在 頭 數

年 次	現 在 頭 數				推 定 價 額	
	改良種及雜種	指 數	在 來 種	指 數	總 頭 數	指 數
明 治 四 十 三 年	1,000	100	5,000	100	6,000	100
	1,000	100	5,000	100	6,000	100

備考 大正二年以前は改良種、在來種の區分を缺くも大正三年以後の趨勢に準じ之を推定算出せり。

鶏 現 在 羽 數

年次	改良種及雜種	指 數	在 來 種	指 數	總 羽 數	指 數	推 定 價 額	指 數
大正十一年	二七、九六五	六三三〇	八〇、七五五	一四三	九六、六八〇	一七七	一〇、九五五、四〇〇	六四七
同 十一年	一七、八〇七	八六六六	九三、七四	一四三	一〇、〇〇七、三三	一九六	一、一〇、〇九三	七三
同 十二年	三〇、九二二	一〇、〇七	九四、九三七	一七	一、一七、三三	一〇七	一、八六、四〇	七〇
同 十三年	三三、三三三	一〇、九二二	九〇、三九二	一〇	一、一三、九二二	一九九	一、二、九四、一三	七六
同 十四年	三三、七三三	一、二八三	九〇、〇〇	一〇	一、一、〇〇、〇三	三〇	一、三三、三三、三三	七七八
昭和元年	三三、四二二	一六八〇	八七、四七	一五	一、一三、〇、六七	二五	一、四〇、七、八〇	八二
同 二年	三六、八六〇	一八、九三〇	八五、八四八	一五	一、一、四四、四六	二九	一、四、三三、三三	八四三
同 三年	四三、四三	三、一〇一	八四、四〇二	一四	一、一、七、七、八二	三五	一、四、六四、八四	八六

年次	現 在			羽 數			推 定 價 額	指 數
	改良種及雜種	指 數	在 來 種	指 數	總 羽 數	指 數		
明治四十三年	一八、六三三羽	一〇〇	二、七、七、六二羽	一〇〇	二、七、九、六三三羽	一〇〇	四、九、三、九	一〇〇
大正十一年	七三、三三七	三、九三三	四八、〇、七三	一七	五、三、四、〇、六三	一九六	一、七、七、〇、三	一六
同 十一年	八四、〇三九	四、三〇〇	四〇、〇、一、八	一八	五、八、七、三、三七	二〇	二、九、三、二、一	〇〇
同 十二年	一〇、〇〇〇	五、三三三	五、〇、〇、三三	一三	六、〇、三、一、六六	二八	三、〇、六、六、四	〇〇
同 十三年	一三、七、四〇	六、六三三	四、六、七、一三	一六	五、〇、九、一、七	二二	二、九、四、三、六	〇〇
同 十四年	一、一、七、四、〇〇	六、二九三	四、九、九、一、七七	一六	六、三、〇、一、五七七	二八	三、〇、〇、二、六	四七

昭 和 元 年	二 年	三 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年
一六〇、三五	一七三、四六九	一七〇、六四四	一〇、二九七	四、四七四、三三三	四、四七四、三三三	四、四七四、三三三	一六二	六、〇〇八、六五七
八六二	九、三三三	一〇、二九七	四、二二五、〇七	一、五五九	一、五五九	一、五五九	二七	三、六四八、三三四
二七	二七	二七	六、二二五、九五〇	六、〇七三、〇三七	六、〇七三、〇三七	六、〇七三、〇三七	二七	三、六四八、三三四
八七〇	八六〇	八七〇	六、八八二、一七	二九	二九	二九	三、六八、五〇	八七〇
八七〇	八六〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇

備考 明治四十三年に於ける改良種在來種の總羽數は豚同様推算に依る

第五節 牛皮其の他の畜産物

朝鮮に於ける畜産物は牛皮、牛脂、牛骨、牛毛、馬皮、犬皮、膠、豚脂、豚毛、蜂蜜、蜜蠟等諸多あるも就中重要なものを牛皮、牛脂、牛骨及蜂蜜とす。

一 牛 皮

朝鮮は古來肉食行はれ屠牛數多きを以て皮革は遠き往時より相當利用せられたる形跡あり。輸移出額明治三十年の頃既に六七十萬圓に達し逐年其の輸移出額を増加したり。蓋し牛皮は靴、鞆、鞞具等國家及國民必需品の原料として重要なを以て之が利用の増進を圖るは最緊要なりとす。然るに朝鮮牛皮は本來の素質甚だ良好なるに拘らず牛の飼養管理宜しきを失し牛醫治療の不完全及皮の取扱法不良なる等の原因により創痕損傷多く聲價を損すること甚しかりしを以て之が調製改良に努めたり。

改良施設事項は(イ)鞍具を改良して鞍傷痕の原因を除き寄生蟲性疾患を豫防し糞塊の附着を防ぐこと(ロ)在來牛醫を教養して彼等の慣用する鍼療、烙鐵等の濫用を禁すること(ハ)剝皮法及剝皮刀を改良

して刀痕を防ぐこと(ニ)鹽乾皮製造法を獎勵して保存の方法を改良し龜裂損傷を防ぐこと(ホ)乾燥法及捲き方、折疊み方を改良すること等に努め、之が實行に當りては地方廳又は畜産組合指導の下に牛皮改良組合を組織せしめて其の地方生産牛皮の改良を圖り生産地方には鹽乾皮製造所を設置せしめて之を獎勵し或は改良剝皮刀を配付して剝皮法の改良を圖り或は屠夫教育の爲講習會を開く等各般の手段を講せり。

昭和二年に於ける牛皮の産額は改良乾皮三百十萬斤、在來乾皮二百八十萬斤、合計五百九十萬斤此の價格二百四十萬圓を算し、輸移出額四百八十萬斤、二百四十萬圓に達せり。

二 牛 脂

牛脂は蠟燭製造の用に供する以外は殆ど食用に供せられしが洋燈及洋蠟燭の使用普及するに及び蠟燭用の需要減退すると共に内地其の他へ輸移出するに至れり。其の品質は夾雜物多く下等品たるを免れざりしを以て始政後に於て畜産技術員の指導に依り夾雜物及他の獸脂の混入を防ぎ一面鮮内利用を増加せむが爲石鹼製造の獎勵を開始せり。牛脂の年産額約百三十萬斤、二十六萬圓にして輸移出額は十萬斤以上其の價額數千圓に過ぎず。

三 牛 骨

從來牛骨は殆ど利用を見ず。其の大部分は路傍、山間に遺棄せられ僅に少量を内地に移出したるに過

ぎず。而して内地仕向は概ね骨粉製造用となり主として鹿兒島に輸送せられ長骨は工藝品原料として大阪に仕向けらる。然れども其の品質は不揃にして最下等品たりしを以て著しく内地移出を激勵するに至らざるを以て是亦成るべく鮮内に於ける利用を進めむが爲骨粉、骨膠、骨脂等の製造を獎勵せり。既に京城、平壤、大田に骨粉製造工場の創設を見たり。牛骨の年産額四百四十萬斤、十二萬圓内外にして内輸移出額は二百五十萬斤、十萬圓程度なり。

四 蜂蜜、蜜蠟

朝鮮の養蜂は古くより行はれたるのみならず鮮人は蜂蜜を嗜好する事甚だし。然れども養蜂に關して何等改良獎勵の行はれたることなく其の品種は在來種に止りたり。始政後に於ては養蜂に關する調査研究を怠らずと雖氣候風土の關係上改良種飼育の適否未だ的確に定め難きものあるを以て一般に獎勵施設を講ずるに至らず。現在に於ける蜜蜂飼育戸數七萬七千戸、其の巢箱十五萬箱にして採收量は蜂蜜百十八萬斤、蜜蠟十五萬斤にして其の總價額百萬圓に達し輸移出額は五萬斤内外價額二萬圓に上らず。

五 其の他の畜産物

其の他の畜産物に付き産額の明なるは膠の十二萬斤、五萬圓。豚脂の六十萬斤、十八萬圓。豚毛の二十萬斤、五萬圓等にして是等は何れも産額零碎に而も産地點在するを以て蒐集、買入に便ならず爲に

取引上不利益なり。故に對應施設としては其の品質を改良し數量を増加すると共に取扱業者をして是等畜産物の買収を開始せしむべく助成の途を啓きつゝあり。

牛皮生産額及輸移出額

年次	生産額			輸移出額		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
明治四十三年	四三九、六五五 <small>斤</small>	100	一、八九、四〇〇 <small>円</small>	四、二一、八三三 <small>斤</small>	100	一、〇〇、七五五 <small>円</small>
大正十年	六四九、二二七	147	二、六四、四九六	五、〇〇、七四三	133	二、七六、四四三
同 十一年	五、五〇〇、三三三	125	一、八〇、五六〇	五、四三三、九三七	131	二、二七、六四四
同 十二年	五、八三九、〇一一	133	二、一〇、〇三三	四、九一八、二四〇	117	二、二九、一〇三
同 十三年	六、四四八、六三〇	147	二、五三、二九六	六、〇〇九、六六〇	141	三、三六、四四四
同 十四年	六、四四六、七〇三	147	二、八四、六三二	五、七三三、〇〇一	137	三、四〇、四六六
昭和元年	五、八九〇、七七七	133	二、四七、六九九	四、七二一、四三六	112	二、六八、九五六
同 二年	五、九六六、七五五	135	二、四六、七三三	四、八四四、六六八	115	二、四四、九四四
同 三年	六、七六三、二二二	154	三、〇〇、三三三	五、八三二、八四七	139	三、二八、一三三

備考 大正七年は牛價暴騰の爲屠牛數減少したる結果牛皮の生産額亦減少せり。

第六節 獸疫豫防

朝鮮に於ける主なる獸疫は牛疫、流行性鶯口瘡、炭疽、氣腫疽、鼻疽、皮疽、豚虎列拉、豚羅斯疫、狂

犬病及牛の傳染性肋膜肺炎等なり。而して牛疫、流行性鷄口瘡及牛の傳染性肋膜肺炎は常に國境對岸支那地方より侵入するを以て國境に於て檢疫を行ひ又移出牛に對して釜山、仁川、元山、城津、鎮南浦等に移出牛檢疫所を設けて檢疫を行ひ以て獸疫の蔓延を防遏するに努めたるが是等に關する施設事項は左の如し。

(一) 獸疫豫防令の制定 從來獸疫制遏の施設に乏しかりしかば大正四年獸疫豫防令を發布して豫防上必要な各般の施設を勵行し其效果大なるものあり。

(二) 國境に於ける輸入取締 國境獸疫たる牛疫及流行性鷄口瘡の慘害甚しきに鑑み是等獸疫の傳染媒介の原因たるべき畜類其の他の物件の取締を國境に於て施行する爲大正四年先づ咸鏡北道に牛羊其他病毒傳染の疑ある物件の輸入を停止し、大正五年更に咸鏡南道及平安北道を加へ國境全道に互り輸入を停止せり。此の外鼻疽及皮疽亦支那より侵襲を受くるを以て大正七年以降平安北道對岸より輸入する馬、驢、騾に對し新義州外六箇所に於て檢疫を施行せり。

(三) 獸醫配置 國外獸疫豫防に付ては別に臨時獸疫豫防醫十四名を國境各道に配置し地方畜産技術員と相呼應し専ら防疫に従事せしめたり。又國內獸疫に就ても時時獸疫の發生を見、病害の恐るべきものあるを以て各要所に獸醫を配置し迅速敏活なる措置を講じて豫防制遏に任せしめたり。

(四) 獸疫豫防注射 牛疫流行に際しては交通遮斷、疫牛の撲殺と相俟て血清注射を勵行し炭疽、氣腫

疽に對して時期を定め常在地方に於て年々連續して豫防液の注射を行へり。

(五) 獸疫血清製造所の移管及其の擴張　牛疫豫防上必要なる牛疫血清は當初農商務省所管釜山牛疫血清製造所より特約購入し來りしも朝鮮に於ける牛疫血清の所要量年々増加し且つ牛疫血清以外の血清

又は豫防液の需要大なるものあるを以て大正七年同所を本府の所管に移し其の規模を擴張し是等諸液の製造高を増加し専ら供給の圓滑を圖れり。

(六) 移出牛の検査　明治四十一年内地に流行せし牛疫は其の原因朝鮮牛の移入に因るものとし、朝鮮

牛移入禁止の議ありたるを以て種々交渉の末明治四十二年釜山に検査所を設置し、同所に於て九日間の検査を経たるものに限り移出を許可し内地検査所に於て更に九日間の検査を受くることとなれり。

其の後釜山に於ける繋留期間を十二日間以上二十日以内と爲し内地検査所に於ては單に望診検査に止むることに改められたるが大正十四年より釜山の外、仁川、元山、城津、鎮南浦等に移出牛検査所設置せられ移出牛の検査は統一せられ朝鮮に於て十二日以上内地に於て三日以上繋留検査を行ふ事となりしか其の後朝鮮に於ける牛肺疫の發生に伴ひ朝鮮に於て十五日内地に於て七日間の繋留検査を行ふこととなれり

獸疫は時時蔓延流行するを以て其の發生數は年に依り一ならず。統計報告の示す所に依れば近年其の數却て増加し來りたるが如きものあるは從來農民は獸疫に關する智識なく家畜が罹病するも等閑に付した

ると獸醫又は畜産技術者の配置少かりし爲獸疫の發見は遺漏ありたるに因る。今日に於ては農民の智識進歩したると獸醫の配置稠密となり發見に遺漏なきに至りたるの結果却て統計上の數字を増加するに至れるものにして獸疫發生數の事實上減少したるは豫防注射の施行年々遞加しつゝあるに徴するも明確なる所なり。

第七章 肥料

第一節 概論

始政前に於ける朝鮮の農業狀態は所謂掠奪的農法にして農作物の栽培上肥料を施用すること極めて少く多くは無肥料にて栽培し多少の肥料を使用するものに在りても連年施用すること少く肥料の種類も亦單に堆肥、山草、樹木の嫩葉及人糞尿等の如き自給肥料に止まり栽培綠肥又は販賣肥料の如きは嘗て施用せしことなし。而して各種作物中比較的多量の施肥を行ひしは麥作にして堆肥、糞尿類を用ひ稻作は一般に無肥料にて栽培し地方に依り施肥を行ふ場合には厩肥又は嫩葉を施用せり。粟は一般に施肥を行ふこと少く大豆其の他の豆類は全然無肥料にて栽培せり。

始政以來水稻優良品種の栽培漸次普及し其の他の作物の栽培亦年を逐つて發達し一定面積より生ずる收穫物の數量著しく増加するに及び動もすれば地方減耗の虞あるに依り肥料増施の必要を認め漸次農家の

覺醒に努め先以て農家各自の力に依りて製造し得べき自給肥料の増製改良を計り其の施用を促し來れるも大正八年以來更に豆粕其の他の販賣肥料の施用をも獎勵するに至れり。

然れども近年に至り農業の經營狀態著しく進歩し農家經濟亦昔日の面目を一新し加ふるに産米増殖計畫の更新、植桑計畫の樹立、棉作擴張計畫の進展等益々施肥の増加を要するものあり自給肥料は勿論販賣肥料に對しても更に一層の増施を企劃する必要があるを以て大正十五年度以降十箇年を期して新に肥料改良増施計畫を樹立し各種の施設に對し毎年約二十萬圓乃至三十萬圓宛の補助金を支出して自給肥料の増製を圖ると共に一方大正十五年度以降低利資金の融通を圖り灌漑設備を有する畚に對し大豆粕其の他適當なる販賣肥料の施用を獎勵することとせり。

第二節 自給肥料

堆肥に就ては從來より製造方法の指導傳習、堆肥舎の建設補助等を行ひ又綠肥に就ては南鮮地方の灌漑充分なる畚に對し裏作として紫雲英、青刈大豆等の栽培を獎勵し栽培法の指導改良、種子の共同購入又は無償配付等の途を講じ來れるも大正十五年度以降肥料改良増施計畫に基き左の要項通り積極的獎勵を加へつつあり

(一) 綠肥の根培獎勵

(イ) 紫雲英

全羅南北道、慶尙南道及忠清南道の四道に奨勵するものとし各年度擴張面積に必要な種子を生産すべき採種番を設置せしめ採種番の種子代は全額を補助すると共に採種番より生産したる種子は約半額を補助して廉價に新規栽培者に購入せしむる等の方法により現在約三千八百町歩の作付面積を十年後に十一萬四千町歩に達せしめむとす。

(ロ) 青刈大豆

忠清南北道、全羅南北道及慶尙南北道の六道に奨勵を行ふものとしその種子購入資金に對し利子の補給を行ひ現在作付面積約二萬二千七百町歩を十年後に於て九萬五百町歩に達せしめむとす。

(ハ) 其の他の綠肥作物

紫雲英、青刈大豆以外の綠肥作物にして西北鮮地方に於ても相當の成績を擧げつつあるものあるを以て之等に對しては京畿、忠清南北以北の九道に於て五箇年間の試験費を補助して栽培適否試験を行はしめ其の成績に基き奨勵に着手せむとす。

(ニ) 堆肥の増産奨勵

南鮮六道には一郡に三箇所北鮮七道に於ては一郡に五箇所の堆肥製造指導里洞を設置し指導員を置き堆肥製造の指導を爲さしめ其の改良増殖を圖らむとす。

(一) 販賣肥料の獎勵

施政當初に於ては農家の經濟狀態貧弱なると農民の肥料に關する知識幼稚なりし爲販賣肥料の獎勵を行はず寧ろ之を抑制する方針を採り來れるも其の後農家の經濟狀態順次潤澤となり進んで販賣肥料を施用せんとする者増加し來りたるを以て大正八年以來技術員の指導の下に大豆粕其の他の有機質肥料にして肥料成分確實にして施用方法簡便なるものに限り施用せしむることとしたるも大正十五年度以降産米増殖計畫の更新に伴ひ一層積極的に獎勵を加ふることとし各道に一名宛の肥料獎勵專任技術員を設置すると共に肥料購入其の他の農事改良資金として大藏省より低利資金の融通を受け之を民間に貸付せしむることとし昭和元年以降三十八箇年間に貸付金額累計約七億五千萬圓に達せしむることとせり(産米増殖計畫中農事改良の項參照)

(二) 販賣肥料の需給狀況

販賣肥料の需給に就ては朝鮮内に魚肥類、米糠、棉實油粕等約六、七百萬圓の生産ありと雖米糠の鮮内に於て多少の需要ある外大部分内地に移出せられ鮮内にて最も多量に消費せらる、大豆粕、硫酸アンモニア、過磷酸石灰、調合肥料等は殆んど全部滿洲又は内地より供給せられつつある狀況にして輸出肥料の主なるものは搾粕、乾魚等の魚肥類及牛骨、骨粉類、大豆粕、米糠等とし輸入肥料の主なるものは大豆粕、人造肥料、(硫酸アンモニア以外の過磷酸石灰其の他の人造肥料を含む)硫酸アン

モニア、菜子粕等とす。

第四節 肥料取締

一、肥料取締施行の趣旨

産米其の他各種農産物増殖計畫の進展に伴ひ鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激增を來し大正四年の消費額僅々三十三萬圓なりしもの昭和三年には約二千萬圓に及び十餘年間に約六十倍に達するの盛況なるに不拘鮮農の肥料に關する知識は遅々として進まず其の大部分は肥料の實質鑑識力を缺ぐの状態にして此の間一部奸商の乘ずるところとなり不正粗惡肥料の横行益々しく爲に農家の被る損害多大なるのみならず延ては農産増殖計畫の遂行を阻害するものあるを認めたるに由り販賣肥料の取締を施行し以て農家をして安易に優良肥料を購入せしめむことを期したり。

二、肥料取締法規

昭和二年九月三日附朝鮮肥料取締令（制令第十四號）朝鮮肥料取締令施行規則（總督府令第八十七號）同年十一月末日より十二月中旬迄の間に於て朝鮮肥料取締令施行細則（道令）を發布し次で昭和三年一月一日を以て是等取締法規を施行せり。

三、肥料取締施設

肥料取締實施に關し昭和二年度各道に一名宛の道技手を置き實地取締に當らしむるの外本府に之が監

督官技師一名勸業模範場に肥料の検査官技師一名を置きたり。

四、肥料取締實施效果

肥料取締實施の結果従前盛に行はれたる肥料の偽造若は他物混和の如き極端なる犯罪は頓に其數を減じ販賣肥料の品位の改善を來しつゝあるのみならず肥料の樹賣の如き幣風亦漸くにして匡正せらるゝ等半島肥料界革新の緒に就きたるものと認む。

附表

(一) 肥料營業者數(昭和三年)

製造	二、〇三八
輸入	五四三
移入	一七六
賣買	六、六六七
計	九、四二四

(二) 法規違反事件數(昭和三年)

告發	一七
諭示	三二七

注意

三、二二六

計

三、五六〇

綠肥生產額

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價格	指數
青刈大豆	大正二年	一、六六八 ^町	二、二六六、八七 ^町	100	一三九 ^町	100	三、九六 ^町	100
	同 十三年	三、二七九、六	三、九三三、八五 ^町	一、三四 ^町	一六三	一七	三、九三三	一七三
	同 十二年	三、二七九、六	三、九三三、八五 ^町	一、三四 ^町	一六三	一七	三、九三三	一七三
	同 十四年	二、七九三、一	四、八五九、八六	二、二二	一七四	一三	一、四七〇、七 ^町	六、一六
	同 二年	四、一八七、四	三、〇〇八、五七〇	二、三二	一七	九二	一、六六六、五 ^町	七、三四 ^町
	同 三年	四、八四一、六	六、三、七四、四 ^町	二、七六	一三	九六	一、五九三、六 ^町	六、九三 ^町
紫雲英	大正二年	一九九	三、九二六	100	一五〇	100	三、九二	100
	同 十二年	三、一九七、九	一、一七五、六九 ^町	三、七三 ^町	三、九一	二四	三、三、九三	四、一、一 ^町
	同 十三年	三、七六三	一、六〇六、七六	五、四九 ^町	四〇	二九	一、六〇六	六、〇七 ^町
	同 十四年	八、五八、一	三、六八八、五五 ^町	一、三三、七〇	四三	二八	一、〇六八、八 ^町	三、七四 ^町
	昭和元年	一、五、九三、一	六、五七四、一〇 ^町	二、一九、七 ^町	四一	二六	一、八四〇、七〇	六、五、六三 ^町
	同 二年	二、七、六二、九	三、八、八〇四	七、九、九、六 ^町	二、六、七、三〇	二九〇	一九	二、三、九、八、九三

年次	魚肥類	油粕類	米	糖	母硫酸亞安	其他	合計
大正四年	二、四六〇	六三三	一〇〇	六、三六六	二二四	一、五七七	一、一〇三
同八年	三、九七一	九八〇	一五五	七、二九九	四九三	四、四八八	二、六九七
同九年	一、一九九	一、八七七	三〇六	九、四〇〇	四三三	四、三三七	一、七四九
同十年	一、七七八	二、一〇一	三三九	二、三三三	三〇〇	五、〇三七	三〇、六四九
同十一年	一、三六四	二、七三七	四〇〇	三、一八三	三三三	六、〇四八	二〇、三六四
同十二年	一、六九八	二、七三三	四四六	一、四、五三三	三〇六	六、六五三	二、九九九
同十三年	一、九四四	二、二二二	三六一	一、五、〇六六	四九三	四、八四二	三〇、四一
同十四年	三、三三三	三、三〇〇	四四三	三、七九六	三三三	七、一四〇	三、四、四九
昭和元年	七、三八三	三、七〇〇	六〇五	一、四、六三三	四三三	一〇、二七八	二、七、九六四
同二年	一、四、六七五	三、三三七	五一一	一、三、〇二二	三九三	一〇、六三七	四、二、一八三
同三年	二、八八〇	三、〇〇〇	五〇〇	二、一、五六六	四三三	一、五、九〇七	四、四、八八九

年次販賣肥料生産高 (金額單位千圓)

年次	魚肥類	油粕類	米	糖	母硫酸亞安	其他	合計
大正四年	五九三	九八	一〇〇	一、三	五七	五九	九八八
同八年	二、一〇五	四七	四三三	九四〇	五三三	七四七	四、七、五〇
同九年	五八八	六四四	六五一	八九九	四九九	三三九	二、八、九九

年種	大豆油粕	其 油 他 粕	米	糠	硫酸 母 尼 酸 亞 安	其 他	合 計
同 十 年	八三六	七四二	七二二	八五五	三三三	四三三	三、〇四四
同 十 一 年	七三七	一、〇〇六	一、〇五五	九〇九	三三二	三九五	三、三九九
同 十 二 年	六九九	一、〇〇〇	一、〇〇六	六四〇	二八七	四三八	三、五〇〇
同 十 三 年	六五二	八七七	八三三	七六六	三七八	三六九	三、五七二
同 十 四 年	一、三五六	一、一〇一	一、一三三	九九五	二八九	六八二	四、三九九
昭 和 元 年	二、九三三	一、〇〇〇	一、二二二	一、六三三	二六三	三〇〇	五、八六六
同 二 年	五、八六三	八六六	八四四	九三三	二〇七	三〇六	八、二三六
同 三 年	五、三三三	八四三	八七三	九二二	二四四	三〇六	八、二三三

年次販賣肥料消費高 (數量單位千貫)

年種	大豆油粕	其 油 他 粕	米	糠	硫酸 母 尼 酸 亞 安	其 他	合 計
大 正 四 年	四一四	六九二	一〇〇	六九二	一六	五七二	二、三〇七
同 八 年	四、九五九	九八八	二四四	四、〇四四	九七	二、六九四	二、八三三
同 九 年	五、七八八	一、三三九	二五五	四、四三三	三三	三、六二八	一、五、一七七
同 十 年	三、五六六	一、六五二	二七三	六、四三三	八四	三、八九二	一、五、七九
同 十 一 年	四、四四三	一、九三二	三三三	七、五五九	一六三	四、二九八	一、八、四四四
同 十 二 年	六、一三三	一、八四八	三三〇	七、〇〇〇	三三九	四、五〇〇	二、〇、二四四
同 十 三 年	九、〇三三	一、二七三	三〇六	二、二七九	七六六	六、九六六	二、三、二七

年次	大豆油粕	指數	油其ノ他	指數	米	糠	指數	母硫酸 尿酸安	指數	其ノ他	指數	合	計	指數
大正十四年	二、二七	二、九一五	一、九八八	三、六	六、四三	六、四三	六、六	三、三四四〇、九〇〇	九、三三〇	一、六一九	三、三三	三、三三一	一、四四	
昭和元年	二、一八四	五、二四四	一、四四五	二、三一	六、五八五	九、五九	六、五九四、〇五六	一、五八三	二、七六二	五、三〇	二、二六六	五、三〇	二、二六六	
同 二年	二、七、一〇	六、五七	一、五九	二、四九	八、六四〇	一、三九九	七、〇四四、四〇三	九、三三	一、六六	四、六六	二、五六	四、六六	二、五六	
同 三年	二、八、五九	六、九七四	一、五七	二、五九	六、二七	八、八九	二、五八七、七、四八	一、六七五	二、九〇	六、四四	二、八一〇	六、四四	二、八一〇	

年次販賣肥料消費高 (金額單位千圓)

年次	大豆油粕	指數	油其ノ他	指數	米	糠	指數	母硫酸 尿酸安	指數	其ノ他	指數	合	計	指數
大正四年	八、五	一〇〇	一、三	一〇〇	二、四	一〇〇	一、一	一〇〇	九、九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
同 八年	二、一六	二、五七	四、五	四、五	五、六	二、三	一、六	一、一	六、三	六、六	六、六	四、〇	四、〇	
同 九年	四、〇	四、七	五、八	四、〇	五、〇	二、〇	三、四	三、〇	九、三	九、三	九、三	六、〇	六、〇	
同 十年	一、三	一、五六	五、七	五、三	五、九	三、四	六、九	六、七	八、八	八、八	八、八	五、三	五、三	
同 十一年	一、七	二、〇〇	七、九	六、三	五、六	三、四	一、〇	二、七	七、三	七、三	七、三	三、九	三、九	
同 十二年	二、三	二、五	六、九	七、七	六、三	二、五	二、九	二、六	七、七	七、七	七、七	四、四	四、四	
同 十三年	三、九	三、四	四、九	三、六	一、二	五、二	一、三	二、一	七、五	七、五	七、五	六、六	六、六	
同 十四年	四、三	五、一	七、六	六、四	四、六	二、〇	二、四	二、三	一、三	一、三	一、三	九、一	九、一	
昭和元年	七、三	八、五	四、三	四、〇	四、九	二、〇	四、三	四、〇	一、七	一、七	一、七	一、四	一、四	
同 二年	八、二	九、七	五、三	四、七	五、七	二、七	四、三	三、三	一、六	一、六	一、六	一、五	一、五	
同 三年	八、九	一〇、三	五、三	四、七	四、四	〇、八	六、七	三、三	二、八	二、八	二、八	一、九	一、九	

肥料輸入高 其ノ一數量 (單位千貫)

年種別	大豆粕	硫酸安母尾亞	人造肥料	其ノ他	合計	指數
明治四十三年	一六、六六〇	一	一、一八八	一、一八九	一六、六二二	100
大正十二年	一六、〇三三	一、六五五	二、四八八	八四三	二〇、七二九	125.3
同 十三年	一五、二二六	三、九九五	三、九七八	一、三三二	二四、四三二	144.7
同 十四年	三三、六六三	七、九四六	五、三三二	一、六九九	四八、五八〇	290.3
昭和元年	三三、〇二七	八、六〇〇	九、三〇五	一、二五五	五二、一八七	313.6
同 二年	二六、〇九四	一、六〇二	一、三三〇	一、一三一	三〇、一五九	181.6
同 三年						

同 其ノ二金額 (單位千圓)

年種別	大豆粕	硫酸安母尾亞	人造肥料	其ノ他	合計	指數
明治四十三年	一	一	一	六	七	100
大正十二年	七、一〇一	三〇	一、〇八	三、四九	八、五二九	112.1
同 十三年	五、一四四	一、〇〇一	六、七〇七	二、三三	一四、一八五	166.8
同 十四年	四、九四四	〇、〇一〇	九、三〇	二、二五	一六、四二〇	191.7
昭和元年	九、七八五	五、七四五	一〇、二一	四、九	二〇、七九一	242.3

第七章 肥料 第四節 肥料取締

年次	魚	大豆	粕	米	糠	其他	合計	指數
昭和二年	九,〇三九	五,〇一四	二,〇六六	三,五九九	一六,一八五	三三,二三四		
昭和三年	七,五〇〇	八,五三四	二,九九九	四,〇〇〇	一六,四八三	三三,二三四		

肥料輸移出高 其ノ一數量 (單位千貫)

年次	魚	大豆	粕	米	糠	其他	合計	指數
明治四十三年	一,五〇〇	一	二,九九〇	二,九二一	四,八三三			
大正十二年	一,三〇〇	一〇,八三三	二,五九九	二,八四四	五,六〇〇	二七,八八四		
同 十三年	一,八九五	九,七〇〇	三,七三六	五,四七一	二,七〇〇	二七,八八四		
同 十四年	三,二七六	二,五九九	三,三六八	三,三七七	三,三三七	二二,五六七		
昭和元年	六,四七六	三,二六三	二,一三三	二,五九九	二,五九九	三三,四九九		
同 二年	九,一四四	三,三三四	三,三三七	二,六七三	二,六七三	三九,〇九〇		
同 三年	一〇,七三三	一,七三四	一,九二二	二,六四四	二,六四四	四一,七三三		

同 其ノ二金額 (單位千圓)

年次	魚	大豆	粕	米	糠	其他	合計	指數
明治四十三年	二八三	—	九	二	六〇	二四二		
大正十二年	六三三	—	二,五九二	一,〇七〇	六,四四四	一〇,一四〇		

同 十三年	八、六六	二、六六九	一、三三三	一、六六三	六、〇〇〇	一、三三三
同 十四年	一、九八九	八、二九	一、四六六	一、二九九	五、四三三	一、二六六
昭 和元年	三、〇三三	三、六六三	一、〇三三	九、二二	八、七七三	一、〇三三
同 二年	四、〇三三	一、〇三三	三、〇三三	七、四四	七、一九二	一、六六三
同 三年	四、六六九	四、一三三	一、三三三	七、八二	七、三三九	一、六六三

第八章 副業

始政前に於ける朝鮮の産業状態は極めて幼稚にして全く自給經濟の域に在り。殊に農業者に於ては自作自給にして即ち日用の調度は皆所在の原料を以て自から製し自ら之を用ふるの状態に在りたり。従て果樹、蔬菜、特用作物の栽培、燃料又は水産物の採取、養蠶、畜産、其の他食用品製造、機業、製紙等苟も天然物を原料とする手工業は凡て農家の副業として經營せられ、其の農家經濟に及ばず關係の大小に依り或は本業と稱せられ又は副業と看做され其の間截然たる區別を設くる能はざるの状況なりき。

朝鮮の冬季は土地凍結して農耕の作業に従事すること能はざるを以て是等勞力の剩餘を利用し農家をして勤勉の美風を助長し之に依り生計の餘裕を生せしめ、延て農家の經濟状態を緩和し生活の向上を圖らむが爲一面主業の改善に努力せしむると共に一面副業獎勵の必要を認め各地の状況に應じて適當の副業を調査して之が發達を促進せり。

一 繩、叭、蒞

始政以後に於て新副業として現出し其の獎勵の効果最も著しきは繩、叭、蒞の製造なりとす。從來使用せらるゝ叭は藁を以て編みたる菰袋にして長途の輸送中其の内容物の脱漏するもの多く且重量過大にして運搬に不便なるを以て一般に改良叭の必要を認めたと穀物輸移出量の増加其の他各種産業の發達に伴ひ其の需要を増加し年々數百萬枚の移入を見るに至りたるに依り朝鮮内に於て之が製造を獎勵するに至れり。又蒞及繩に付ては在來品は品質不良且製造法拙劣なる等の缺點ありて到底需要の増加に應ずること能はず是亦内地産品の移入を激増するに至りたるを以て叭と同様製造の獎勵を開始せり。左に繩、叭の製造獎勵に關する施設を略述すべし。

- (一) 傳習會及競技會の開催 繩、叭及蒞の製造に關しては蒞織機の普及と共に傳習會或は競技會を開催し之が藁細工品製造に對する觀念を誘導すると共に一方製品の増産及統一を圖れり。
- (二) 製造用器具の配付 叭の製織に要する器具に就ては手織機臺、箴の無代配付を爲し或は補助金を交付し又は交付せずして共同購入を勧誘し或は木工を傳習して機臺、箴の製造販賣を爲さしむる等極力之が普及に努めたり。
- (三) 製品検査 繩、叭の検査は道令又は道に於て定めたる準則に基き標準を定めて道地方費又は郡農會之が検査を施行し來れり、然るに近來叭の如きは年産額約三千五百萬枚に近く大約鮮内自給の

目的を達し尙二百萬枚に近き數量を半島外に輸移出する機運に至れるを以て本府は府令を以て検査規則を發布し標準吠を各道に配付し検査の統一を圖りつゝあり。

繩吠の獎勵は全羅南道を最先とし大正元年の頃より着手し、大正四、五年の頃より各道に於ても之が獎勵に努めたる結果全南は勿論今や鮮内生産せざる所なく繩吠共に移入を防遏して自作自給の實を擧げ進んで内地或は滿洲方面へ相當輸出を爲すに至れり。

二 其の他の副業

繩吠以外に在りて農家の副業と認むべきものは草鞋の製作、莞草蓆、柳行李、竹細工、簡易なる農具の製作、干柿、其の他乾果の製造、藥草採取等にして地方に依り多少の獎勵を加へたるものもあるも販路の開拓、蒐集賣捌の途に確實なるものなきに依り未だ著しき發達を見ず。

吠生産額及輸移入額

年次	生産額			輸移入額		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正二年	5,700千枚	100	20,310圓	5,600千枚	100	20,310圓
同十三年	5,000千枚	87	18,100圓	4,700千枚	84	18,100圓
同十四年	5,000千枚	87	18,100圓	4,700千枚	84	18,100圓
昭和元年	5,000千枚	87	18,100圓	4,700千枚	84	18,100圓

め明治三十九年四月勸業模範場官制を發布し地を京畿道水原にトして之を設置し、又別に全羅南道木浦に其の出張所を設置せり。越えて明治四十年に至り模範場及支場を擧げて韓國政府に引繼ぎ同政府は全羅北道群山、平安南道平壤及慶尙北道大邱に出張所を増置したるも幾何もなく木浦、群山兩出張所を廢止したり。

明治四十三年日韓併合の結果當場も總督府の管轄に歸すると同時に轟島園藝模範場、龍山女子蠶業講習所、木浦臨時棉花栽培所及農林學校を併合するに至りたる爲從來の出張所を支場と改稱したると相俟て支場は大邱、平壤、轟島、龍山、木浦の五箇所となり本場、五支場、一學校を以て勸業模範場を構成することとなれり。爾來模範場の業務の範圍更改せらるると共に支場、出張所も亦新設改廢せられたり。即ち大正元年には元山に出張所を新設し、大正三年には大邱、平壤の二支場を廢して其の業務を地方廳に移し又龍山支場を廢して水原に原蠶種製造所及女子蠶業講習所を開き、更に大正六年には江原道洗浦及蘭谷に支場を開設し、大正九年に至りては黃海道沙里院に支場、平安南道龍岡に出張所を増設したるも農林學校は教育制度の變更に依り當場の管轄を離ることとなり、大正十二年行政整理に依る經費節減の結果德源園藝支場を廢止し更に大正十三年の行政、財政整理の結果轟島園藝支場、洗浦牧羊支場を廢止し又蘭谷牧馬支場は大體所期の目的を達したるを以て之を廢止するに至れり。然るに勸業模範場の業務は時世の進歩に伴ひ漸次實地指導及び模範的作業より試験調査に重きを

置くに至りたる爲業務の内容と其の名稱と相伴はざるに至りたるを以て昭和四年九月從來の名稱を更め農業試驗場と改稱し以て名實を一致せしむると共に昭和五年一月には全北裡里に南鮮支場、金堤に干拓出張所、平北車輦館に蠶業出張所を夫々新設することとせり。現在に於ける本場、支場、出張所等の名稱、位置及分掌事項を表示すれば左の如し。

名 稱	位 置	開 設 年 月	分 掌 業 務
農事試驗場 (本場)	京畿道水原	明治三十九年四月	普通農事、土地改良、畜産、農藝化學、植物病理、昆蟲
南 鮮 支 場	全羅北道裡里	昭和五年一月	水稻
西 鮮 支 場	黃海道沙里院	大正九年三月	畑作物一般
木 浦 棉 作 支 場	全羅南道木浦	明治三十九年三月	棉作
金堤干拓出張所	全羅北道金堤	昭和年一月	干拓
龍岡棉作出張所	平安南道龍岡	大正九年三月	在來棉作
蠶 業 試 驗 所	京畿道水原	明治四十二年	蠶業
車輦館蠶業出張所	平安北道車輦館	昭和五年一月	繭業
女子蠶業講習所	同上	明治四十三年二月	女子蠶業講習

二 事 業

農事試驗場の業務は多種多様に涉ると雖大別して(一)實地指導(二)模範作業(三)試験調査(四)土壤肥

料等の分析(五)種苗、種畜、種禽の育成及蠶種の製造並是等の配布(六)技術員及當業者の養成等と爲す。左に之を説述すべし。

(一) 實地指導

勸業模範場設置の當初に於ては専ら場員を地方に派出し普通農事は勿論畜産、養蠶、土地改良の事項に至る迄當業者に就き實地指導を行ふことに力を致せり。大正元年地方廳に農業専門の道技師一名宛配置せられ其の後國費又は地方費を以て各種技術員を増置せらるるに及び一般農民に對する實地指導は漸次是等の技術者に讓ることとし、相當規模の農場經營者又は園藝、畜産等の專業者に對しては隨時指導を爲すこととなしたり。而して當場設置の當初に於ける實地指導は頗る周到に行はれ、彼の水稲優良品種の普及及陸地棉の栽培獎勵の如きは孰れも其の初期に在りては模範場員の實地指導に係り、又最初の灌漑事業たる臨盆、臨盆南部、沃灌、密陽等水利組合の工事設計等亦何れも主として當場技術者に依りて行はれたる所なり。

(二) 模範作業

模範作業は勸業模範場設立當初に於ける最重要業務の一なりしかば(イ)耕地の整理(ロ)各種作物の模範栽培(ハ)各種作物の收穫、乾燥調製(ニ)養蠶(ホ)優良家畜家禽の飼養管理(ヘ)標本見本の陳列(ト)當場所有地小作人の指導等に就き實物的模範を示せり。然れども是等事項も道種苗場の各地に

設置せらるるに従ひ大部分其の施設に移し、現に實施しつつあるものは場有地小作人の模範指導を主とするに至れり。

農事試験場本場の所有地中小作人をして耕作せしむるもの三十町歩あり。是等小作人に對し耕作の獎勵を圖る爲年々立毛品評會を開催し稻の生育狀況、管理の精粗、調製の良否等に充分の審査を加へ優等者に對しては賞品を授與することとなせり。其の結果小作人等は一般に其の業に精勵し就中乾燥調製の如きは進歩の實績著しきものあり。又小作人をして麗達組合と稱する小作人組合を組織せしめ共同の力に依り農事の改良及組合員の利益を増進するを目的として肥料農具等の共同購入、生産物の共同販賣、共同倉庫の建築等を行ひ、又年々苗代跡地の收穫米を組合員の共有物とし之を販賣蓄積して組合の資本と爲し之を以て家畜の所有、耕地の獲得其の他農業經營上必要なる物件の購入に際し組合員に對して低利貸付を爲すの用に供する等農業開發上緊要なる事業を行はしむ。組合員は又別に規約を定め農閑を利用して製繩蓆織等を爲し其の製作品を共同販賣に付して代金を郵便局に預入れ吉凶禍福の場合の外之を使用せざることを約し其の貯蓄額今や一萬二千餘圓に達せり

(三) 試験調査

朝鮮の風土、農業組織及作物、家畜の種類等は内地と大差なきを以て内地に於ける學理實驗を齎らして之を朝鮮に移すは朝鮮農業開發上捷徑たること明なるを以て當初本場に於ける試験調査は専ら

當面應用的のものを主とし兼ねて外國事例にして容易に朝鮮に應用し得べき見込あるもの等に就き之を行へり。乍併朝鮮農業の限源たる氣候、風土、農業組織等大體内地に類似すとは言へ仔細に觀察するときは多少の徑庭あるのみならず、營業者の知識、經驗、生活狀態其の他經濟的及社會的事情等少からざる相違あるを以て内地に於ける農法も相當の取捨更改を行ふに非ざれば一として之を朝鮮に移す能はざるの狀態に在るを以て試験の範圍及試験事項は自ら多岐多端に涉り試験場の勞苦は實際容易の業に非ざりき。

(四) 土壤肥料等の分析

從來調査上の必要により任意に土壤、肥料等の分析を爲し來りしが昭和二年八月肥料取締令の發布に伴ひ取締上各道に於て取集したる肥料、又は營業者より分析を依頼し來るものに對し分析を爲すこととなれり。

(五) 種苗、種畜、種禽の育成及蠶種の製造並是等の配付

農事試験場に於ける各種作物及家畜、家禽等の優良種の選出試験其の結論を得るに到るや、直に是等優良品種を以て種苗、種畜、種禽、種卵、蠶種等の育成製造を行ひ且之が配付を爲せり。初期に在りては直接營業者に配付するものをも育成したりしが、後道種苗場の設備成り種苗類育成の施設進むに従ひ一般農民用のものは成るべく道種苗場の手に依り配付することとし、現今に於ては種苗

場の育種用に供する原種を育成配付するを目的としつつあり。試験場開設以來配付したる種苗種畜等の種類及數量は夥多にして一々枚擧するに遑あらざる狀況なり。

(六) 技術員及當業者の養成

農業の實地指導に當るべき地方農業技術員は朝鮮に於ける内地人及鮮人青年に對する實業教育尙普及せざる爲内地農業學校の卒業生を招聘するの已むを得ざるの狀態にあり。是等技術者は農業に關し相當の學識實驗を有するも内地に於ける素養を以て直に朝鮮農民の指導に従事せしめんとするは危険の虞少からざるを以て一應農業試驗場に入場せしめ朝鮮の事情に就き相當の了解を得せしめたる上採用するの方針を採れり。固より地方に於ける技術者の要員は相當多數にして且其の需要年と共に益増加するを以て其の全部を試験場に收容すること能はざるものありと雖當場に於ける技術者見習生の養成は大約一箇年間にして主として農圃の作業に従事せしめ實際的に教養するを以て修了後實地指導上に及ぼしたる效果の大なるものあるを認む。而して開場以來昭和四年三月に至る見習生の養成は總數六百三十七人を算するに至れり。

蠶業は婦女子の作業として最好適せるを以て之が技術を婦女子に傳習せしめ夫々地方に於ける蠶業指導者又は實地經營者たらしむるは蠶業を振作するの捷徑たり。依て女子蠶業講習所を當場に附設して専ら女子當業者の養成を行ふこととなせり。昭和三年三月迄に於ける女子蠶業技術者の養成員

三 成績

數は四百二十七人に及び是等修了生が直接間接に蠶業に貢獻せるは一般に認めらるゝ所なり。

農事試驗場の敍上の事業に對する多年苦心努力の結果は一面朝鮮人の知識を啓發し産業の改良發達を誘致促進し一面内地人にして農業に従事する者の指針となり、本場と當業者との關係は年と共に密接の度を加へ參觀者は年々數萬を算するに至り、農業に關する質疑應答、農場設計の指導、講習講話の要望亦次第に増加し來り、本支場に於て刊行する諸般の刊行物の如きは希望者の要求を充たす能はざる状態にあり。

第二節 道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所

一 道種苗場

農業の改良獎勵に關する基礎的試驗研究及原種の製造配布等は農事試驗場主として之を行ふと雖朝鮮の地たる其の面積廣濶にして各地の風土相同じからざるのみならず寒暖の較差特に著しきものあり。従て農業の状態自ら彼我其の趣きを異にし各種の作物及耕種法等の地方的適否に就ては更に幾多の試驗研究を要するものあり。道種苗場は敍上の目的を貫徹し農事の改良獎勵をして一層切實ならしむる目的を以て設置せるものにして明治四十一年韓國政府に於て慶尙南道晉州及咸鏡南道咸興に設置したるを嚆矢とし爾來各道相亞て之を設け、併合後幾何もなくして十三道全部之が設置を見たり。而して

是等種苗場は始め國費補助の下に地方費の經營事業たりしが大正八年度より國庫財源の一部を地方費に移付すると共に補助を廢止したり。

道種苗場の業務は(イ)種苗、蠶種、種畜、種禽、種卵の育成、配付及種畜の種付を爲すこと(ロ)農事に關する模範を示すこと(ハ)農産物の改良増殖に關し試験及調査を行ふこと(ニ)農用器具機械を貸付すること(ホ)農事に關する講話、講習、傳習等を爲す事等にして農業擔任の道技師を場長とし之に道技手又は地方費支辨農業技手助手等を配置し専ら前記業務の遂行に當りつゝあり。而して大正九年以後に在りては前項農事試験場の業務經營方針を改めたと同一の趣旨に基き道種苗場に於ても從來開却せられたる學理的方面に意を用ひ以て各道の地方的事情に適應すべき試験調査に従事すると共に種苗種畜等の育成配付に就ても一層充實を期することゝなりたり。現今に於ける種苗場の經費は一道一萬數千圓に過ぎず。何れも規模狹小にして設備亦簡單なりと雖其の企劃經營は克く地方の實情に適應せるを以て規模の貧弱なるに比し其の成績比較的見るべきものあり、鮮人農家の信賴漸く加はり參觀者の如き年と共に増加し各道共數千人を算するに至れり。

二 道原蠶種製造所

道原蠶種製造所は各道一箇所宛之を設置せり。從來蠶業講習所又は蠶種製造所と稱し主として蠶業に關する講習傳習或は蠶種の製造を爲し來りたるものを大正八年四月三十日府令第八三號に依り道原蠶

種製造所と改稱したるものなり。

道原蠶種製造所は各道に於ける原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する試験調査を爲すを主なる業務として大正八年設置以來職員を充實し銳意業務の遂行に努めつゝあり。昭和三年度に於ける各道原蠶種製造所の蠶種製造高は原蠶種六十七萬蛾、普通蠶種七千蛾、合計六十八萬蛾にして同年度内に配付を爲したるもの原蠶種四十二萬蛾、普通蠶種二千蛾、合計四十二萬蛾なりとす。

三 道蠶業取締所

道蠶業取締所は蠶業令發布の結果之が執行機關として大正八年五月各道に之を設置し蠶病豫防及蠶種、繭、桑苗の生産、販賣に對し取締を爲すを目的とす。近時蠶業の勃興に伴ふ蠶種繭桑苗の生産増加に對し取締上遺憾なきを期しつゝあり。

第三節 農業技術員の配置

朝鮮の農民は多年秕政の結果自ら姑息儉安に流れ活動進取の氣象を缺き勤勉力行の念慮に乏しきの風あるを以て始政の當初先づ是等の因襲を打破すると共に各般改良事項の實行を促さんことを期し、先以て改良奨勵すべき事項を定め各地方農業技術員をして之が實行の督勵監視に當らしめ傍ら警察官憲兵等をして之を援助せしむる所ありしが幸にして漸次農業改良の實績を見るに至りしも、本來警察官憲兵等をして直接勸業の衝に當らしむるが如きは一時の變例に過ぎざるを以て大正八年總督新政以來農業の改良

獎勵に付ては専ら技術員をして其の衝に當らしめ鋭意農民の指導啓發に努め其の諒解を促すことゝ爲せり。乍併國庫及地方費の財政共に窮乏を免れざるのみならず勸農に關する各種の團體の如きも其の發達幼稚にして農業技術者の現在數は官公費、團體經營を通じ一郡島少きは兩三名多きも十人に上らず。内地に於ける技術員に比し約五培の面積と農家とを擔當する現狀にして農家戸數より見るも耕地面積より見るも、將又一般民度の現狀より稽ふるも今後各種技術員を増置充實するの必要を認め着々計劃中に在り。

昭和二年八月現在地方駐在國費又は地方費技術員の數は技手級以上のもの人にして其の部門別配置數左の如し。

農業技術者員數 (昭和四年一月現在)

區別	普通農事	蠶業	畜産	穀物検査	土地改良	合計
國費官吏	一五一人	四一人	一五一人	一人	三人	三〇人
地方費官吏	四六五	三四三	三七七	四三三	六	一、五六五
合計	六二〇	三八四	五二八	四三三	三七	一、八二五

備考 畜産關係技術員中衛生技術員は除く

第四節 農業團體

朝鮮に於ては從來農村部落又は面を區域として設立せる契又は會と稱する恰も今日の組合の如き各種團體存在し農業の改良、農業資金の融通、共同事業の經營等を行ひ來りし舊慣あるも其の多くは經營維持の方法宜しきを得ず爲に殆ど成績の見るべきものなかりしが新政以來農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと共に如上の各團體に對して其の改善を促し畜産、養蠶、棉作等各當業者を德憑して適當なる組合を設けしめ官廳の施設と相俟て斯業の圓滿なる發達を遂げしむることを期したる結果大正十四年末に於ては朝鮮全體を區域とするものに朝鮮農會、朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會等あるの外道を區域とするものに道農會、畜産同業組合聯合會、棉作組合聯合會等十五、郡又は島を區域とするものに、郡農會、農事獎勵會、勸農會、地主會、棉作組合、養蠶組合、畜産組合、繩叭組合、苧布組合等其の數五百八十を算し其の會員數三百二十九萬一千餘に達し其の經費總額大正十四年度に於て五百十餘萬圓に及べり是等の團體中朝鮮農會は官民有志の團體にして本會を京城に置き會報の發刊、農事に關する圖書の出版、質問の應答、講習會、品評會等の開催、團體又は個人の表彰等を其の事業とし明治四十四年以來毎年國庫より補助金を交付しつゝあり、道農會以下の團體は何れも本府施政の趣旨を體し地方廳獎勵の下に設立せられたるものにして多くは専門の技術員を置き組合員の指導に當らしめ施設事業の如きも或は米作の改良に、或は養蠶に棉作に副業に相當成績の見るべきものありたり。然れども是等の團體は過渡時代の傾向として各部門毎に分立したるの結果事業の遂行上連絡統一を缺き時には官廳の施設獎勵と互に杆格

を生じ農民をして適從する所に迷はしむるものあるのみならず團體員たる資格竝に經費の負擔に關しても重複を來し會員をして種々の煩累を感せしむるに至れり。茲に於て是等農業に關する各種團體を整理統一して之に法の根據を與へ基礎鞏固なる新團體に改造せしめ農業者の自覺的活動を促し地方官廳の施設と相俟て農業の改良發達を助長せしむる必要あるを痛感し大正十五年一月二十五日朝鮮農會令の發布を見るに至り同年三月一日より實施せられたり。此の新農會令の實施に伴ひ從來の各種農業團體中畜産協會、畜産組合及朝鮮蠶糸會を除くの外總て一旦解散の形式に依て新生する農會の成立と共に之に合併統一せらるゝこととなり現在に於ては朝鮮農會一、道農會十三、郡島農會二百二十の設立を了するに至れり。

尙畜産に關しては曩に述べたるが如く朝鮮重要物産同業組合令に依り設立せられたる畜産業同業組合二〇六あり(平南十四郡は郡農會に於て畜産組合の事業を爲しつゝあり)而して其の總豫算は昭和三年度に於て二、五〇三、三三八圓一組合平均一二、一五二圓にして其の收入は殆ど手数料及使用料に依り會員に賦課するものは頗る僅少にして基礎確實其の事業成績も亦他の既存團體に比して優良なるを以て農會と別個に存立せしめ斯業の發達を期せしむることとせり。

第五節 勸農に關する經費

朝鮮に於ける國費及地方費の財政薄弱にして産業施設の期待に副ふこと充分ならざるは農業技術員配置

の項下に述べたるが如し。國費事業としての經營施設は農事試驗場、獸疫血清製造所の維持經營及普通農事、蠶業、畜産に對する地方費補助は之を別とし、棉作獎勵及甜菜栽培獎勵並灌漑及開墾事業助成等を主とす。地方費の施設は道に依り一ならずと雖其の主なるものは技術員の設置、優良種苗、種畜の育成配付、團體又は當業者補助等なり。

國費に依る農業に關する施設費は昭和三年度に於て八百十餘萬圓、始政以來總額約五千二百七十餘萬圓、地方費に依るもの昭和三年度四百八十七萬六千圓、始政以來總額四千九百八十四萬三千圓なりとす。而して此の兩者を通じ始政以來の總經費を算するに大約一億二百五十五萬四千圓にして此の比較的少額なる經費を以て十數年間に生産額を倍加したるは實に奇蹟と稱するも不可なかるべく、又一面朝鮮農業が進步開發の素因を有するを看取するに足るべし。

國費に依る農業獎勵施設費

年 度	事 項									
	農事試驗場	獸疫血清製造所	普通農事	棉 作	甜菜栽培	蠶 業	畜 産	土地改良	計	
明治四十四年	110,400 円	—	10,400 円	1,000 円	—	17,750 円	8,373 円	10,400 円	—	48,323 円
大正元年	204,699 円	—	6,110 円	10,803 円	—	27,260 円	10,000 円	13,874 円	—	48,184 円
同 二年	228,551 円	—	7,810 円	13,334 円	—	27,260 円	10,000 円	13,334 円	—	62,338 円
同 三年	197,144 円	—	8,666 円	13,334 円	—	27,260 円	11,618 円	15,947 円	—	74,672 円
同 四年	195,663 円	—	8,666 円	14,174 円	—	27,260 円	11,618 円	15,947 円	—	74,672 円

第九章 勸農機關 第五節 勸農に關する經費

大正五年	二二一,三〇四	—	100,000	14,127	—	47,600	126,826	—	六七,七三三
同 六年	二二六,四〇〇	—	100,000	14,127	—	47,600	126,826	—	六七,七三三
同 七年	三〇四,七七七	八六,九九三	九八,000	13,141	100,000	47,600	60,326	—	六三,000
同 八年	三二六,二四七	一一八,二四四	000	16,010	87,623	—	28,500	17,626	九八,000
同 九年	四七五,一九四	一四八,六四七	000	19,946	83,923	—	106,633	九,926	800,000
同 十年	五〇〇,四〇六	一六八,八三〇	000	26,127	83,923	—	13,500	1,125,000	二,521,000
同 十一年	六三三,九三三	二三五,135	五九,000	22,127	83,923	—	127,626	五,626,000	五,021,000
同 十二年	五四〇,三九九	二七八,九二八	二八,900	25,823	83,923	—	181,326	二,767,500	四,226,000
同 十三年	五四二,三九九	二七八,九二八	13,700	26,400	83,923	—	207,500	二,627,500	四,779,000
同 十四年	三九六,八八三	二二七,126	106,100	23,107	000,000	—	112,300	三,826,000	五,260,000
昭和元年	四〇〇,八七九	二六七,七二〇	四四,100	23,107	000,000	—	112,300	三,826,000	六,779,000
同 二年	四八三,七七七	二七四,八二〇	101,700	23,107	000,000	—	133,200	三,926,000	七,900,000
同 三年	四七五,六九二	二七四,八二〇	四七,000	23,107	000,000	—	133,200	六,100,000	八,100,000
計	六,五七,九二一	二,三六七,四四〇	二,三三〇,五五九	三,二二六,二二二	七,七三三	一,六六,二七三	二,110,026	三,七四,000	五,370,000

備考 一、本府及地方廳の各經常部に屬する人件費並各事項に關する營繕費は他の産業又は行政事項と同一科目中に編入せられ
分困難に付之が掲上を省略す。但し其の額は多からず。

二、明治四十三年度は一部韓國政府豫算を踏襲し内容不明の點多きを以て掲上せず。

三、地方費に對する普通農事、蠶業、畜産、土地改良の補助金約三十二萬圓は大正八年度以後國庫財源の移付と共に補助を
廢止したるに依り減少せり。

地方費に依る農業獎勵施設費

年度	普通農事	蠶業	畜産	計
明治四十四年	129,224	※ 55,533	46,074	189,831
大正元年	101,633	※ 130,400	12,120	244,153
同 二年	101,454	※ 270,629	65,021	437,104
同 三年	338,923	※ 440,467	74,862	854,252
同 四年	391,122	※ 460,260	92,529	943,911
同 五年	245,133	※ 440,467	126,633	812,233
同 六年	22,402	※ 60,629	27,870	110,901
同 七年	62,470	※ 27,477	24,620	114,567
同 八年	82,124	※ 77,333	26,028	185,485
同 九年	1,002,442	1,327,272	445,232	2,774,946
同 十年	1,331,010	929,124	644,770	3,904,904
同 十一年	2,031,872	1,122,372	628,422	3,782,666
同 十二年	3,156,642	1,328,622	323,222	4,808,486
同 十三年	2,523,842	1,148,822	823,222	4,495,886
同 十四年	2,624,642	1,122,372	623,222	4,370,236
昭和元年	2,724,642	1,102,372	723,222	4,550,236

第九節 勸農機關 第五節 勸農に關する經費

第十章 農業經濟及農業制度 第一節 農業金融

一五四

昭和二年	二、七、三六	三、三、六八	七、〇、七九	五、六、〇、七六
同三年	二、六、三、四九	一、五、三、九三	六、九、〇、六八	四、八、六、三九
合計	三、三、七、八〇	一、七、八、七、六三	六、六、〇、四、五七	四、九、八、四、九六

備考 一、恩賜金に依る授産事業費をも包含す。

二、豫算編成上他の費目と合併せらるゝ爲區別困難にして掲上を省略せるものあり。

三、勸業補助及奨励費、品語會費の如き科目は主として農事に關するものと認め普通農事中に算入せるものあり。

四、明治四十四年度及大正元年度は調査不備の點あるも精査困難に付姑く之を掲ぐ。

五、地方費に對する國庫の補助を本表施設費に掲上するを以て前表及本表兩者を合して施設經費の總額とするときは其の

部分は重複するものとす。

六、※印中には巡回教師費、傳習講習(講話)費、傳習所補助費の項目中普通農事に關する經費の一部を占む。

七、昭和三年度に於て蠶業施設費著しく減少せるは京畿道京城製絲工場を片倉製絲株式會社に賣却したるに依る。

第十章 農業經濟及農業制度

第一節 農業金融

従來朝鮮人の農業經營は頗る簡易粗放にして一時的に稍多額の資金投下を要するものは耕地の獲得、耕牛の購入等に過ぎず農具、肥料の如きは殆ど農家の自給に係り、小作人に於ては種苗すら地主に供給を

受くるを以て一般に資金を要すること極めて少く、従て農業上の金融は徹々として振はざる状態なりしが、統監府政治の行はるるに及び鋭意産業の開発に努め資金の需要に備へむが爲農工銀行及地方金融組合を設置し次で東洋拓殖會社をして金融部を開かしめ、尙總督府設置後に於ても各地の農工銀行を併合して朝鮮殖産銀行を設立する等機關の整備に努むると共に或は法令を以て利息に制限を加へ若は地主に勧誘して小作人に貸付する金殺の利率を輕減せしむる等の手段を講せり。茲に農業又は農業者の利用する金融機關に就き略述すべし。

一 金融組合

朝鮮の農業は比較的細農多く收穫少量なる爲農業收益多からず、加ふるに水利灌漑の便備はらざる爲凶作頻發し農業者は常に生計困難に陥り負債の增高に苦みつつあり、而も金利は頗る高利なるが故に細農の貧困は漸次累増し何れも業に安んずることを得ず、農村の疲弊年と共に加はらんとする状態なりしを以て小農を糾合して一口十圓以上を出資せしめて村落金融組合を組織し、政府は一組合に對し創立資金として一萬圓と必要なる經營費を補助し之が發達を助長せり。其の業務は組合員に對し産業上必要なる資金を貸付することと組合員の爲に預り金を爲すことを主とし、傍ら生産物の共同販賣、農民物件の共同購入及倉庫事業を兼營せり。

昭和四年十二月末に於ける金融組合の都市及村落の總數は六百四にして組合員の數は五十八萬三千七

百六十六人昭和三年十二月末に於ける農業資金貸出金額は五千百七萬圓の多きに上れり。

二 朝鮮殖産銀行

朝鮮殖産銀行の前身たる農工銀行は明治三十九年の創立に係り、時の政府は或は其の株式を引受け或は無利子貸下金を爲し之が設立及發展を助長したる結果全鮮に互り六行を有するに至れり、然れども到底時代の要求に適應せざるに至りたるを以て之を統一し一大銀行と爲し産業及經濟の發展に貢獻せしむることとなしたり。

本銀行は制令に基きて設立せられたる特殊會社にして現在資本金三千萬圓を有す。業務は年賦償還又は定期償還の方法に依る擔保貸付、農業者十人以上の連帶者に對する無擔保貸付、殖産事業を營む會社の社債券の應募又は引受等にして鮮内に五十三箇所の支店と五箇の支店派出所を設け農工業に對する金融の便を供す昭和四年十二月末に於ける資金貸付總額二億五千二百十萬餘圓にして此の内農林業土地開墾及水利資金としての貸付金一億四千四百十萬餘圓に達す。

三 東洋拓殖株式會社

東洋拓殖株式會社は明治四十一年朝鮮の富源開發の目的を以て特に法律を發布して設立したる特殊會社なり。現在資本金五千萬圓にして朝鮮、滿蒙其の他海外に於ける各般の拓殖事業の經營に任ずと雖茲には朝鮮の農業金融上の事項に限り述べむとす。

同會社の資金貸付は分て二とす。第一は定期償還貸付にして移住民の移住費貸付、農産物擔保貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準ずる産業團體及農業者十人以上の連帶者に對する無擔保貸付等なり。第二は年賦償還貸付にして移住民の移住費貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準ずる産業團體に對する無擔保貸付等なり。而して昭和四年十二月に於ける鮮内貸付金現在額は七千三百七十萬餘圓に達せり。

四 其の他の金融機關

以上三者の外一般に利用せらるゝ金融機關には貸金業者、典當舖及契あり。農民に對する貸金業者は多く地主にして又朝鮮に居住する内地人にも相當多し。何れも資本少額、貸出小口にして實際の利率は月三分を標準とするも高きは五分甚しきは一割に達するものあり。資金需要の原因は多く細農の食糧又は日用品購買の用に充てむとする場合にして稀に土地家屋を擔保とすることあるも概ね秋季收穫の際生産物を徵收するを條件とする所謂青田貸を主とす。

典當舖は内地の質屋に該當するものにして通例衣服、什器等を質として貸出するものなれど稀には無擔保にて信用貸を爲すものあり。

契は内地の頼母子無盡講に稍類似し一面又産業組合にも該當す。其の目的に従ひ種類を異にすと雖其濟又は社交を目的とするものの外多くは生産又は繁殖、農具種苗耕牛馬種豚の共同購入、貯蓄殖利等

の産業金融の必要に基きて設立するものなり。而して契に付ては調査充分ならずと雖其の總數は數千に上れりと謂ふ。

第二節 租稅公課

一 地稅

朝鮮の地稅は制令を以て發布したる地稅令に依り賦課するものにして土地臺帳に登録したる地價の千分の十七を一年の稅額とす。地價は土地調査に依る土地の收穫其他諸般の事情を勘案綜合して査定したるものにして地積一反步（畦畔及區劃内にある若干の不耕作地を含む）に付き全鮮平均畝は三十七圓九十二錢、田は九圓四十四錢にして、之を道平均より見るときは畝に付ては慶尙南道の五十二圓八十錢を最多とし咸鏡北道の十二圓八十二錢を最少とす又田に付ては慶尙南道の二十五圓五十三錢を最多とし咸鏡南道の二圓八十五錢を最少とす。

地價の算定右の如くなるを以て耕地一反步當り地稅額は全道平均に於て畝は六十四錢餘、田は十五錢餘なり、而して地稅に對する附加稅は本稅一圓に對し地方費六十錢乃至七十錢府稅若は面費三十錢乃至七十八錢なり。尙地方費、面費以外に在りて地稅を基礎として負擔を要するものに農會費あれども其の課率一圓に對し七錢に過ぎず、地稅及之に對する地方費、面費の附加稅を合算するときは耕地一反步平均負擔額は畝一圓四十五錢、田三十四五錢位にして内地一反步當田四圓九十五錢、畑一圓二十

八錢に比し頗る低率にして約三分の一に過ぎず。

天災に因り土地の形狀を變じ又は作土を害したる土地に付ては其の狀況により十箇年以内の免除を爲し尙期間満了するも被害の形狀を存するものは更に十箇年以内の期間を定め免除を爲し尙原狀に復し難きものは十年以内の期間を定め地價を低減し尙原狀に復し難き時は地價を修正す、又土地改良事業に對する減下年限は地目變換は二十年以内の期間を定め原地價を據置き、草生地開墾は二十年以内、水面干拓は六十年以内の期間を定め免除す。序を以て耕地の時價を述べむに土地分布の多少、水利の便否、交通狀態の如何に依り大差あり又經濟界の狀況に依り騰落一ならず、大正八年好況時代に於ては一時暴騰を來したるも今日に於ては土地一反に付上番二百十圓、中番百四十圓、下番七十圓、又上田八十圓、中田五十圓、下田二十五圓と達觀せらる。

二 其の他の諸税

朝鮮に於ては國税として未だ箇人に對する所得税を課せざるを以て一般農家の負擔に係るものは地方費たる戸税及面費たる戸別割を主たるものとす。戸税及戸別割は道に依り標準一ならずと雖昭和四年度の實績に依れば一戸當平均地方税戸税一圓五十錢、面費戸別割一圓七十九錢の程度なり尙此の外に學校費たる戸税附加金一戸平均九十錢農會費會員割一戸當三十錢に地税及其の附加税に對する農家一戸當平均負擔額約十一、二圓を加ふれば農家一戸の負擔は平均約十五、六圓内外となり内地の一戸當

五十四、五圓に比すれば頗低率にして略ぼ四分の一以下に過ぎざるものとす。

三 關 稅

朝鮮の關稅は大正九年八月制度變革の結果内鮮間の關稅線撤廢せられ、内地に於て消費稅を課するものに限り朝鮮に於て出港稅を徵收する外内鮮貿易に關稅關係を有せざることとなれり、唯朝鮮財政の都合に依り當分の内内地產品の内酒及織物の朝鮮移入に際し從來の課率に依り移入稅を課する例外を存するのみ。又外國產品に付ては朝鮮に於ける特殊の事情に應ずる爲若干の例外ある外其の輸入に際しては内地と同率の輸入稅を課することに統一せり。

第三節 中小農民保護

朝鮮に於ける農業者の大多數は小作農民及大地主の二階級に屬し、自己の耕地を自ら耕作する自作農民は其の數比較的少く、所謂社會組織の中堅を缺如し爲に農業の發達を阻害するのみならず動もすれば社會組織の安固を脅威せむとする虞なしとせず。加之時運の進歩に伴ふ經濟交通等百般事情の發展に伴ひ益々土地の兼併を熾ならしめ次第に自作農民の數減少せむとする傾向ありしかば、始政後に於ては之が對策として左記施設を按じ以て自作農の減少を防止すると共に小作農を保護して其の地位を向上せしめ之をして中小獨立營農者たらしめむことを期せり。

(一) 土地兼併の防止

大正元年十月總督は一重要訓令を發して農事經營を標榜し又は奇利を博せむとする目的を以て土地の兼併を爲さむとする者を抑ゆると共に中小農民が地價の暴騰に乗じ眼前の利益に眩惑し所有地を放賣せむとする輕舉を戒しめたり而して之が實行に當りては中小農民中土地を賣却せむとする者あるときは地方官・警察官等をして其の實情を調査せしめ必要止むを得ざるにあらざる限り當事者を説示して其の賣却を中止せしめたり。

(二) 國有未墾地の貸付及付與

小面積の國有未墾地は成るべく地元住民をして之を利用せしむるの方針を採り、是等住民の貸付出願に付ては其の手續を簡易にし貸付後事業成功の場合には無償付與し自作農造成の目的に副はむことを期しつつあり。

(三) 驛屯土の拂下

國有驛屯土は總面積十二萬町歩に達するも之を國の管理と爲すは其の必要なく、國家經濟上却て不利大なるを以て寧ろ小作人に拂下げ彼等をして自作農たらしめ社會の中堅者を増加せしむることは産業上より見るも社會政策上より見るも適切なる措置なりと謂はざるべからず。此を以て大正九年に至り驛屯土處分の議決定し、二十六萬人の小作人に對し十箇年間に其の代金を支拂はしむることとなし現在に於ては殆んど其の處分を了せり。

左に農家及其の階級別戸數並其の割合推移の狀況を表示せむとす。

農家階級推移の狀況

年次	農家				純火 田民	計	千分				純火 田民	例
	地主	自作	小作兼	小作			地主	自作	小作兼	小作		
大正三年	四六、七五四	五六、五七〇	一〇、六六〇	九二、二六一	—	二、五九二、三三七	一八	三三〇	四二	三五二	—	一、〇〇〇
同 八年	九〇、五六六	五三、八三〇	一〇、四三〇	一〇〇、〇〇三	—	二、六四四、八二五	三四	一九七	三九三	三七六	—	一、〇〇〇
同 九年	九〇、九三〇	五九、一七七	一〇、一七〇	一〇〇、二八三	—	二、七〇八、二八九	三五	一九五	三七四	三九六	—	一、〇〇〇
同 十年	九七、一〇五	五三、一八八	九、九四〇	一〇、九一六〇	—	二、七六九、四九九	三六	一九六	三六六	四〇〇	—	一、〇〇〇
同 十二年	一〇〇、四〇三	五二、七四四	九、五、六六七	一、二、三、二七五	—	二、七〇三、八三八	三七	一九五	三五三	四〇六	—	一、〇〇〇
同 十三年	一〇三、一八三	五三、六八九	九、四、三〇八	一、一、四、一九三	—	二、七四〇、二七三	三八	一九五	三四五	四三三	—	一、〇〇〇
同 十四年	一〇三、五六七	五四、五四六	九、二、〇七六	一、一、四、四三三	—	二、七四三、七〇三	三八	一九九	三四三	四三三	—	一、〇〇〇
昭和元年	一〇四、六一四	五四、七四七	八、九、七三二	一、九、三、〇九九	—	二、七五三、四九七	三六	一九一	三四三	四三三	—	一、〇〇〇
同 二年	一〇五、〇九六	五四、三六八	九、〇、八四三	一、二、七、八八九	三三	二、七六一、四八八	三八	一八七	三七七	四三八	一〇	一、〇〇〇
同 三年	一〇四、六〇一	五四、〇九三	八、九、三二二	一、一、三、五九三	二六	二、七九一、一八八	三七	一八三	三七九	四四九	二三	一、〇〇〇

備考 一、大正二年以前は調査不完全と認むるを以て掲記を省略す。尙大正三年以後と雖調査不充分の嫌あり。
二、大正八年に於て地主の激増し自作農の激減したるは調査上地主の意義を變更したるに依る。

第四節 小作制度

朝鮮に於ける小作慣行は其の由來頗る遠く、地方に依り地に依り又土地の肥瘠、作物の種類、所有者の相異等に依り異なるも茲に其の最普通に行はるる慣行に就き略述すべし。

小作契約は大地主又は進歩したる地主中證書契約をなす者あるも一般には口頭契約を以て定むるを例とす、從て小作年限を定めたるものは稀にして小作人に於て怠慢又は不都合なき限り繼續して耕作する慣習なり。小作料は契約又は定例に依り額又は率を定め土地の收穫物を以て授受するを通例とするも往往代物納と爲し又金約とするものもあり。小作料の納付は收穫後二三箇月以内遅くも陰曆十二月未迄に地主の居宅又は其の指定したる場所に運搬すべきものにして納付場所が所在地より三里以上の運搬を要する場合には地主其の運賃を負擔することあり。

大地主の多くは郡邑に居住するを以て所有地を舉げて他人の管理に付するを例とし又大地主にあらざる者と雖管理人を置くことあり、是等管理人を舍音と稱す。舍音は地方に於ける有力者にして地主の近親者又は信用ある者を選任し、小作人の選定變更及監督、小作料の決定及其の取立、保管、運搬、納税代理又は土地の修繕監督等を任務とし土地の處分行爲以外一切の全權を委任せらるるを普通とせり。小作の種類は小作料徴收の方法に依り定租法、執租法、及打租法の三となす即ち左の如し。

一定租法

賭只、定賭支定等の別名あり此の方法は年の豊凶に關せず年々一定額の小作料を納むるものにして從來驛屯土に多く一般土地に於ては畚よりも田に多く行はる。之れ蓋し畚は灌漑排水の設備便ならざるに依り地主小作人兩者共却て不利益なるに由る故に畚にありては灌漑排水の便ある良畚にあらざれば

此の法に依らざるを普通とす。而して小作料決定の標準は平年作の四割乃至五割と稱せらるるも六割に達するものもあり。

二 執 租 法

執穂、看穂、看坪等の別名あり。毎年作物の登熟前後地主自ら若は舍音を派して小作人立會の上、畝田に就き立毛の儘にて收穫量を達觀し小作料額を決定する方法なり従つて此の方法は次に述ぶる打租法の如く地主一々其の刈取又は打穀に立會する煩ひ無し、而して其の小作料の率は打租と同様五割を標準とすれども多くの場合收穫量を實收額以上に査定するを以て小作料額は往々實際收穫高の六割を超ゆる場合尠からず。但し内地人地主は之れを檢見と稱し其の小作料は概ね坪刈査定をなし平均四割五分位を小作料とする如し。

三 打 租 法

打作、併作、束分等の別名あり、此の方法は地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫の際稻束の數を以て或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とす。然れども租税、種子の負擔關係又は藁稈類の歸屬關係等に依り左の如き様式を生じ收穫の分配率に多少の相違あり。

(イ) 收穫物を地主、小作人の雙方折半し、地税及種子を地主の負擔とするもの。

(ロ) 收穫物中より先づ地税及種子代に相當する數量を先取控除し其の殘餘を雙方に折半するもの。

(ハ) 地主地税を納め小作人種子を負擔し(糞稈類を折半する場合と小作人に收得せしむる場合との二あり)收穫物を折半するもの。

(ニ) 地主は種子を負擔し、小作人糞稈を收得して地税を負擔し收穫物を折半するもの。

(ホ) 着穂の儘分配し糞の半量をも地主に於て收得するもの。

右の内地税は名義上地主の負擔とすれども實際は小作人に轉嫁し種子は小作人之を提供する代り糞稈類全部を收得するもの多し。

以上各法を通じ二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收せざるを慣例としたるも近來之を徴するものも尠からず、肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するも小作を打租若は執租とし金肥を使用する場合に於ては地主半量を負擔とし殘餘の半量は之を小作人の負擔とし其の現品を無利子又は低利にて地主より貸付くるが如き方法を行ふ者もあり。地税に付ては打租法の例は前述の如くなるが定租法、執租法の場合は概ね地主の負擔たり。水利組合費負擔金の如きも地税と同様表面地主の負擔なれども内實は地主と小作人との折半負擔又は小作人全部負擔に屬するもの多きが如く又次に舍音の報酬に付ても種々の例ありて一定せざるも小作人に於て相當の負擔を爲すを普通とせり。

次に小作料の減免は定租法に於ては年の豊凶を度外視し一定小作料を納入するを原則とするも執租及打租法に於ては實際收穫高の折半を標準として年々の小作料額定まるものなるに依り收穫の増減に依る利

不利は自から地主、小作人間に平等に分擔せらるるものなり。然るに作柄特に不良にして小作人の收得額が自家の食糧にすら不足なる場合には何れの方法によるものも地主に於て特に減免し又は徴收を翌年に延期するを例とす。

朝鮮の小作慣行は大略上述の如くなるも長所と認むべき點極めて少く幾多の缺點を有せり即ち之を例示すれば(イ)小作年限の定なきは小作人に土地愛護心を生せしめざること(ロ)番に於て定租法少くして執租法、打租法多きを占むるを以て耕作上の勤勞、肥料の施用等専ら小作人の負擔する處なるに其の收益の半を地主に拉取せらるゝ爲小作人に於て勤勞施肥の念生せざること(ハ)執租法に依る收穫査定の際地主側の專横に服従するの止むを得ざること(ニ)鮮人地主の場合地稅其他公課は實際上小作人の負擔たること(ホ)舍音なるもの地主小作人の間に介在し小作人の良否に留意することなく徒に親疎愛憎を以て小作人に臨み濫りに小作人の變更を行ひ又は種々の名義を以て小作人より金品、饗應、勞役の提供を求むること等あり、かく朝鮮の小作制度は小作人の土地愛護心及勤勞觀念を麻痺し以つて農業收益の増進を阻害するのみならず當事者相互に不利益を齎しつゝあるもの尠からず、從つて之等の缺陷を匡正し其の改善を促すは農事改良上の緊要事にして多年小作令の制定を希望するの聲なきに非ずと雖法令制定の如きは事極めて重大にして慎重の考慮を要するのみならず充分なる資料と調査を必要とするを以て昭和二年度より小作慣行調査を開始し目下着々進行しつゝあり尙現時の慣行中最も改善の急を要する事項に付ては改善案十五項目を決定し主として地主階級を誘導して其の改善に努めつゝあり。

第五節 内地人農事經營及移民

一 内地人農事經營の一般狀況

曩に朝鮮が我帝國の保護政治に歸し生命財産の安固保障せらるゝに至るや、内地人にして朝鮮に於ける農事經營の有利なるに着眼して朝鮮に渡來し土地を購入して農業を營まむとする者漸次増加するに至れり。續て日韓併合行はるるに及び是等渡來者は益々多きを加へ殊に氣候温和にして交通便利なる南鮮地方には是等農業經營者蠅集の狀況を呈せり。内地人農業經營狀況を見るに昭和三年末現在調査に依れば其の所有土地面積は番十四萬五千町歩、田七萬八千町歩、合計二十二萬三千町歩に達せり。

尙昭和四年七月現在に於ける内地人農業經營者中其の主要なる者を掲げて參考に供せむとす。

内地人農事經營者調

(昭和四年七月現在三十町歩以上經營者)

京 畿 道		所 有 地 面 積		管 理 地 面 積		管 農 種 別 管 農 方 法		創 立 年 月		事 務 所 所 在 地		名 稱	
高 陽 郡	番 田 其 他 計	番 田 其 他 計	管 理 地 面 積	管 農 種 別 管 農 方 法	創 立 年 月	事 務 所 所 在 地	名 稱						
	1町	36.3町	3.0町	36.3町	普通農事小作	大正七年三月	高陽郡延禮面	小林農場					

始興郡	同	同	水原郡	振威郡	安城、龍仁、始興	同	同	同	同	同	同	振威郡	龍仁郡	利川郡	楊平、麗州郡	抱川郡	漣川、坡州郡	同	高陽郡
4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
100.0	1.0	0.1	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
2.0	1.0	0.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
12.0	1.0	0.1	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事	普通農事
自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作
大正八年三月	大正十五年一月	大正九年一月	明治三十九年十二月	明治四十年一月	昭和二年二月	大正十一年三月	大正十五年五月	大正十二年四月	大正二年八月	大正八年七月	大正十二年十月	大正九年五月	大正四年四月	大正十一年一月	昭和三年三月	大正十年四月	大正九年四月	大正九年四月	大正九年四月
西二面郡	始興郡	同	水原郡	日南郡	古德郡	振威郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高瀨農場	江頭房太郎	八木金藏	國武農場	東山農場	佐藤農場	淺見農場	德川農場	林田農場	振威興農株式會社	和田農場	丹波農場	高嶋農場	森川農場	永北農場	西川農場	崇仁農場	高陽農場	延陽農場	葛陽農場

忠清南道

郡	面積 (町)	耕作面積 (町)	普通農事 (町)	小作 (町)	經營年	經營地	經營者
公州郡	九三・〇	三三・〇	一三三・〇	—	大正三年	公州面	中岡傳吉
燕岐、公州郡	六六・〇	四八・〇	一四〇・〇	—	大正十一年六月	燕岐院面	朝永土地株式會社
同	三三・〇	—	—	—	明治四十四年	燕岐郡	飯田農場
同	七〇・〇	二二・〇	五七・〇	—	大正二年二月	大田面	千野農場
同	八三・三	二五・〇	一〇八・七	—	明治四十年六月	同	朝鮮興業株式會社
大田、牙山、天安郡	六三・四	六〇・四	七三・四	—	大正三年八月	同	日海興業株式會社
大田、牙山、唐津	一〇〇・〇	—	一〇四・七	—	大正十三年	論山面	中紫產業株式會社
論山郡	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇	—	明治三十八年	同	不二農場
同	八〇・〇	—	八四・〇	—	大正八年	同	足達重正
論山郡	一六八・一	一八・一	一九・一	—	明治三十八年三月	論山郡	小林澄
同	四三・六	—	五三・三	—	明治四十四年三月	同	松本信夫
同	三九・二	—	四七・六	—	明治三十九年二月	同	永津市作
同	四三・〇	—	四七・六	—	大正八年六月	論山郡	泉義則
同	三三・〇	—	四〇・〇	—	大正八年十二月	論山郡	松尾實太郎
計	一三九・三	二六六・六	一五九・三	二六六・六	明治四十二年三月	江州外面	朝永土地株式會社

全羅北道

計	四六四・三	一、二二・九	九三・一	六八二〇・三	五四八・三	二七六・五	八四七・七	三十四人
群山府	五七・八 ^町	二〇・一 ^町	三・〇 ^町	五九五・九 ^町			普通農事小作	佐藤政治郎
同	四〇〇・五	四二・九	二二・四	四九七・六			同	森菊農場
同	三三〇・六	二六・五	三・六	三六四・七			同	石田龜太郎
同	一〇〇・一	七・五	四・三	一四一・八			同	花岡鶴松
全州郡	一、三三・三	二七・〇	九二・八	一、二三三・一			同	東山農事株式會社
同	三七四・〇	三七・四	一五・九	四三三・三			同	全禮郡 伊藤農場
同	一七二・八	四〇・四	一四・五	一四四・七			同	助禮郡 筑榮農場
同	七九・四	三三・三	三・六	一〇九・五			同	全州郡 久保田彌助
同	九〇・九	八・六	八・六	一〇九・九			同	全州郡 齊藤農場
錦山郡	三三三・三	一七四・三	三三・四	四四一・四			同	錦山郡 阪本宗十郎
同	一〇六・三	八四・〇	七・六	二九七・九			同	同 寺井政次郎
同	一三三・九	五二・三	四・九	一四〇・一			同	同 五十嵐市十郎
同	二〇・〇	八・〇	一五・〇	一〇三・〇			同	同 南原郡 辻護一郎
同	三二・〇	五・九	四一・九	七九・九			同	同 諺訪善右衛門
同	五七・六	一九・〇	〇・三	一七六・九	三・三	三・五	同	同 淳昌郡 林田農場
同	五九・三	一一・一	〇・三	九〇・六			同	同 淳昌郡 松島信語

光州郡	同	同	同	光州、潭陽、谷城、和順、羅州郡	同	光州、潭陽、長城郡	光州、長城、羅州、和順、咸平郡	光州、長城、咸平、羅州、潭陽郡	光州、羅州、長城郡	光州、羅州郡	潭陽、羅州、長城郡	潭陽郡	谷城郡	求禮郡	同	光陽郡	麗水郡	順天郡	同	
三・三	〇・四	一・五	二・五	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作	普通農事小作
大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月	大正九年十一月
光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡	光州郡
藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方	藤卷賀方

第十章 農業經濟及農業制度

第五節 內地人農事經營及移民

籃光郡	八三・三	九・六	一・二	九三・九	普通農事 小自	大作	大正七年	法聖面	籃光郡	吉川秀二
計	二、四〇〇・七	六三二・四	二、三三〇・二	五、一八・六						百九十九人

慶尚北道

迎日郡	一〇〇・三	一六・〇	二六〇・〇	六〇・〇	普通農事 小自	大作	大正八年三月	迎日面	日華産業株式會社
同	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	普通農事	作	大正七年二月	東海郡	ミッワ浦項農場
慶州、迎日郡	七六・〇	三〇・〇	一六・〇	三〇〇・〇	普通農事 小	作	大正二年	江西郡	土佐興農合名會社
慶山、永	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	同	作	明治四十年十月	慶山郡	朝鮮興業株式會社
漆谷郡	三・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	養果 電樹 自	作	大正元年三月	北漆谷面	慶山管理所
計	一、〇二四・三	八八・八	三、一三一・〇	一、〇二四・三					仁同農場(梅野農場)

慶尚南道

咸安郡	六六三・三	二二・三	七三三・一	普通農事 小	作	大作	大正八年七月	咸安郡	咸安農場
梁山郡	一三三〇・〇	一・〇	一三三〇・〇	普通農事 小	作	大作	大正十三年十月	梁山郡	弘益殖産株式會社
東萊郡	五三〇・〇	五・〇	五三〇・〇	普通農事 小	作	大作	大正五年四月	北萊郡	勿弘禁殖農場
同	三三三・二	三・〇	三三三・二	普通農事 小	作	昭和大正	昭和元年四月	東萊郡	高濱農場
昌寧郡	三〇〇・〇	〇・〇	三〇〇・〇	同	同	同	大正三年三月	沙寧郡	阿部農場
同	五二〇・〇	五・〇	五二〇・〇	同	同	同	明治三十九年三月	昌寧郡	楠見農場
同	一四〇・〇	〇・〇	一四〇・〇	同	同	同	大正五年四月	同	關口農場

金海郡	六・七	二〇・三	四・九	普通農事	小	大正七年七月	金海郡	加藤農場
同	八・〇	二〇・〇	一〇・〇	同	同	明治四十年四月	金海郡	吉田農場
同	四〇・〇	五・〇	四〇・〇	同	同	昭和四年二月	金海郡	五島農場
昌原郡	一六・七	三七・四	二二・九	同	同	昭和三年五月	昌原郡	追問農場
同	五六・七	六・七	二一・〇	同	同	昭和二年八月	昌原郡	高岸昌原農場
泗川郡	—	—	—	同	同	大正十五年五月	泗川郡	門川農場
固城郡	六〇・〇	一〇・一	六〇・〇	同	同	大正十六年	固城郡	山本農場
南海、昌原郡	三・六	三・三	四・七	同	同	大正十三年	南海、昌原郡	大宮勝
計	四一〇・〇	一四九・八	六六四・九	同	同			三十四人

黃海道

海州、瓮津、載寧郡	六〇・六	七・七	一六九・四	普通農事	小	大正九年一月	海州郡	竹內農場
海州、瓮津郡	一四三・〇	七〇・〇	二七・四	同	同	大正十三年	海州郡	難波農場
海州、瓮津郡	六五・一	四四・三	一〇九・三	同	同	大正九年	海州郡	萬代農場
海州、瓮津、長淵郡	二〇・三	四〇・九	二〇六・一	同	同	大正八年	海州郡	富士農場
海州郡	三九・九	二〇・六	八六・六	同	同	大正九年	海州郡	鮮滿會社
同	二四・三	一・八	—	同	同	大正二年	青龍郡	不二興業會社
同	三〇・八	三・三	—	同	同	大正十二年十一月	延安郡	安岡農場
同	六三・八	—	—	同	同	大正七年十月	釜山府	迫間農場

農業移住者に二種あり。一は東洋拓殖株式會社、不二農村產業組合及平康產業組合等の募集斡旋に係る所謂保護移民、一は之に屬せざる所謂自由移民之れなり。

(一) 自由移民 自由移民は大約五千戸あり主として南鮮地方に分布す。自ら資金を携へて渡鮮し土地を購入し自作を爲すもの或は自作の傍ら若干の所有地を小作に付する自作農階級に屬するもの内地人大地主の募集又は誘導に依りて渡來し其の地主の所有地を耕作する小作農階級に屬するものとの二種あり。

移住後の成績は此の兩者の區別に従ひ一樣ならずと雖移住當初に在りては風土、地味其の他の事情内地と差異あるに拘らず直ちに内地式農法を行ひたる結果一時失敗を來したる者少からざるも漸次地方の事情に通じ風土に適應せる農法を施すに至り數年ならずして曩の損失を挽回し相當の成功を爲すを常とす。殊に大正五年以降數年連續したる財界の好況は農産物價格の昂騰を誘致し彼等既往の經驗に依る收量の増加と相俟て著しく收益を増大し爲に移住民の經濟状態を良好ならしめたり。又移住當初に於ては風俗習慣著しく異り、特に言語不通の爲隣保の交通厚からざるのみならず動もすれば時に鮮人との調和を缺きたる例少からざるも年の経過と共に互に習俗を解し言語相通するに至り漸次親密となり、附近鮮人にして移民の小作人又は雇傭人となり或は金穀種苗の融通、農具の貸付を受くる等直接間接に接切なる關係を生じ、意思能く疏通し各地に隣保相助的の美風を作すに

至れり。又日常の接觸に依り鮮農は移民に倣ひて勤勞を勵み農事改良を爲すもの多く、就中優良品種の普及、肥培及管理法の改善、養蠶養鶏其の他副業の勃興等附近鮮人を利したるもの顯著なりとす。

(二) 保護移民 東洋拓殖株式會社は朝鮮に於ける移民事業を一使命として創立せられたる會社にして明治四十三年第一回移民募集を爲し爾來年々數百戸の移住民を取扱ひ昭和四年三月現在に於て三千九百七十一戸の移民を有せり。

東拓に於ては從來移民を二種に區別せり。第一種移民は一戸に付耕地二町歩以内の割當を受け其の土地代金に年六分の利子を附し五箇年間据置二十五箇年以内年賦償還を爲したる後該土地を所有するに至るもの、第二種移民は割當地十町歩以内とし土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み殘金に年七分の利子を付し二十五年以内年賦償還に依り土地所有權を讓渡せられ割當地の一部は之を自作し他は小作に付するものとす。會社は移民の提供する土地の價格を比較的低價に見積り又第一種移民に對しては移住費を貸付くる等諸般の便宜を供す。

會社は移住の際便宜を與ふるに止まらず、移住後に於ても農事講話會を開催し又は農事に關する印刷物を配付する等各種の方法に依り移民の指導を圖り農事經營上遺憾なきを期すると共に適當なる副業を獎勵し又種子、肥料、耕牛、農具等を低利又は無利子にて貸付を爲す。尙又移住者の子弟に

して就學兒童十名以上に達するときは其の設備費及維持費を寄附して學校の開設を助成し又移住地中醫療に困難なる地方には特に醫師を招致し又は囑託醫を設置し之に相當の手當を支給して移民の無料診察に従はしむる等教育上並衛生上の不便不安を除くことに努めつつあり。

保護移民の成績は大體自由移民と大差なきが如し。唯第一種移民は小作人階級に屬し其の素質往々良好ならずして或は懶惰放逸に流れ或は事を構へて會社に反抗する等好ましからざる事態を生ずることなきに非ずと雖第二種移民は概して相當の資産と教育又は素養とを有するを以て自作農者としても又小地主としても其の經營宜しきに適ひ成績特に優良なり。而して第一種、第二種を通じ農事改良の模範を示し附近鮮農に好感化を與へたるは自由移 同一なり。又附近鮮農との關係は移住當初は多少の反感を免れざれども、年ならずして親密の交際を結ぶに至り格別調和を缺くことなきは騷擾事件の際東拓移民にして災害を受けたることなき事實に徴するも明なり。

上述せる如く保護移民の成績は相當良好なりと雖是等移民は主として既墾地に收容するものなるに依り動もすれば鮮人小作人の生活を脅威すとの非難を惹起するに鑑み、大正十年以降第一種移民の募集は之を廢止し第二種移民に限り招致することに改め一戸に付五町歩内外の土地を讓渡し自作者兼小地主たるべき農業者を造成し以て移民の素質を改良すると共に現在鮮人小作人に對する供用地の移動を少からしめむことを期したりしも近時第二種移民に對しても鮮人農家の生活を脅威するの

非難あり且つ讓渡すべき社有地僅少となりしを以て昭和二年以降第二種移民の募集をも廢止せり。又京城不二興業株式會社に於ては全羅北道沃溝郡米面所在該社所有干拓地一千八百町歩の内、既成地一千町歩を劃し新しく内地より三百戸の移民を爲し不二模範農村を造るべく大正十三年春季に三十三戸大正十四年に五十戸大正十五年に十七戸昭和二年に二十二戸を移住せしめたり。昭和三年四月組織を變更し現狀の儘不二農村產業組合に於て繼承踏襲し昭和三年九十五戸昭和四年三十四戸の移民を入植せしめたり又平康產業組合に於ては江原道平康郡邑を距る一里以内に位する高原地帶約五百町歩の地に移民百戸を招致し模範的自作農村を建設せんとするものにして昭和二年に一五戸、同三年に一二戸の移民を入植せしめたり是等の兩產業組合の移民に對し拓務省より一戸當三百圓の移住獎勵補助金の下付を受け尙本府よりは是が事業に要する低利資金の融通に付斡旋せり。

第六節 農業教育

一 學校

現行制度に依る農業に關する學校は專門學校、農業學校及農業補習學校の三とす。

唯一の專門學校たる水原高等農林學校は其の前身を朝鮮總督府農林學校と稱し明治三十九年水原に設置せられたるものなりしが、大正七年に至り農林專門學校に昇格し更に大正十一年朝鮮教育令發布せられ文部省令に準ずる專門學校となり農林二科を設け以て今日に至れり其の名稱を改むると共に學科

の程度を高め内容を整へたり。修學年限三箇年にして内鮮人子弟に對し高等の學術技藝を授け之に堪能なる者を養成するを目的とす。而して組織變更前後を通じ年を閲すること二十餘年卒業生を出すと七百餘に及べり。

農業學校は全鮮二十五校を有し多くは明治四十三年又は四十四年の設立に係り、農業に關する智識技能を授けると同時に勤勞の習慣を馴致するを目的とす。各校共に修業年限二箇年なりしも漸次向學心の勃興せると普通教育の發達したるとに伴ひ多くは之を三箇年或は五箇年に延長し幾分程度を高め學科の充實を圖れり。創立以來經過十餘年に及び昭和二年迄の卒業生の數九千七十二人を出せり。簡易農業學校は早きは明治四十四年、多くは大正二年以降の設立に係り、大正八年には五十五校を算せしも農業學校の増設に連れ漸次廢校せしもの多く、大正十年には全部之を廢校するに至れり。而して現在に於ては農業補習學校と改稱し昭和四年三月末現在に於て其の數七十七校に達し普通學校卒業者に對し一年間農業に關する簡易なる教育を爲しつゝあり。

以上の如く各學校共多數の卒業者を出し直接間接社會に貢獻する所少なからずと雖技術者として又實地經營者として成績良好なりと云ふを得ざるは極めて遺憾とする所なり。之れ鮮人は從來官吏特に一般行政官たるを尙ぶの念強きと又技術者の待遇從來一般文官に比して惡しかりし爲普通文官志望者を多からしめ就中優良なる者程益々此の傾向を有するを以て技術者たると實地に從事する者たるとを問

はす直接農業に關係する者は比較的成績劣等の者多きに職由すと云はざるべからず。

二 農事講習

農業教育は單に學校教育の普及を圖るのみにて足れりとすべからず。廣く農民に對し農業智識の普及を圖らむとせば講習會、講話會等を開催して農業に關する各般の事項を聽講見學せしめ其の知能經驗を啓發するの必要を認め始政以來道府郡島幹旋の下に或は各種農業團體主催の下に隨時隨所に短期農事講習會、地主懇談會其の他斯業に關する諸種の講習會、講話會等の開催を獎勵せり。而して此の結果農事改良上に貢獻せる所極めて大なるものあるは一般の認むる所なり。

附

錄

(第一表)

農産物生産額累年表

(單位千圓)

品名	昭和三年		昭和二年		昭和元年		十四年		十三年		十二年		十一年		大正十年		大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年		大正四年		大正三年		大正二年		大正元年		昭和十四年		昭和十三年		
	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數		
米	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
麥
豆
雜穀類
特用作物
蔬菜
果實
其他の作物
蠶業生産品
牛
馬
豚
鶏
其他の畜産物
自給肥料
副業生産品
合計

備考
 一、生産額中統計調査を缺く爲難原に依り計上したるものあり。
 二、指數は明治四十三年を以て基準とす。但し明治四十三年に生産額が上げられざるものに付ては其の第一回計上の年を以て指數の基準と爲せり。
 三、大正八年は農作物一般に發育の專事を爲り收穫量減したる爲り指數の騰貴に拘らず總價額の増加著しからず。
 四、單位以下の指數を四捨五入したる爲合計額が其内容の各算額と符合せざるものあり以下各表之に準ず。
 五、大正十年は收穫量は減少せざるも單價低落の爲減額せり。

(第二表)

農産物及同加工品輸移出額累年表

(價額單位千圓)

種別	數量單位	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正四年正	大正三年正	大正二年正	大正一年正	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年	明治十四年
米	千石	1,700,000	1,600,000	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	50,000
麥	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
大豆	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
其他の豆類	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
雜穀種子	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
蔬菜	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
果實	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
鳥獸肉	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
煙草	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
人蔘	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
蠶繭	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
家蠶繭	千石	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
生絲	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
牛皮	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
其他の毛皮骨角類及同製品	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
生牛頭	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
糠	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
其他雜品	千斤	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
合計		1,700,000	1,600,000	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	50,000

備考

一、本表中肉太字は數量を、普通活字は價額を示す。

二、明治四十四年以後を掲げたるは同年に於て貿易せられるものは主として前年の生産に係るものと看做し生産額との對照を便ならしめんとするに在り。

三、大正九年に於て穀類の輸移出額の減少したるは前年に於ける早害の影響に依る。

四、本表輸移出額中には隣接國境貿易を含みます。

(第四表) 耕地面積表

年次道別	種別		計	田	合計	自作		小作		土地臺帳未登錄耕地見積面積	
	一毛作番	二毛作番				田	田	田	田	田	火田
明治四十三年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十四年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大正元年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同五年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同六年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同七年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同八年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同九年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十一年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十二年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十三年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十四年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和元年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三年	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京畿道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清北道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清南道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅北道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅南道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙北道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙南道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黃海道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安南道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安北道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
江原道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡南道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡北道	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

備考
 一、大正七年以後は土地調査完成したるに依り調査精確なるも其の以前の調査は極めて杜撰なり故に累年の増加は事實を示すものに非ずと認め。
 二、大正六年以前の田には火田を含む。
 三、土地臺帳未登録耕地に付ては自作、小作の區別を缺く。
 四、單位以下の端数を四捨五入したる爲合計が其の内算と符合せざるものあり。

農 家 戸 數 表

年 次 道 別	種 別		戶 數		人 口		專 業 兼 業 別 農 家 戶 數		地 主 (甲) 地 主 (乙)		自 作 小 作		純 火 田 民	
	内地人	朝鮮人	支那人	其他の外国人	内地人	朝鮮人	支那人	其他の外国人	専業	兼業	自作	小作	自作兼小作	小作
明治四十三年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 四十四年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
大 正 元 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 二 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 三 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 四 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 五 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 六 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 七 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 八 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 九 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 十 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 十 一 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 十 二 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 十 三 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 十 四 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
昭 和 元 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 二 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
同 三 年	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
京 畿 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
忠 清 北 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
忠 清 南 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
全 羅 北 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
全 羅 南 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
慶 尙 北 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
慶 尙 南 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
黃 海 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
平 安 北 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
平 安 南 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
江 原 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
咸 鏡 南 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
咸 鏡 北 道	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
合 計	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

(一) 大正六年以前に在りては民籍の整理不十分なりし爲本表調査に係る計數も不完全なるを免れず。
(二) 地主(甲)とは其の所有する耕地を添く小作せしめ自ら耕作せざる者、地主(乙)とは所有耕地の大部分を小作せしめ一部分を自ら耕作する者とす。

(第六表) 米生産統計表

年次道別	種別		作付		反別		收穫		高		價額		一段歩收穫高			
	種別	別	種別	別	種別	別										
明治四十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正元年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和三十九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十六年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十七年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十八年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五十九年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六十一年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考
 一、大正八年に於ては早粳に依り農作物の收穫高何れも微減せり。而して其の被害の微甚なりしは黄海道、平安南道、平安北道の三道にして京畿道、咸鏡南道、江原道、忠清南道、忠清北道及咸鏡北道之に亞ぐ以下の各表之に準ず。
 二、合計の各欄其の内容の合算額と符合せざるものは單位以下四捨五入したるに依る以下の各表之に準ず。

(第八表)

豆類生産統計表

年次道別	作付反別			收穫種			高價			額		
	大豆	小豆	計	大豆	小豆	計	大豆	小豆	計	大豆	小豆	計
明治四十三年	46,600,000	2,195,000	48,795,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 四十四年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
大正元年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 二年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 三年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 四年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 五年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 六年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 七年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 八年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 九年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 十年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 十一年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 十二年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 十三年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 十四年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
昭和元年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 二年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
同 三年	46,700,000	2,195,000	48,895,000	2,250,000	66,600,000	68,850,000	1,100,000	3,350,000	4,450,000	0	0	0
京畿道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
忠清北道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
忠清南道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
全羅北道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
全羅南道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
慶尙北道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
慶尙南道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
黃海道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
平安南道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
平安北道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
江原道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
咸鏡南道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
咸鏡北道	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000	220,000	0	0	0
合計	1,100,000	1,100,000	2,200,000	1,100,000	1,100,000	2,200,000	1,100,000	1,100,000	2,200,000	0	0	0

備考
 一、其の他の豆は落花生、綠豆及其他を合計せるものなり。
 二、大正八年に於ては中部以北早害激しかりし爲收穫高を減少せり。其の最も甚しかりしは黃海、平南、平北、京畿の四道にして咸南、江原、忠南、忠北、咸北の諸道に次ぐ。
 三、作付段別は單位以下の端數を四捨五入したる爲合計が其の内容と符合せざるものあり。

(第九表)

粟及甘藷、馬鈴薯生産統計表

年次道別	粟			甘藷			馬鈴薯		
	反別	收穫高	價額	反別	收穫高	價額	反別	收穫高	價額
明治四十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京畿道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黃海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江原道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

一、大正八年收穫高は京畿、黄海、平安南北、江原及咸鏡南北道に早害ありたるに依り著しく減少せり。

二、甘藷及馬鈴薯は明治四十四年以前の分は其の調査を缺く。

(第十一表) 農用器具機械普及状況表

(昭和四年一月末現在)

道別	種別	石油發動機		揚水機		改良犁	大豆粕粉碎機	稻扱器		糶摺機	精米機	唐箕	萬石	製繩機	製蔴機
		臺數	馬力數	動力用	足踏用			千齒	廻轉式						
京畿道		3,721	1,695.0	773	1,992	4,130	5,075	3,729	8,163	9,336	3,444	5,193	2,523	1,684	3,437
忠清北道		2,961	1,278.5	22	7	1,300	1	33	1,195	33	1	1,233	1,571	5,803	3,101
忠清南道		3,933	1,766.0	1,961	1,495	5,805	3,447	3,744	10,568	14,336	2,344	6,947	1,787	1,069	2,940
全羅北道		4,411	2,133.0	9,611	7,233	7,811	8,211	9,099	6,211	10,626	4,526	5,593	3,110	9,111	2,946
全羅南道		4,401	2,133.0	9,611	7,233	7,811	8,211	9,099	6,211	10,626	4,526	5,593	3,110	9,111	2,946
慶尙北道		5,521	2,521.0	5,521	4,521	8,521	7,521	7,521	2,521	3,521	5,521	8,521	2,521	1,521	2,521
慶尙南道		4,521	2,121.0	4,521	3,521	7,521	6,521	6,521	1,521	2,521	4,521	7,521	2,521	1,521	2,521
黃海道		3,521	1,521.0	3,521	2,521	6,521	5,521	5,521	1,521	2,521	4,521	7,521	2,521	1,521	2,521
平安南道		2,521	1,121.0	2,521	1,521	5,521	4,521	4,521	1,521	2,521	4,521	7,521	2,521	1,521	2,521
平安北道		2,521	1,121.0	2,521	1,521	5,521	4,521	4,521	1,521	2,521	4,521	7,521	2,521	1,521	2,521
江原道		1,521	821.0	1,521	1,021	4,521	3,521	3,521	1,521	2,521	4,521	7,521	2,521	1,521	2,521
咸鏡南道		851	330.0	111	71	881	211	311	111	211	411	711	211	111	211
咸鏡北道		3	19.0	2	1	33	1	3	1	3	1	3	1	3	1
合計		37,211	16,950.0	7,733	19,921	41,300	50,751	37,291	81,631	93,336	34,444	51,931	25,231	16,841	34,371

備考
 (一) 大豆粕粉碎機は動力用と人力用とを含む
 (二) 廻轉式稻扱器、糶摺機、唐箕、萬石等は動力用と人力用とを含み精米機は動力用のみを掲げり

昭和五年三月二十七日印刷
昭和五年三月三十一日發行

朝鮮總督府殖産

發行局

154
#11-20,000

京城府太平通二丁目一番地

大海堂印刷株式會社